

第2章 災害予防計画

第1節 防災知識の普及・防災教育の強化	震-2-5
1. 住民・事業所等に対する防災知識の普及と意識啓発	震-2-5
2. 学校教育・社会教育における防災教育の強化	震-2-6
3. 人権尊重、男女のニーズの違いへの配慮	震-2-7
4. 過去の災害教訓の伝承	震-2-7
第2節 自主防災体制の育成	震-2-8
1. 自主防災組織の結成促進・地域防災ネットワークづくりへの支援	震-2-8
2. 自主防災組織への支援	震-2-9
3. 事業所における自主防災体制等の整備・強化	震-2-9
4. 防災訓練の実施等	震-2-11
第3節 災害に関する調査・把握	震-2-12
1. 災害に関する調査等	震-2-12
2. 災害復興のまちづくり研究	震-2-12
第4節 都市の防災機能の強化・ライフライン確保体制の整備	震-2-13
1. 市街地の整備	震-2-13
2. 道路及び交通施設の安全化	震-2-14
3. 河川・水路の整備	震-2-15
4. 農地・農業施設	震-2-16
5. ライフライン等の災害対応力の強化	震-2-16
6. ライフライン等確保体制の整備	震-2-18
7. 住民等への広報	震-2-21
第5節 建築物等の安全対策の推進	震-2-22
1. 建築物等の耐震対策	震-2-22
2. 建築物等の安全対策	震-2-25
3. 被災建築物応急危険度判定制度	震-2-26
第6節 地盤災害予防対策の推進	震-2-27
1. 液状化対策の推進	震-2-27
2. 土砂災害対策	震-2-28
3. 宅地防災対策	震-2-31
4. 地盤沈下の防止	震-2-32
5. 各種データの保存	震-2-33

6. 被災宅地危険度判定体制の整備	震-2-33
第7節 火災等予防対策	震-2-34
1. 地震火災の防止対策	震-2-34
2. 建築物の不燃化の促進	震-2-36
3. 防災空間の確保	震-2-36
4. 林野火災予防対策	震-2-36
5. 文化財の保護対策	震-2-37
第8節 消防、救助・救急体制の整備	震-2-38
1. 消防力の充実	震-2-38
2. 広域応援体制の充実	震-2-40
3. 消防思想の普及	震-2-40
4. 消防計画及びその推進	震-2-41
第9節 応急医療体制の整備	震-2-42
1. 医療関係機関等との連携強化	震-2-42
2. 医療体制等の確保	震-2-43
3. 医薬品等の確保体制の整備	震-2-44
4. 国民健康保険の一部負担金の減免、徴収猶予	震-2-44
第10節 防災拠点の整備・充実	震-2-45
1. 防災拠点の整備・充実	震-2-45
2. 広域応援に関する拠点候補地	震-2-47
第11節 避難体制の確立及び避難施設等の整備	震-2-48
1. 避難誘導體制の整備	震-2-48
2. 指定緊急避難場所、指定避難所等の指定	震-2-49
3. 指定避難所施設の整備等	震-2-57
4. 広域避難に関する支援要請又は受入れ	震-2-58
5. 応急仮設住宅対策	震-2-60
第12節 帰宅困難者等対策	震-2-62
1. 帰宅困難者等	震-2-62
2. 一斉帰宅の抑制	震-2-62
3. 帰宅困難者等の安全確保対策	震-2-63
4. 帰宅支援対策	震-2-64
5. 関係機関と連携した取組み	震-2-65
第13節 要配慮者の安全確保対策	震-2-66
1. 福祉のまちづくり（交流と支え合いの地域づくり）の推進	震-2-66

2. 在宅の要配慮者に対する対応	震-2-67
3. 社会福祉施設等における対策	震-2-77
4. 外国人に対する対策	震-2-77
第14節 緊急輸送体制の整備	震-2-79
1. 輸送手段の整備	震-2-79
2. 陸上輸送体制の整備	震-2-79
3. 航空輸送体制の整備	震-2-81
4. 水上輸送体制の整備	震-2-81
5. 交通混乱の防止対策	震-2-81
6. 公共交通機関	震-2-81
第15節 備蓄・物流体制の整備	震-2-82
1. 備蓄意識の高揚	震-2-82
2. 市における備蓄・調達体制の整備	震-2-82
3. 県における備蓄・調達体制の整備	震-2-84
4. 県及び市における災害時の物流体制の整備	震-2-85
第16節 防災用資機材の整備・調達	震-2-86
1. 防災用資機材等の整備	震-2-86
2. 調達・活用の体制	震-2-87
第17節 廃棄物等処理体制の整備	震-2-88
1. 震災廃棄物処理計画等の整備	震-2-88
2. 廃棄物等処理施設における災害対応力の強化	震-2-90
3. 障害物の除去	震-2-90
4. 処理負担	震-2-91
第18節 営農対策の推進	震-2-92
1. 指導及び助言	震-2-92
2. 広報活動による啓発	震-2-92
3. 農地・農業用施設	震-2-92
第19節 ボランティア・NPO活動環境の整備	震-2-93
1. 受入体制の整備	震-2-93
2. ボランティアの活動分野	震-2-94
3. ボランティア意識の啓発等	震-2-94
4. 災害ボランティアセンター運営スタッフ等の養成	震-2-95
5. 日本赤十字社千葉県支部防災ボランティア養成・研修	震-2-95

第20節 情報収集伝達体制の整備	震-2-96
1. 情報収集システムの整備・充実	震-2-96
2. 情報収集伝達体制の強化	震-2-99
3. 通信手段の整備	震-2-100
4. 指定避難所における連絡体制の整備	震-2-101
5. 支部の整備	震-2-101
6. 災害広報体制等の整備	震-2-101
7. 安否情報提供体制の整備及び安否確認手段の周知・啓発	震-2-103
第21節 防災活動組織の整備	震-2-105
1. 活動組織体制の整備	
2. 動員体制の整備・充実	
3. 行動マニュアル等の作成	震-2-106
4. 関係機関等との連携体制の整備	震-2-106
5. 職員の育成	震-2-107
6. 学校等における防災体制の確立	震-2-107
7. 保育園等における防災体制の確立	震-2-108
第22節 防災訓練	震-2-109
1. 総合防災訓練等の実施	震-2-109
2. 組織動員訓練等の実施	震-2-109
3. 地域防災訓練の実施等	震-2-110
第23節 業務継続計画等の策定	震-2-111
1. 業務継続計画（BCP）の策定	震-2-111
2. 事業継続計画（BCP）の策定	震-2-112

第2章 災害予防計画

第1節 防災知識の普及・防災教育の強化

危機管理室 市民部 健康こども部 産業振興部
教育委員会
佐倉市八街市酒々井町消防組合 千葉県
住民・事業所

《基本方針》

地震による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止し、住民等の生命、身体、財産を守るためには、住民一人ひとりが「自らの身の安全は、自らが守る（自助）」ことを基本認識としながら、地震についての正しい認識をもち、日頃から災害時に冷静に行動できる力を身につけることが必要不可欠である。

このため、市及び防災関係機関は、住民一人ひとりが、平常時から災害に対する備えを心がけ、災害時には自発的な防災活動を行えるよう防災及び減災思想の普及、啓発活動を行い、住民等の防災及び減災意識の向上を図るとともに、防災教育の推進に努める。

また、市及び防災関係機関は、被害想定等の実施や災害危険箇所の把握に努め、これらの調査結果等をもとに、可能な限り多様な媒体を用いて、住民等の防災及び減災意識の向上を図るとともに、本市に被害をもたらす大規模な地震に関する必要な資料を定常的に収集するとともに、継続的に調査研究を進める。

各地域の自主防災組織、自治会・町内会等や各事業所等は、地域住民や従業員等に対し、地震についての正しい認識をもち、日頃から災害時に冷静に行動できる力を身につけるよう啓発し、一人ひとりの防災力を高めるとともに、組織力を強化することにより、防災体制の充実を図る。

さらに、災害発生時において、組織が災害時に円滑かつ的確に活動できるよう、各地域の自主防災組織、自治会・町内会等や各事業所は、実践的な防災訓練を積極的に実施する。

なお、市及び防災関係機関は、震災知識の普及にあたっては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に対する配慮のほか、男女双方の視点への配慮が必要である旨を十分周知するよう努める。

1. 住民・事業所等に対する防災知識の普及と意識啓発

災害発生時において、犠牲者とならないためには、自助が不可欠である。自助なくしては、共助は発揮できず、自助・共助なくして、公助は発揮できない。

このため、市、県及び防災関係機関は、災害対策の基本は、自助・共助であり、公助の役割はその補完であることを周知徹底し、自助・共助の取組みを強化するために、防災に関する正しい知識の普及及び自ら考え行動する力を身につける等の防災意識啓発に努める。

また、住民・事業所等が佐倉市の危険度について把握することにより、日頃からの備えについて推進が図られるよう、市は、平成24年度に実施した「佐倉市防災アセスメント調査」の結果について、十分な周知を図る。

防災知識の普及等の実施にあたっては、「こうほう佐倉」等の印刷物、株式会社広域高速

ネット二九六（ケーブルネット296）による市提供番組等のあらゆる広報媒体を活用するほか、防災研修会を通じて行うなど、防災以外の事業においても実施に努める。

なお、防災知識の普及等の実施にあたっては、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者へ配慮をした広報資料の作成及び男女双方の視点を盛り込んだ分かりやすい広報資料の作成に努める。

(1) 自らの身を守るための知識

- ① 建物の耐震対策、家具の固定、ブロック塀等の安全対策、落下物防止対策
- ② 食糧、飲料水等の備蓄、救急用品等非常持出品の準備
- ③ 出火の防止及び初期消火の心得、住宅用火災警報器、感震ブレーカーの設置
- ④ 緊急地震速報に関する知識及び活用方法
- ⑤ 避難路、避難場所、避難方法の確認及び避難時の心得
- ⑥ 水道、電気、ガス、電話等の震災時の心得
- ⑦ 災害時の連絡先及び連絡方法
- ⑧ 地域の地盤状況や災害危険箇所
- ⑨ 防災学習（自助・共助・公助についての考え方を含む）
- ⑩ 帰宅困難者の心得
- ⑪ 地震保険の制度
- ⑫ 「地震イコール津波、即避難」等の津波防災意識

(2) 地域防災力を向上させるための知識

- ① 救助救護の方法
- ② 自主防災活動の実施及び自主防災組織等の地域との連携
- ③ 防災訓練の実施
- ④ 企業の事業継続計画（BCP）や防災マニュアル等の作成

(3) その他一般的な知識

- ① 地震、液状化等に関する一般知識、災害発生履歴、調査結果
- ② 各防災関係機関の震災対策
- ③ 地域防災計画の概要

2. 学校教育・社会教育における防災教育の強化

市及び防災関係機関は、地域コミュニティにおける社会活動等を促進し、多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及促進を図り、地域住民を含めた社会全体の防災力の向上を図る。

特に、今後の地震発生確率の観点から、現在、幼少期の住民は、将来何らかの大地震に遭遇することが、ほぼ確実視されることから、幼少期からの防災教育の実施は、必要不可欠である。このため、児童生徒等が災害や防災についての基礎的・基本的な事項を理解し、災害時には自らの判断の元に適切に対応し避難する力を養うため、教育機関においては、家庭や地域等と連携し、防災に関する教育の充実に努める。

また、防災教育の推進にあたっては、防災教育を新たに位置付けた「学校教育指導の指針」等に基づき、各学校において、児童生徒等の発達段階に応じた指導を行うとともに、自らの安全確保はもとより、他者や地域の防災に貢献しようとする意識を身につける、状況に応じた判断力を身につける等、防災意識及び思考力の向上を図り、より具体的で継続

的な指導を展開する。なお、実際の学習指導においては、防災教育のための専門の時間を確保するよう努めるが、防災教育のための専門の時間を確保することが困難な場合には、各教科指導の中に防災教育の要素を取り入れるといった工夫を行うことで、確実に防災教育を実施する。

このほか、生涯学習活動等においても、防災教育の実施とその充実を図る。

3. 人権尊重、男女のニーズの違いへの配慮

(1) 人権尊重

防災知識の普及及び防災教育の実施にあたっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人など、災害に際して迅速かつ適切な行動を取ることが困難な人や、必要な情報が十分に得られない、理解することが困難な人等がおり、このような「要配慮者」については、援護を必要とする状態が一人ひとり異なることを認識し、対応する必要がある旨の周知を図る。

(2) 男女のニーズの違いへの配慮

過去の災害時には、育児、介護、家事などの家庭的責任が増大し、その責任が女性に集中したり、女性や子どもを狙った犯罪が増加したり様々な問題が明らかになっている。

このことから、防災知識の普及及び防災教育の実施にあたっては、固定的な性別役割分担意識をなくし、方針決定過程や地域活動への女性の参画を促進する等、防災対策に、男女共同参画の視点を取り入れるとともに、男女のニーズの違いへの配慮が必要である旨の周知を図る。

具体的には、女性が安心して着替え・授乳などができる女性専用スペースの確保、周囲に気兼ねなく子どもを遊ばせられるスペースの確保、安全に配慮したトイレの設置、防犯パトロールの実施、指定避難所における女性・子どもへの暴力防止等について周知を図る。

なお、男女のニーズの違いへの配慮についての周知にあたっては、市民部自治人権推進課や男女平等参画を推進する拠点施設においても、危機管理室と連携を図りながら実施に努める。

4. 過去の災害教訓の伝承

県及び市は、過去に起こった大規模災害の教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、住民等に閲覧できるよう公開に努める。

また、住民等は、過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、また、自ら災害に備える手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加し、防災意識の向上を図る。

第2節 自主防災体制の育成

危機管理室 市民部 産業振興部
教育委員会
佐倉市八街市酒々井町消防組合
千葉県 関係機関
住民・事業所

《基本方針》

災害による被害の発生や拡大の防止のためには、発災直後の自助の取組みに加え、地域のつながりにより、自発的に救助活動や消防活動を行う自主防災組織等の共助や事業所の防災体制を強化する等、地域コミュニティにおける防災体制を充実させることも重要である。

住民及び事業所等による自主的な防災活動が、被害の拡大を防止する役割を担っていることをふまえ、地域における自主防災体制の整備に努める。

1. 自主防災組織の結成促進・地域防災ネットワークづくりへの支援

地震による被害の防止又は軽減を図るためには、「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助として、地域における自主的な救助活動や防災活動が必要である。

具体的には、予防対策の推進、出火防止の推進、初期消火体制の整備、被災者の救出救護、避難支援体制の整備が必要であり、特に、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）については、所在を把握するとともに、救出救護体制を整備することが必要である。

このため、市は、地域住民による自主防災組織の設置促進と活性化を図ることとし、日頃から大地震が発生した場合を想定した訓練の実施等を推進する。また、地域住民と協力して避難行動要支援者避難支援をはじめとする要配慮者の安全確保体制の整備に努めることとする。

また、県は、自主防災組織の機能強化を図るため、市町村との連携のもと、大規模災害発生時において各組織を取りまとめ、行政との連絡調整役を担うことが期待される災害対策コーディネーターの養成を促進する等、共助の中核となる人材育成を促進する。

自主防災組織は、日頃地域活動に大きな役割を果たしている女性の経験や能力を活用し、男女共同参画のもとに活動を実施するとともに、十分な活動ができるよう各種資機材の整備の充実に努める。

このほか、自主防災組織の災害時における迅速かつ的確な行動力の養成等を図るためには、継続的な防災活動とそれを支える消防団、民生委員・児童委員、小中学校、地域のボランティア、まちづくり協議会等の地域コミュニティによる防災ネットワークづくりが重要であり、市と県は、協力してこれを促進する。

なお、自主防災組織に求められる活動形態は、次のとおりである。

(1) 平常時

- ① 防災知識・意識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、各家庭内での安全対策の推進、地域コミュニティの醸成）
- ② 災害危険度の把握（土砂災害危険区域、地域の災害履歴、ハザードマップ）

- ③ 防災訓練の実施（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練）
- ④ 家庭の安全点検に関する広報・啓発（家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物の点検）
- ⑤ 防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材等の整備）
- ⑥ 要配慮者対策（避難行動要支援者の把握及び避難行動支援方法の検討、要配慮者に対する支援内容の整理等）
- ⑦ 他団体と連携した訓練活動の実施（近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業等との合同訓練、市・学校等との避難所運営訓練）

（2）発災時

- ① 情報の収集及び伝達（被害の状況、ライフラインの状況、避難勧告又は指示等）
- ② 出火防止、初期消火
- ③ 救出・救護（救出活動・救護活動）
- ④ 避難（避難誘導、避難所の運営等）
- ⑤ 給食・給水（避難所での食糧や飲料水、救援物資の配分、炊き出し等）

2. 自主防災組織への支援

市は、地域住民による自主防災組織が自発的に行う消火、救助・救護活動を支援するため、技術的指導や資機材の整備助成等に努める。

また、地域における災害時の応急活動や平常時の防災訓練の場でのリーダーとなる人材の育成に努め、地域防災力の向上を図る。

なお、自主防災組織への支援の実施にあたっては、女性が地域活動に大きな役割を果たしていることを踏まえ、その経験や能力が活用できるよう組織の在り方についての意識啓発等に努めるとともに、女性向けの防災知識の普及啓発等により、女性リーダーの育成に努め、男女のニーズの違いに配慮した地域防災活動の推進を図る。

（1）技術的指導

自主防災組織のリーダー研修等の実施に努める。

また、地域での防災活動に対する技術的指導、助言を行うとともに、防火・防災講習会、体験イベント型訓練、図上訓練等の支援に努める。

（2）資機材の整備助成等

市は、自主防災組織に対し、災害時の自主防災組織の円滑な活動に必要な防災用資機材の貸与を行う。

また、自主防災組織は、市より貸与を受けた防災用資機材を活用した訓練等の実施や防災用資機材の定期的な点検を実施するとともに、その維持管理に努める。

3. 事業所における自主防災体制等の整備・強化

（1）防災・防火管理体制の強化

学校、病院、百貨店等多数の人が出入りする施設の管理権原者は、消防法第8条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備を行うとともに、出火の防止、初期消火体制の強化等に努める。

高層建築物、雑居ビル等の防災体制について、消防法第8条の2の規定により、管理権原者には、「統括防火管理者」の選任を行うことが義務付けられている。また、選任さ

れた統括防火管理者は、建築物全体の防火管理に係る消防計画の作成、当該消防計画に基づく建築物全体の避難訓練等の実施等、建築物全体の防火管理上必要な業務の実施に努める。

なお、平成21年6月から、百貨店・ホテル・オフィスビル等多数の人が利用する大規模・高層の建築物等については、消防法第36条の規定により防災管理者の選任（共同防災管理を実施している建築物等においては「統括防災管理者」の選任）、防災管理に係る消防計画の作成、自衛消防組織の設置及び防災管理点検報告の実施が義務付けられたことから、事業所における消防防災体制を強化し、自衛消防力を確保するよう努める。

(2) 危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織

危険物施設は、災害が発生した場合、周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制の確立を図る。

また、高圧ガスには爆発性、毒性等の性質があり、地震によって高圧ガス施設等に被害が生じた場合には防災関係機関のみでは十分な対応を図ることができないことが考えられることから、危険物施設等管理者は、自主防災体制の確立を図る。

また、高圧ガス関係業界が地域的な防災組織を設立し、相互に効果的な応援活動を行うことができる体制の確立を図る必要があることから、県は、高圧ガス関係保安団体に対し防災活動に関する技術の向上、連携体制の確立、保安教育及び防災訓練の実施等に関し指導・助言を与え、その育成強化を図る。

(3) 中小企業の事業継続

震災等の危機管理対策の取組みが遅れている中小企業者等を対象に、事業継続計画（BCP）の策定について、普及啓発と取組みの促進を図るものとし、中小企業者等は、事業継続計画（BCP）の策定に努める。

(4) 従業員、利用者等の帰宅困難者対策

従業員、利用者等の帰宅困難者対策として、従業員等の施設内待機に係る計画を定めておくほか、冊子等（電子媒体も含む）により、施設内待機に係る計画の従業員等への周知に努める。

また、従業員、利用者等が事業所等の施設内に一定期間待機するために必要な水、食糧、毛布、簡易トイレ、携帯トイレ、衛生用品（トイレットペーパー等）、燃料（非常用発電機のための燃料）等の備蓄に努める。

このほか、従業員等の安否確認手段、従業員等と家族の安否確認手段の確保の取組みのほか、帰宅時間が集中しないための対応として、事業所における帰宅者の順序をあらかじめ定めておく等の帰宅ルールの策定に努める。

(5) 地域への貢献

事業所は、地域構成員であることを自覚し、災害に強いまちづくり及び災害に強い人づくりのため、事業所の周辺住民、自主防災組織等と連携・協力し、その災害対策活動に積極的に協力するよう努める。

(6) 応急対策活動への協力

市及びその他の行政機関が実施する災害対策事業、並びに災害発生時の救援・救助活動への協力体制整備の取組みの促進を図る。

4. 防災訓練の実施等

各地域の自主防災組織、自治会・町内会等や各事業所等は、地域住民や従業員等の一人ひとりの防災力を高め、組織力を強化し、災害発生時においては、組織が災害時に円滑かつ的確に活動できるようにすることを目的に、実践的な防災訓練等を積極的に実施する。

なお、防災訓練の内容等については、「第22節 防災訓練」に定めるところによる。

第3節 災害に関する調査・把握

危機管理室 土木部 都市部
上下水道部

《基本方針》

市は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、総合的かつ計画的な災害対策を推進するため、災害の発生状況や発生原因、地域の危険度、その他災害に関する事項について、調査・研究を行うとともに、その成果及び災害対策に関する情報を公表する。

また、災害予防及び円滑な災害復興が行えるよう、まちづくりの研究を推進する。

1. 災害に関する調査等

(1) 市は、災害の発生状況や発生原因、地域の危険度、その他災害に関する事項について、適宜調査及び研究を実施し、その成果を災害対策に反映させる。

(2) 市は、調査及び研究の成果について、住民・事業所等に公表するとともに、災害対策に関する情報の積極的な公表に努める。

特に、平成24年度に実施した「佐倉市防災アセスメント調査」の結果について、地震や液状化等に関する一般知識等と合わせ、十分な周知を図る。

2. 災害復興のまちづくり研究

地震災害や大規模市街地火災によって、市街地等が壊滅的な被害を受けた場合、被災後の市街地の復興(新しいまちづくり)が円滑に進められるよう、あらかじめ市街地等の整備のあり方、整備手法、土地利用計画等について住民等とともに検討を推進する。

第4節 都市の防災機能の強化・ライフライン確保体制の整備

危機管理室 産業振興部 土木部
 都市部 上下水道部
 千葉県 関係機関
 住民・事業所

《基本方針》

市をはじめ関係機関は、災害時における安全を確保するため、市街地の不燃化や防災空間の確保、都市基盤施設の防災機能の強化、土木構造物の耐震対策の実施、ライフライン施設や公共交通機関施設の災害対応力の強化等によって都市防災機能の強化を図り、災害に強いまちづくりを推進する。

また、女性、高齢者、傷病者、障害者、乳幼児、外国人等の視点も踏まえながら防災都市づくり計画を策定し、きめ細かな防災対策を含めた都市防災対策を推進する。

1. 市街地の整備

市は、住民の合意を得ながら、都市マスタープラン等に基づいて、市街地の不燃化や避難場所・避難路となる公園・道路等の都市基盤施設の効果的整備による防災空間の確保等、都市防災機能の強化を図り、ユニバーサルデザインに配慮しながら、災害に強いまちづくりを推進する。

(1) 防災機能を高める都市基盤施設配置

本市の都市構造は、土地区画整理事業等で計画的に面整備がおこなわれた市街地が分散し、その間に農地、樹林地等の緑地が位置していることから比較的災害に強い構造であるといえる。しかし、既存市街地のなかには、木造住宅の密集と細街路が目立ち、公園等の都市基盤施設整備が遅れている区域も多いことから、防火区画を考慮した計画的な施設配置が望まれる。

このため、既存市街地等の木造住宅が密集し、延焼の危険性の高い地域を中心に、鹿島川、高崎川、手繰川等の主要河川、都市計画道路を中心とした主要幹線道路、鉄道、公園等で構成される延焼遮断帯で囲むことによって延焼をくい止める防火区画の概念を活用した施設配置を推進する。

(2) 市街地の不燃化の促進

① 防火、準防火地域の指定

市は、地震時の火災、大規模市街地火災等を防止するため、商業系地域等で土地の高度利用を図るべき地域並びに避難路及び避難場所周辺地区、密集市街地等の都市防災上耐火化・不燃化を図る必要のある地域については、都市計画の見直し時期に建築物の現況や公共施設の配置状況等を勘案しながら、防火地域や準防火地域を指定し、耐火建築物又は準耐火建築物の建築を促進する。

② その他建築基準法に基づく延焼防止措置

建築制限防火・準防火地域以外の市街地における延焼の防止を図るため、建築基準法第22条の規定によるいわゆる屋根不燃区域に佐倉市全域が指定されていることから、これに基づき、木造建築物の屋根の不燃措置及び外壁の延焼防止措置を指導す

る。

③ 既存市街地の整備

道路・公園等の防災関連施設が不足している既成市街地については、地区整備の方針の策定に努めるとともに、方針に沿って民間の建築活動を適切に誘導し、建物の耐火・不燃化や老朽住宅の建て替えの促進、生活道路の拡幅整備、公共空地の確保等の施策推進に努める。

(3) 公園等の防災機能の強化及び防災空間の確保

公園・緑地等の都市基盤施設は、災害時における避難場所、避難路及び火災の延焼防止のためのオープンスペースとして防災上の役割も非常に高い。また、応急救助活動、応急物資集積の基地やヘリポートとしても活用できる重要な施設である。

このため、市及び関係機関はこれらの都市基盤施設の効果的整備に努め、防災空間の確保を図る。

① 都市公園等の整備

災害時における避難場所の確保、火災の延焼防止、各種災害応急活動の円滑な実施を図るため、都市公園等の体系的な整備を推進する。

このため、一時避難場所としての活用のほか、火災の延焼防止のためのオープンスペースとなる近隣公園や緊急避難の場所となる身近な都市公園等について、関係機関等との協議を密にして、その配置や規模等の検討を行いながら、適正な配置・整備に努める。

また、災害応急対策に必要となる施設（井戸、耐震性貯水槽、公衆トイレ等）の整備を進めることにより、防災機能の強化を図る。

② 緑地・広場等の整備・保全

火災による延焼防止を図るため、公園・緑地、広場等のオープンスペースの整備を推進するとともに、並木、工場等の大規模施設の周辺緑地、生産緑地、農地、林地の保全に努め、延焼遮断効果の向上を図る。

また、災害拠点病院として指定されている東邦大学医療センター佐倉病院や指定避難所のひとつである千葉県立佐倉西高等学校に近いという好立地にある（仮称）佐倉西部自然公園のその広大で平坦な多目的広場部分について、応急救助活動、応急物資集積やヘリポート等として活用できるよう防災機能を付加した整備を図る。

③ その他防災空地の確保

広場や空地等の所有者、占有者、管理者は、市長が必要と認めたときは、防災空地（災害応急活動に利用される空地）として、その土地の一時利用に協力するよう努める。

2. 道路及び交通施設の安全化

市及び関係機関は、道路、交通施設等の都市基盤施設に、被害を最小限に止めるための耐震性の強化及び被害軽減のための諸施策を実施する。

(1) 耐震性の強化

① 施設構造物の耐震対策にあたっては、直下型地震又は海溝型地震に起因する高レベルの地震動を考慮の対象とする。

② 施設構造物は、一般的な地震動に対しては機能に重大な支障が生じず、高レベルの地

震動に対しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標とし、市の地域的特性や地盤特性、施設構造物の重要度に即した耐震対策を実施する。

③ 防災性の向上にあたっては、個々の施設構造物の耐震性の強化のほか、多重化による代替性をもたせる等、都市防災システム全体としての機能確保に努める。

④ 干拓地等の軟弱地盤に設置された構造物については、液状化対策にも十分配慮する。

(2) 道路の防災機能の強化及び道路・緑道の整備

道路は、人や物を輸送する交通機能のみならず、震災時においては、火災の延焼防止機能も有している。

道路の新設・拡幅は、沿道建築物の不燃化を促し、オープンスペースとして火災の延焼を防止する等、災害に強い街づくりに貢献するところが大きい。

以上のことから、市及び関係機関は、都市の構造、交通及び防災等総合的に検討し、緊急性の高い道路から防災機能の強化及び整備に努める。

① 道路の防災機能の強化

避難路、延焼遮断帯としての機能を強化するため、主に次のような対策に努める。

ア 既存幹線道路等の拡幅

イ 耐火性能の高い樹種による緑化及び無電柱化の推進

ウ 不法占有物件の除去

エ 沿道建築物の不燃化

オ 工場等の大規模沿道施設の緑化

また、国及び県にあっては、市域の骨格道路である国道 51 号、同 296 号、主要地方道千葉八街横芝線、同千葉臼井印西線、同佐倉印西線、同成東酒々井線、県道佐倉停車場千代田線、同四街道上志津線、同神門八街線等の防災機能の強化に努め、市においては、主要な市道の防災機能の強化に努める。

このほか、主に次のような対策を行い、災害に強い道づくりに努める。

ア 道路法面の崩壊、路面の損壊、道路施設の変容や破壊等の被害危険性の調査及び危険箇所への必要な対策の実施

イ 緊急度の高い道路橋・高架道路等からの耐震対策の実施

ウ 橋梁、横断歩道橋等の定期的な点検の実施及び危険箇所への必要な対策の実施

② 道路・緑道の整備

道路・緑道は、災害時における避難路として、また、消防、救助・救護活動及び災害応急活動のための物資の緊急輸送路、大規模火災時の延焼遮断帯として重要な機能を有しているため、整備に努める。

(3) 鉄軌道施設

鉄軌道施設の耐震補強については、「既存鉄道施設の耐震補強に関する指針」、「鉄道構造物等設計標準（耐震設計）」に基づき実施する。

3. 河川・水路の整備

(1) 河川の防災機能の強化

県及び関係機関は、水防施設の崩壊による洪水、浸水を防止するため、河川・用排水路改修や治水・用水施設の整備を促進するとともに、大規模地震等の災害時において、緊急用水の供給源として活用できる川づくりを図る。

(2) 河川・水路の耐震対策

県、市及び関係機関は、河川・水路による地震水害を防止するため、堤防、護岸等の河川構造物を調査し、危険箇所には必要な対策を講じるとともに、河川・水路構造物の耐震性の向上に努める。

4. 農地・農業施設

農地・農業施設の災害対応力の強化については、「第18節 営農対策の推進」に定めるところによる。

5. ライフライン等の災害対応力の強化

都市の地下には上下水道管やガス管が、また地上には電気施設等が、網の目のように整備されている。

震災時、これらの施設が被害を受けると都市生活機能をまひさせるばかりではなく、応急対策を実施するうえでの大きな障害になる要因となることから、各施設の耐震性の強化等、地震に強いライフラインづくりを行っていく必要がある。

上下水道、ごみ・し尿処理、電力、ガス等のライフライン等に関わる事業者は、地震による被害を防止するため、平常時から施設・設備の強化と保全に努める。

(1) 上水道

災害による断水、出細りを防止するため、上水道施設の強化と保全に努める。

① 水道施設設備の強化

ア 水道施設については、「水道施設設計指針」「水道施設耐震工法指針」（公益社団法人日本水道協会）等に基づき、各種災害に耐える十分な強度の確保に努める。

イ 浄水場施設については、建屋、機械設備及び場内管路、浄水施設の耐震性を確保する。また、自家発電装置等の施設整備に努める。

ウ 配水管路については、耐震性の高い配管材料により耐震管路網の整備に努める。なお、配水管路の耐震化にあたっては、配水管路の老朽度に応じ、計画的に進める。

エ 管路のブロック化等により被害の最小化について検討を進める。

オ 常時監視並びに巡回点検を実施し、各施設の維持保全に努める。

② 水道の安定供給

自己水源の確保に努める。

(2) 公共下水道等

災害による公共下水道施設等の機能の低下、停止を防止するため、施設及び設備の強化と保全に努める。

県及び市（上下水道部）は、管渠については、変位を吸収する措置等による耐震性の向上、ポンプ場の耐震化を図るとともに、施設の流入・流出管の接合部の不等沈下、損傷を防止するため、当該部の耐震化に努める。また、県は、処理場の耐震化を図る。

このほか、常時監視並びに巡回点検を実施し、各施設の維持保全に努める。

(3) ごみ処理施設・し尿処理施設（佐倉市、酒々井町清掃組合 印旛衛生施設管理組合）

ごみ処理施設及びし尿処理施設の災害対応力の強化については、「第17節 廃棄物等処理体制の整備」に定めるところによる。

(4) 都市ガス(東京ガス株式会社、角栄ガス株式会社)

災害によるガスの漏洩を防止するため、ガス供給施設の強化と保全に努める。

① ガス供給施設の耐震性等の確保

新設設備は、ガス事業法「ガス工作物の技術上の基準」等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備は、必要に応じて補強等を行うとともに、ガスホルダーやガス導管の設計は、地震力を考慮して設計するほか、安全装置、遮断装置、離隔距離等を考慮して設置する。

また、ガス導管材料は高・中・低圧別に区分し、それぞれの状態に応じた最適な材料・継手・構造等を採用し、耐震性の向上に努める。とくに、低圧導管には地盤変異を吸収し、地震による損傷を最小限に食い止めるポリエチレン管(PE管)の使用を促進する。

② 安全性の確保

各施設・設備の定期点検等(特に埋設管や地下ピット)の着実な実施と、基準不適合設備の解消を進める。

③ 二次災害の防止

大規模地震発生時に二次災害の発生を防止するため、地区ガバナの遮断装置による緊急遮断、導管網のブロック化等を行う。

また、地震発生時、各地の地震動が把握できるよう工場・整圧所・幹線ステーションに地震計を設置するとともに、地区ガバナには、SIセンサーの設置を行う。

このほか、二次災害を防止するため、震度5相当以上の地震時にガスを遮断する安全システム(マイコンメーター)の普及促進に努める。

(5) LPガス(一般社団法人千葉県LPガス協会、日本瓦斯株式会社)

LPガス供給施設の強化と保全に努めるとともに、日常より定期点検等の実施、応急資機材の整備等により、消費設備の事故防止と震災時の二次災害を防ぎ、消費者の安全確保を図る。

① 安全性の確保

消費先の容器設置状況が基準に適合しているか確認し、容器のチェーン止め等による転倒・転落防止措置の徹底を図る。また、埋設管による供給施設についても、安全性の確保に努めるとともに、製造所・供給所等のガス施設においても、各種災害に耐えうる十分な強度の確保を図るとともに、各施設・設備の定期点検等(特に埋設管や地下ピット)の着実な実施と、基準不適合設備の解消を進める。

② 二次災害の防止

マイコンメーター等の安全器具の普及を促進し、さらに感震機能を備えた安全装置の導入についても促進を図るほか、消費者に対し、周知パンフレット等により地震時の元栓、器具栓、容器バルブの閉止等の措置について啓発に努める。

また、指定避難所に指定されている施設や避難所に指定される可能性が高い公共的施設等への安全器具の設置を図る。

③ ガスの安定供給

大規模地震に際して、販売施設、充填所等の被害によりガスの円滑な供給が不能となる事態が予想されることから、他地域からの供給経路、応援体制等を整備し、供給の円滑と保安の確保を図る。

また、市から災害時の応急対策として、ガス供給の要請がある場合に備え、体制を整備する。

(6) 電力供給施設(東京電力パワーグリッド株式会社成田支社 千葉総支社)

災害による電力の供給停止を防止するため、電力供給施設の強化と保全に努める。

① 電力供給施設の耐震性等の確保

発電・変電施設、送・配電施設、通信設備について、各種災害に耐える十分な強度の確保を図る。

② 保守・点検の実施と二次災害の防止

電気工作物を常に法令で定める技術基準に適合するよう保持し、さらに事故の未然防止を図るために定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には特別の巡視）並びに自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。

(7) 電気通信施設(東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、その他の通信事業者)

災害による通信の途絶を防止するため、電気通信設備及びその付帯設備の強化と保全に努める。

マンホール・ハンドホール及び埋設管路から構成されている土木設備について、管路の接続には、離脱防止継ぎ手等を使用して耐震性を高めるほか、構造系の異なる接続部は、フレキシブルジョイント化により耐震性を強化する。また、耐震性の高い、中口径管路の導入を促進する。

線路設備について、中継ケーブル網設備の2ルート化及び地中化を推進するほか、幹線系ルートは、プライオリティ付けを行い、高規格な中口径管路・とう洞に収容し、設備の耐震性強化を図る。

また、局内設備として、交換機等は、キャビネット型設備（自立型）の導入を促進し、耐震性の強化を図るほか、通信設備の周辺装置について、転倒防止対策を実施する。

(8) 電線共同溝の整備

電線共同溝について、震災時における電柱倒壊、電線切断の危険を回避するとともに、電力の安定供給、通信の信頼性の向上を図るため整備に努める。

(9) 放送施設(日本放送協会千葉放送局、株式会社広域高速ネット二九六)

災害時の放送が確保されるよう、放送施設・設備の防災性の強化と保全に努める。

また、株式会社広域高速ネット二九六は、「臨時災害FM放送に関する協定書」に基づき、大規模災害が発生した場合に、臨時災害FM放送を実施できる体制整備のほか、「緊急情報の放送に関する協定」に基づき、文字放送を実施できる体制整備に努める。

6. ライフライン等確保体制の整備

災害が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、平常時から防災体制の整備に努める。

(1) 上水道

災害時における被害の拡大防止、水道水の安定供給及び迅速な応急復旧を実施するため、平常時から防災体制の整備に努める。

① 応急復旧体制の強化

被害状況の迅速かつ的確な把握及び円滑な応急復旧を実施できるよう、あらかじめ損傷度が高いと予想される施設の把握に努めるほか、応急復旧活動マニュアルの整備、施設管理図書等の整備を推進する。

② 災害対策用資機材の整備点検

災害によって被災した上水道施設を迅速に応急復旧できるよう、必要な応急復旧用資機材等の備蓄や調達等による確保体制の整備を推進するとともに、給水車、給水タンク等の保有資機材の整備点検を行う。

また、災害時における情報の収集・連絡活動を迅速かつ的確に行う手段として、通信機器等の整備及び保守管理を行う。

③ 協力体制の整備

災害時に資機材や復旧要員等の応援が得られるよう、千葉県内の事業者や関係業者との協定を締結し、協力体制を整備する。

(2) 公共下水道

災害時における被害の拡大防止、衛生的な生活環境の維持及び迅速な応急復旧を実施するため、平常時から防災体制の整備に努める。

① 応急復旧体制の強化

被害状況の迅速かつ的確な把握及び円滑な応急復旧を実施できるよう、あらかじめ損傷度が高いと予想される施設の把握に努めるほか、応急復旧活動マニュアルの整備、施設管理図書等の整備を推進する。

② 災害対策用資機材の整備点検

災害によって被災した公共下水道施設等を迅速に応急復旧できるよう、必要な応急復旧用資機材等の備蓄や調達等による確保体制の整備を推進するとともに、保有資機材の整備点検を行う。

また、災害時における情報の収集・連絡活動を迅速かつ的確に行う手段として、通信機器等の整備及び保守管理を行う。

③ 協力体制の整備

県と協力して広域的な支援体制の整備をはじめ、国、他の地方公共団体等との相互支援要請体制を推進するほか、災害時に資機材や復旧要員等の応援が得られるよう、関係業者等との協定締結に努める等の協力体制を整備する。

(3) ガス(東京ガス株式会社、角栄ガス株式会社、一般社団法人千葉県LPガス協会、日本瓦斯株式会社)

災害時における二次災害等の被害の拡大防止、ガスの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧が実施できるよう努める。

① 応急復旧体制の強化

応急措置判断支援システムの開発・導入、被害状況と復旧作業工程に応じた効率的な動員体制や連絡体制の整備とともに、応急復旧計画の策定を推進する。

② 市との連携体制の整備

災害時に的確な復旧情報等の広報ができるよう、平常時から市との連携体制の整備に努める。

③ 災害復旧用資機材等の整備

資機材及び代替燃料の確保体制を整備する。

また、消火・防火設備の充実を推進する。

④ 協力体制の整備

東京ガス株式会社及び角栄ガス株式会社は、「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」(一般社団法人日本ガス協会)に基づき、単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者からの協力が得られる体制づくりを推進する。

また、一般社団法人千葉県LPガス協会及び日本瓦斯株式会社は、液化石油ガス販売事業者相互の支援体制の充実強化を検討・推進していく。

(4) 電力(東京電力パワーグリッド株式会社成田支社、千葉支社)

災害時における被害の拡大防止、電力の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧が実施できるよう努める。

① 応急復旧体制の強化

被害状況を迅速かつ的確に把握する体制やシステムの整備、対策要員の動員体制の整備とともに、優先復旧計画の策定を推進する。

② 市との連携体制の整備

災害時に的確な復旧情報等の広報ができるよう、平常時から市との連携体制の整備に努める。

③ 災害復旧用資機材の整備点検

資機材の確保体制、災害対策用設備の整備とともに、災害対策用車両の配備増強等を推進する。

④ 協力体制の整備

非常災害時における被害に対し、災害復旧資機材等の相互融通等を行い、電気事業本来の責務を遂行できるよう推進する。

(5) 電気通信(東日本電信電話株式会社)

災害時における公衆通信サービスの確保とともに、災害によって電気通信施設又は回線に故障が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧が実施できるよう努める。

① 応急復旧体制の強化

広い範囲の地域で災害が発生した場合、被災設備等の迅速な応急復旧を図り、通信を確保することを目的に、作業体制や応急復旧用資機材の確保体制等が確立されるよう推進する。

② 市との連携体制の整備

災害時に的確な復旧情報等の広報ができるよう、平常時から市との連携体制の整備に努める。

③ 災害復旧用資機材の整備点検

平常時から復旧用資材、災害対策用機器、消耗品を確保するとともに、必要な整備点検の実施を推進する。

④ 協力体制の整備

グループ会社、工事会社と協調するとともに、商用電源、発電用燃料、冷却水等の確保及び緊急輸送等の協力体制づくりを推進する。

7. 住民等への広報

災害時の対応について平常時から広報活動を実施し、住民等の意識向上を図る。

(1) 上水道施設、下水道施設

平常時から、飲料水等の備蓄の重要性、節水、水質汚濁防止、非常時の下水排除の制限等についての広報に努める。

(2) 電力供給施設、ガス供給施設

電力供給会社、ガス供給施設会社は、感電、漏電、ガスの漏洩、爆発、出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項等について広報に努める。

また、市は、電力供給会社やガス供給施設会社からの広報依頼があった場合には、積極的に広報協力を行う。

(3) 電気通信施設

電気通信会社は、災害時における通信輻輳緩和のため、緊急通話以外の電話の自粛、災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）の利用方法、緊急通話の場合にかかりやすい公衆電話の利用等、災害時の電話利用における注意事項について広報に努める。

また、市は、電気通信会社からの広報協力依頼があった場合には、積極的に広報協力を行うほか、住民等向けの災害対策に係る広報を実施する場合には、電気通信に関する広報の実施に努める。

第5節 建築物等の安全対策の推進

危機管理室 都市部 資産管理経営室
市各施設所管部局
佐倉市八街市酒々井町消防組合
千葉県 関係機関
住民・事業所

《基本方針》

昭和30年代以降の急激な都市への人口及び産業の集中により、都市の既成市街地のなかには、道路・公園等の都市基盤の整備が不足し、かつ、比較的古い木造住宅が密集する市街地等が相当数存在しており、建築物の倒壊等の集中的被害が生じるおそれがある。

また、建築基準法の耐震基準に適合しない既存建築物、ブロック塀や落下物等について、地震に対する安全性の向上を図る必要がある。

市、県、関係機関及び住民・事業所は、所管施設について、地震による建築物の倒壊や大規模火災による建築物被害の防止並びに軽減を図るため、建物の点検整備を強化し、耐震・耐火性を保つよう努める。特に、市、県及び関係機関は、公立教育施設、庁舎等の公共建築物について耐震化・不燃化を推進する。

また、市、県及び関係機関は、民間の建築物について、耐震化・不燃化の促進を図ること及びその重要度に応じて防災対策を実施することの周知徹底を図り、安全性の向上に努める。

1. 建築物等の耐震対策

阪神・淡路大震災においては、昭和56年以前に建築された比較的古い建築物に大きな被害が集中した。こうした事態に対処するため、現行の建築基準法に規定される耐震基準に適合しない既存建築物の地震に対する安全性の向上を図ることは、引き続き重要な課題である。

このため、市、県及び関係機関は、地震による建築物の被害を最小限にとどめるため、昭和56年以前に建設された建築物で、地震に対する安全性に係る建築基準法の規定に適合しない建築物、いわゆる新耐震基準施行以前の建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するとともに、それ以後に建設された建築物においても、防災上の重要度に応じて耐震性の向上を図る。

(1) 公共建築物の耐震化

公共建築物は、災害時の防災拠点や応急対策活動拠点として重要な役割を担うことから、防災上の重要度に応じた分類を行い、新耐震基準施行以前に建設された建築物の耐震診断を順次行うとともに、その結果に基づき、重要性や緊急性を考慮して計画的な耐震改修の実施に努める。

また、今後計画する建築物については、その建物がもつ防災上の役割を勘案し、一般の建築物より大きな地震にも耐えられるよう設計を行う。

(2) 教育施設の耐震化

① 県立学校・市立小中学校の耐震化の推進

学校施設は、児童生徒が1日の大半を過ごす学習、生活の場、かつ、災害時には地域住民等の指定避難所としての役割を持つことから、県は、県立学校について、千葉

県耐震改修促進計画及び県有建築物の耐震化整備プログラムに基づき、耐震化を進める。

② 私立学校施設の耐震化の促進

県は、私立学校等に対して国及び県の補助制度や日本私立学校振興・共済事業団の融資制度を活用し、速やかに校舎等の耐震化を進めるよう指導する。

(3) 民間建築物等の耐震化等

① 耐震改修等促進施策の実施

市、県及び関係機関は、耐震改修技術の普及・建築技術者の養成、耐震相談窓口の開設・所有者向けの啓発事業等、耐震改修等促進のための施策を推進する。

また、市は、新耐震基準施行以前に建設された民間の建築物について、耐震診断、耐震改修の実施が容易となるよう「木造建築物耐震診断補助事業」及び「木造住宅補強改造工事補助事業」の推進を図るとともに、市は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）」及び「千葉県耐震改修促進計画」、「佐倉市耐震改修促進計画」に基づき、緊急性の高い施設の所有者等に対して、耐震改修等の実施に向けた指導に努める。

さらに、市は、同法に基づき、耐震診断を行いその結果を報告することが義務付けられている建築物等の所有者に対しては、その着実な実施のために制度の周知等に努める。

このほか、市は、震災発生時に一人で避難することが困難な者がいる世帯を対象に、住宅が倒壊しても一定の空間を確保することで命を守る装置である「耐震シェルター」の設置について、推進を図る。

なお、緊急性の高い施設とは、以下の既存建築物とする。

ア 用途や規模等の特性によって設定する建築物

1) 被災時にその機能確保が求められる建築物

例：避難施設、救護・救援施設、災害復旧拠点施設、ライフライン管理施設等

2) 高齢者、身体障害者等の要配慮者が利用する建築物

例：社会福祉施設、老人保健施設等

3) 多数の者が利用する一定規模以上の建築物

例：百貨店、劇場、映画館等

イ 県及び市が震災時の避難、救援復旧活動等に使用する道路等として定めた以下の沿道区域内等に存する建築物

1) 避難路の沿道区域や避難地の周辺区域

2) 千葉県地域防災計画や佐倉市地域防災計画に基づく緊急輸送道路の沿道区域

3) 自然水利に面する道路の沿道区域

ウ 震災時に大きな被害が想定される比較的古い木造住宅が密集する市街地等の建築物

② 民間建築物等の防災対策の広報・周知

建築物の安全性の確保は、建築物の所有者や管理者が自己の責任において実施することが原則であることから、所有者等に対し、耐震改修等を積極的に実施するよう、指導に努める。

また、住宅の被害に対しては、全壊や大規模半壊といった大きな被害の場合、被災者生活再建支援法等により復旧支援があるものの、当該支援のみで再建が可能とはな

っていない。このため、市及び関係機関は、被害を受けた場合にあっても、補修をはじめとする維持管理を実施できるよう十分な資力を備えるよう啓発を行うほか、地震保険への加入促進に努めるものとする。

(4) ブロック塀や石垣等の安全対策・落下物等防止対策・老朽建築物等安全対策

① ブロック塀等の倒壊防止

平成24年度に実施した「佐倉市防災アセスメント調査」では、危険ブロック塀等のデータがないために、ブロック塀や石垣等の倒壊による人的被害の想定を行っていないが、過去の地震災害では、ブロック塀や石垣等の倒壊により、多くの人的被害が発生しており、本市においても、ブロック塀や石垣等の倒壊による人的被害の可能性がある。

また、ブロック塀や石垣等の倒壊は、人的被害の発生原因となるのみならず、災害時の避難活動や応急対策活動の妨げとなる。

このことから、県及び市は、所有者に対して安全点検と倒壊防止策の指導に努めるとともに、生け垣、又はフェンスへの転換や改善の推進に努める。

② 自動販売機の転倒防止

県は、関係団体等と連携して、「自動販売機据付基準」の周知等を行い自動販売機の転倒防止を推進する。

③ 屋外広告物等の落下防止対策

「千葉県屋外広告物条例」に基づき、倒壊や落下により住民等に危害を及ぼすことがないように、屋外広告物の設置者・管理者に対し、補修等必要な管理を行い、良好な状態を保持するよう啓発に努める。

また、「千葉県落下物防止指導指針」（平成2年11月制定）に基づき、建築物の窓ガラス、袖看板等の落下による歩行者等の被害を未然に防止するため、当該窓ガラス等の落下に関する専門知識及び技術の普及・建築物の所有者等への啓発等に努めるほか、商業地域等の人通りの多い道路や避難路に面する地上3階以上の既存建築物を対象に、窓ガラス、袖看板等の落下による危険性のあるものについては、建築物の所有者等に対して、適切な改修や補修の指導を行う。

④ 老朽建築物等安全対策

倒壊等の危険性のある老朽建築物については、建築物の所有者等に対して、適切な改修や補修等の指導を行う。

(5) 高層建築物における対策

平成17年に起きた千葉県北西部を震源とする地震において、千葉県内でもエレベーターに地震時管制運転装置が設置されていたにもかかわらず、閉じ込めが発生したほか、平成23年3月に発生した東日本大震災においても停電によりエレベーターが使用不能となり、住民生活に多大な影響を及ぼしたことから、エレベーターの閉じ込め対策の推進及びエレベーターの復旧の推進に努める。

① エレベーターの閉じ込め防止対策

地震時のエレベーターの閉じ込め被害を防止するため、地震時管制運転装置を設けていない既存エレベーターについて、高層建築物の所有者や管理者等は、同装置の設置に努める。

② エレベーターの停止に対する復旧の推進

地震等の災害時に、揺れや停電によりエレベーターが停止し、閉じ込められた場合の復旧方策について、高層建築物の所有者や管理者等は、関係団体等と連携し対策を進める。

③ 共同備蓄の推進等

高層集合住宅等は、停電等により、エレベーターが使用不能となった場合、著しく日常生活が困難となることから、管理組合等において、食糧・飲料水・その他生活必需物資の共同備蓄を進めるとともに、各家庭での備蓄の推進について啓発に努める。

また、エレベーターでの閉じ込め被害が発生した場合に備え、管理組合等は、エレベーター内に備蓄品を配置するといった対策にも努める。

(6) 家具・大型家電の転倒防止

市、県及び関係機関は、ホームページ、広報紙及び各種イベントにおいて、家具・大型家電の転倒防止対策を啓発する。

また、市は、家具・大型家電の転倒防止対策のうち、家具の固定工事について、補助事業を実施する等により、家具の固定化の推進を図る。

2. 建築物等の安全対策

市及び県は、建築物の安全性を確保し、住民等の生命を保護するため、建築物の敷地、構造及び設備等について、建築基準法等に基づく指導・助言を行うとともに、防災知識の普及や要配慮者対策を実施し、建築物等の安全対策を推進する。

(1) 「宅地造成等規制区域」の指定による、崖崩れや土砂の流出等の災害発生の危険性が高い地区等における建築の規制・誘導を行う。

また、関係機関と連携のうへ、ポスターや印刷物の配布、広報紙の活用、講習会の開催等によって、住民等に対し建築物に関する防火対策、液状化対策等の災害予防の知識の普及に努める。

(2) 特殊建築物、建築設備の安全確保

① 防災指導

不特定多数の人々が入り出りする特殊建築物及び建築設備については、建築基準法に基づく定期報告(建築基準法第12条)の時期に防災上必要な指導を行う。

※「特殊建築物」…劇場、百貨店、ホテル、病院、共同住宅、遊技場等の不特定多数の人々が利用する建物(建築基準法第2条)

「建築設備」……換気設備、排煙設備、非常用の照明装置、給排水設備

② 防災設備の充実

特殊建築物の所有者又は管理者は、消火設備、避雷設備等の防災設備を設置又は改修するとともに、警備体制の充実を図る。

③ 防災・防火管理体制の強化

「第2節 自主防災体制の育成」による。

(3) 工事現場災害防止対策

落下物に対する防護、土留め工事、建方工事の崩壊防止等、工事現場の危害防止について、関係機関の指導により安全確保を図る。

3. 被災建築物応急危険度判定制度

(1) 被災建築物応急危険度判定実施体制の整備

市は、住民の安全確保を図るため、県及び建築関係団体と協力して、平成18年3月に策定した「佐倉市被災建築物応急危険度判定震前準備計画書」及び「佐倉市被災建築物応急危険度判定実施本部業務マニュアル」等に基づき、被災建築物応急危険度判定を実施する体制を整備するほか、市有建築物について、被災建築物応急危険度判定を必要に応じ実施するための体制を整備する。

また、県は、全国被災建築物応急危険度判定協議会の定める要綱等に基づき、県内における応急危険度判定に関する実施体制の整備を図り、10都県被災建築物応急危険度判定協議会（「震災時等の相互応援に関する協定」平成8年6月締結）の規約に基づき、広域的な相互支援体制の整備に努める。

(2) 被災建築物応急危険度判定士の確保

市単独で、被災建築物応急危険度判定を実施することが困難な場合には、県に要請を行うこととなっているが、市有施設及び市内の住家等の被災建築物応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するため、「災害時における建築物被害状況調査の協力に関する協定」に基づき、一般社団法人千葉県建築士会及び公益社団法人千葉県建築士事務所協会に所属する建築士に応援を要請することとしている。

災害発生時における活動協力を円滑に行うため、相互の連絡体制を定め、平常時から連携強化に努める。

(3) 被災建築物応急危険度判定士の養成

建築士等の資格を有する市職員に対し、県及び関係団体が主催する「被災建築物応急危険度判定士認定講習会」の受講を促す等により、被災建築物応急危険度判定士としての養成を推進する。

(4) 制度の普及啓発

市は、県及び建築関係団体と協力して、応急危険度判定制度の趣旨について住民等の理解が得られるよう、広報紙等を通じて普及啓発に努める。

特に、災害に係る住家等の被害認定調査（住家等罹災証明判定調査）とは、制度の趣旨が異なり、応急危険度判定結果と災害に係る住家等の被害認定調査（住家等罹災証明判定調査）結果とは、一致するものではないことについて、十分な普及啓発に努める。

(5) 応急危険度判定を受けた者の責務

応急危険度判定を受けた所有者等は、その結果に基づき、避難・建築物の補強等、適切な対応を図るよう努める。

第6節 地盤災害予防対策の推進

危機管理室 産業振興部 環境部 土木部 都市部
 資産管理経営室
 千葉県 関係機関

《基本方針》

市、県及び関係機関は、土砂災害等を未然に防止するため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下、「土砂災害防止法」という。）、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（以下、「急傾斜地法」という。）等に基づき土砂災害の防止に努める。

平成23年3月に発生した東日本大震災では、佐倉市内においても、かつて水辺・湿地・水田であった低地に造成された住宅地等において、広域にわたり液状化現象を含む地盤被害が発生した。また、千葉県内においても、液状化現象による人的被害は、ほとんどなかったものの、各地で大量の噴砂や沈み込み、浮き上がり、抜け上がり、地波等により多くの建物や道路、上下水道等のライフラインに被害が生じたところである。このため、液状化対策をはじめとする地盤災害防止対策を推進していく。

1. 液状化対策の推進

上下水道施設等のライフラインや、道路・橋梁等の公共施設については、その機能の維持や早期復旧が、住民等の生活や地域全体の復旧にも大きく影響するものであるため、地盤の改良や施設の耐震化の推進等、液状化しにくい又は液状化に強い施設づくりを推進するとともに、住民・事業者に対する液状化に関する知識の普及に努める。

さらに、液状化現象により、ライフライン施設の被害が発生した際の迅速な応急復旧のための体制整備に努める。

(1) ライフライン施設、公共施設の液状化対策

① 上水道施設

地中配管設備等について、地盤特性を十分に把握し、適切な管種の選定、建物等との取付け部における伸縮性、可とう性のある管の採用や地盤改良等により、液状化の発生を防止する対策や、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策を必要に応じ適切に実施する。

② 公共下水道施設等

地中配管設備等について、地盤特性を十分に把握し、適切な管種の選定、建物等との取付け部における伸縮性、可とう性のある管の採用や地盤改良等により、液状化の発生を防止する対策や、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策を必要に応じ適切に実施する。

③ 道路橋梁

橋台や橋脚周辺の地盤の液状化が予想される橋梁については、液状化が予想される地盤の改良や固い支持地盤まで支持杭を打ち込む等の方法を講じて落橋や倒壊を防ぐ。

④ 河川・水路

河川・水路においては、堤防や護岸等の液状化等による被害により、通常の水位で浸水するおそれもあるため、堤防や護岸等の整備にあたっては液状化対策等の耐震対

策を考慮して実施する。

⑤ 公共建築物

市及び県は、市有建築物や県有建築物について、防災上特に重要な施設の設置にあたっては、地盤改良等を行い、液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を最小限に防止する対策等の実施に努める。

また、市及び県は、市有建築物や県有建築物について、新築、建て替え時に個別の液状化対策の対応を行う。

(2) 液状化対策の広報・周知

① 液状化現象に関する知識及び液状化しやすさマップや揺れやすさマップの広報・周知

東日本大震災を受け、平成23年度に県が公表した「液状化しやすさマップ」や「揺れやすさマップ」、平成24年度に市が実施した「佐倉市防災アセスメント調査結果」について、住民等にわかりやすく広報・周知を行う。

また、住民・事業所の液状化対策を推進するために重要な情報となる地盤情報を収集・公表し、住民・事業所に足元の地盤の成り立ちに関心を持ってもらうよう努める。

② 住宅の液状化対策工法等の広報・周知

建築物の耐震化と同様に、建築物にかかわる防災対策は、建築物の所有者や管理者が自己の責任において建築物の安全性を確保することが原則であることから、所有者等には、液状化対策に努めるよう、指導を徹底していく必要がある。

ひとたび液状化により住宅に被害が発生すれば、住民等の個人の生活や経済面に大きな負担がかかる。このことから、住民等に対し、「液状化しやすさマップ」を参考に、液状化発生のリスクがある地域においては、住宅建築前に、十分なボーリング等の地盤調査を実施し、液状化発生を抑止する基礎の強化や表層地盤改良等の液状化対策工法を選定して行う必要があることを広報、啓発する。

既存住宅においては、液状化対策工法はかなり限られるが、国や大学等の研究機関が住宅建築後の液状化対策工法について研究を進めていることから、市及び県は、これらの研究結果や施工例の情報を収集して、住民等への広報に努める。

また、住宅の被害について、全壊や大規模半壊といった大きな被害に対しては、被災者生活再建支援法等により復旧支援があるものの、当該支援のみで再建が可能とはなっていない。このため、市及び関係機関は、被害を受けた場合にあっては、補修をはじめとする維持管理を実施できるよう十分な資力を備えるよう啓発を行うほか、地震保険への加入促進に努めるものとする。

2. 土砂災害対策

市域内には、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号以下「急傾斜地法」という。）に基づく急傾斜地崩壊危険区域が20箇所指定され、山腹崩壊危険地区も21箇所指定されている。

また、崩壊のおそれのある急傾斜地崩壊危険箇所が188箇所あげられており、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号以下「土砂災害防止法」という。）に基づく土砂災害警戒区域が順次指定されている（平成29年12月末時点で123箇所指定）。

市及び県は、土砂災害から住民の生命を守るために、土砂災害が発生するおそれのある

区域を明らかにするとともに、ハード対策を趣旨とする急傾斜地法及び警戒避難体制の整備や一定の行為の制限を行う等、ソフト対策を趣旨とする土砂災害防止法に基づき、次に掲げる事項について推進する。

(1) 土砂災害危険箇所等の把握・周知

県は、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれのある土地、当該土地のうち建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある土地について、その土地の利用状況、人家、公共施設等の状況、過去の災害実態等について調査する。

さらに、土砂災害防止法第4条第2項の規定により、その結果を公表する。

また、市は、上記結果を対象地域の住民等に対し周知することにより、住民等の防災意識の向上を図る。

このほか、県及び市は、梅雨期・台風期等の長雨、豪雨が予想される時期に関係機関と協力して防災パトロールを実施する。

(2) 急傾斜地崩壊防止対策の推進

県は、急傾斜地法に基づき、急傾斜地崩壊危険区域における崩壊防止対策を促進するとともに、相当数の居住者の危険が予想される急傾斜地崩壊危険箇所については、地域住民の協力を得ながら急傾斜地法第3条の規定に基づき急傾斜地崩壊危険区域として指定を促進する。

また、県は、急傾斜地崩壊危険区域内において、土地所有者、管理者及び被害を受けるおそれのある者等が防止工事を施行することが困難又は不相当と認められ、かつ、急傾斜地法に基づく工事採択基準に適合するもののうち、緊急度が高く、地域住民の協力が得られるものから順次法面防護工、排水工等の防止工事を実施する。

【急傾斜地崩壊危険区域指定基準】

次の各号に該当するがけについて、知事が必要と認めるもの。

- a 急傾斜地の勾配が30度以上のがけ
- b 急傾斜地の高さが5m以上のがけ
- c 急傾斜地の崩壊により、危害が生ずるおそれがある人家が5戸以上あるもの、又は5戸未満であっても、官公署・学校・病院・旅館等に危害を生ずるおそれのあるもの

(3) 佐倉市災害対策条例に基づく重点整備地区への支援

市は、佐倉市災害対策条例に基づき、市の定める重点整備地区内における急傾斜地の崩壊防止工事を行う者に対し、必要な支援を実施し、安全な居住環境の確保を推進する。

(4) 土砂災害防止法に基づく対策の推進

① 土砂災害警戒区域・特別警戒区域の指定

平成29年12月末時点において、市内では123箇所の土砂災害警戒区域と118箇所の特別警戒区域が指定されている。今後も、土砂災害警戒区域・特別警戒区域の指定予定地である急傾斜地崩壊危険箇所より、順次指定がなされる予定となっている。

県は、急傾斜地崩壊危険箇所の調査を実施し、土砂災害警戒区域・特別警戒区域の指定に努める。なお、市は、県が実施する土砂災害警戒区域・特別警戒区域の指定に協力をする。

② 土砂災害ハザードマップの整備・提供

市は、土砂災害危険性の事前周知を図るとともに、住民等の防災意識の向上を図るため、土砂災害の発生が想定される区域や避難場所、災害対策関係施設等を明示した土砂災害ハザードマップの整備を行う。また、ハザードマップ作成にあたっては、土砂災害の対象となる区域に居住する住民等に参加を求めていくものとする。

市は、土砂災害ハザードマップの整備を行った後は、住民等に対し、印刷物の配布や広報紙、インターネットによる公表等、多様な手段により、土砂災害に関する知識の普及と防災意識の高揚を図る。

また、適宜見直しを行い、常に最新の情報を提供できるよう努める。

③ 警戒避難体制の整備

ア 千葉県土砂災害警戒情報システムの活用

千葉県土砂災害警戒情報システムを活用し、土砂災害の危険が予想される地区を的確に把握するための体制の整備に努める。

イ 警戒・避難・救護等緊急対策に関する体制整備

市は、土砂災害の発生に対し、警戒・避難・救護等が円滑に実施できるよう、住民・事業所の協力のもとに、次のような措置により体制の強化を図る。

- 1) 市は、土砂災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（以下、「要配慮者利用施設」という。）で、土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定める。また、当該施設の所有者又は管理者は、災害に備えて、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にした防災計画を策定する。市は、当該施設の防災計画策定にあたり必要な支援を行う。

なお、土砂災害警戒区域内に存する要配慮者利用施設の名称及び所在地等については、資料編に掲げるとおりである。

- 2) 土砂災害警戒区域内における要配慮者利用施設の施設管理者及び在宅の避難行動要支援者や住民が、土砂災害の危険性が発生した際に適切な対応ができるよう、土砂災害に関する情報等の的確かつ迅速な伝達体制を整備するとともに、対象となる住民や要配慮者利用施設等の対応状況等を確認するための体制の整備に努める。
- 3) 個々の土砂災害危険箇所について、地域の実情に応じた避難場所及び避難路の選定、確保等に努めるとともに、避難路を選定、確保した場合は、土砂災害ハザードマップに明示する。

なお、避難路の選定、確保にあたっては、土砂災害等に対する安全性が確保されたルートを選ぶことが基本となるが、やむを得ず土砂災害等の危険性がある箇所を有するルートを選ぶ場合には、土砂災害等の危険性がある区間を明示する。

- 4) 避難情報（避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）をいう。以下同じ。）等の伝達については、電話、佐倉市防災行政無線（同報系（固定系））、広報車、株式会社広域高速ネット二九六（ケーブルネット296）による緊急情報放送、エリアメール、緊急速報メール、メール配信サービス、ホームページ、SNS、災害情報共有システム（Lアラート）等を用いる。

なお、住民や要配慮者利用施設管理者等は、佐倉市メール配信サービスに登録する等により、自ら情報を取得するための備えに努める。

(5) 土砂災害警戒情報の発表

① 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨警報が発表され、土砂災害発生の可能性が高まったときに、県と銚子地方気象台が共同で発表する。

② 土砂災害警戒情報の発表単位

土砂災害警戒情報は、市町村単位で発表される。

③ 土砂災害警戒情報の発表基準

土砂災害警戒情報は、大雨警報が発表中であり、降雨の実況及び数時間先までの降雨予測値を基に作成した指標が、土砂災害発生危険基準線（Critical Line 以下「CL」という。）を超過するときに発表される。

④ 土砂災害警戒情報の解除基準

降雨の実況値を基に作成した指標が、CLを下回り、短時間で再び発表基準に達しないと予想される場合、解除される。

なお、無降水時間が長時間続いているにもかかわらず、指標がCLを下回らない場合は、千葉県と銚子地方気象台が協議のうえ、解除する場合もある。

⑤ 市の対応

市は、土砂災害警戒情報が発表された場合、住民等に周知するとともに、千葉県土砂災害警戒情報システムを活用し、必要に応じ避難情報を発令し、上記の避難情報等の伝達手段により土砂災害警戒区域内の住民等に周知徹底を図る。

また、土砂災害警戒情報が発表された場合に、直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準及び発令範囲を設定する。

なお、避難勧告等の発令の際には避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告等を発令する。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知する。

このほか、市は、「第22節 防災訓練」に定めるところにより、土砂災害に係る避難訓練の実施に努める。

(6) 土砂災害警戒情報における地震等発生後の暫定基準

地震等の発生後は、地盤条件等が変化し、通常時よりも少ない降雨で土砂災害が発生しやすくなる。

県は、平成25年5月15日付け国土交通省及び気象庁の事務連絡「土砂災害警戒情報における地震等発生後の暫定基準の設定と見直し」に基づき、地震等の発生後における土砂災害警戒情報の発表・解除に関する暫定的な運用基準を銚子地方気象台と協議したうえで設定し、「千葉県土砂災害警戒情報に関する実施要領」に定め、地震等発生時における土砂災害警戒情報の的確な運用に努める。

3. 宅地防災対策

(1) 土地利用の適正化

市は、市域における宅地造成工事について、都市計画法及び宅地造成等規制法施行令の技術基準に基づいて許可と完了検査を行い、災害の防止を図る。

また、宅地災害の防止を図るため、住民等からの情報提供等により、宅地等の地盤や擁壁等に危険を発見した場合は、擁壁の改善、宅地保全について宅地の所有者に勧告す

る等、宅地の災害防止に努める。

(2) 急傾斜地崩壊危険区域に対する措置

県は、急傾斜地における災害を防止するため、急傾斜地法に基づき崩壊を助長するような行為の制限、防災措置の勧告及び改善措置の命令等を行う。

また、急傾斜地崩壊危険区域内における居室を有する建築物については、建築基準法及び建築基準法施行条例に基づく災害危険区域の指定により、建築物の建築制限を行う。

現在、災害危険区域に指定されている区域は、急傾斜地崩壊危険区域として指定されている区域のとおりである。

(3) 土砂災害特別警戒区域に対する措置

土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害により著しい危害が生じるおそれのある区域は、県により、土砂災害特別警戒区域として指定されることになる。土砂災害特別警戒区域においては、県により次の措置が講じられる。

- ① 建売分譲、宅地分譲、社会福祉施設等の開発行為に対する許可
- ② 建築基準法に基づく建築物の構造規制
- ③ 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
- ④ 勧告による移転者への融資及び資金の確保

4. 地盤沈下の防止

河川沿岸等の低地帯は、浸水等の災害に対してぜい弱である。従来から行ってきた地盤沈下防止対策は、低地帯化の進行を停止させ、被害防止に資するものである。

地盤沈下の原因のひとつとして、地下水の過剰揚水による泥層の収縮によるものがあるが、北総地域でも一部沈下がみられることから、佐倉市においては、千葉県環境保全条例により、工業用水法、ビル用水法に規定される用水、水道用水、農業用水、鉱業用水、ゴルフ場（10ha以上）での散水を規制対象として、「ストレーナの位置：250m以深、吐出口断面積：21cm²以下」という内容の地下水汲上げ規制がなされている。

なお、市では、指定避難所を中心に防災井戸の設置を行っているが、一定の条件を具備した非常用井戸については、例外的に設置できるものとされている。

【非常用井戸として認められる要件】

- ① 地震その他の災害により、上水道等が停止した場合の必要最小限の用水を確保する揚水施設で、国、県又は市町村の地域防災計画に位置づけられているもの
- ② 設置主体は、国、県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び医療法人等
- ③ 設置場所は、避難場所、備蓄基地等の防災拠点と医療機関等
- ④ 災害時に設置場所周辺の住民に飲料水が供給できること
- ⑤ 井戸ストレーナの深さは、周辺井戸に影響を与えない深さ、耐震構造で自家発電施設が併設されていること
- ⑥ 災害時以外に使用しないことが配管、水量測定器等で確認できる構造であること（保守管理に必要な場合等を除く。）

5. 各種データの保存

市、県及び関係機関等は、急傾斜地崩壊防止施設等の所管施設が被災した際に、円滑な応急復旧、あるいは改良復旧等が施行できるよう、施設台帳等の各種データの整備・保存、重要な公共土木施設等の資料整備や複製の保存に努める。

6. 被災宅地危険度判定体制の整備

(1) 被災宅地危険度判定実施体制の整備

市は、住民の安全確保を図るため、県及び関係団体と協力して、地震によって被災した宅地等の危険度判定を実施する体制の整備を図る。

また、宅地危険度判定に必要なマニュアル、備品の整備に努めるとともに、県から派遣された危険度判定士の受入れ体制の整備を図るほか、支援体制の整備を図る。

(2) 宅地危険度判定士の養成

土木・建築又は宅地開発の技術に関する経験を有する市職員に対し、県及び関係団体が主催する「被災宅地危険度判定士養成講習会」の受講を促す等により、宅地危険度判定士としての養成を推進する。

(3) 制度の普及啓発

市は、県及び関係団体と協力して、危険度判定制度の趣旨について、広報紙等を通じて普及啓発に努める。

第7節 火災等予防対策

危機管理室 産業振興部 土木部 都市部
教育委員会
佐倉市八街市酒々井町消防組合
千葉県 関係機関

《基本方針》

大正12年9月に発生した関東大震災では、死者の9割弱が火災を原因とするものであった。都市化の進展した市街地では、可燃物の密集、ガソリン等各種危険物の貯蔵・取扱量の増大、木造住宅が密集する市街地等の拡大等、依然として、火災による二次災害の危険性は高い。

今後、起こりうる首都直下地震等の大地震においては、何よりもまず、地震火災を最小限に抑えることが重要であり、一般家庭や危険物施設等への指導による出火防止や建築物の不燃化促進等を実施する必要がある。

このため、市及び佐倉市八街市酒々井町消防組合は、火災の発生を防止するとともに、地震等に伴う市街地火災、林野火災等に対し、延焼の拡大を防止するため、建築物の不燃化促進、出火防止と初期消火の徹底、事業所をはじめとする防火管理体制の強化を図り、あわせて住民等に対し消火器や地震発生時の火気の取扱い等の啓発活動の推進に努める。

また、火災による被害を最小限にとどめるため、消防力の充実に努める。

1. 地震火災の防止対策

平成24年度に実施した「佐倉市防災アセスメント調査」では、出火点を全壊建物からの出火、初期消火率50%、消防水利の半径80mは消火可能、出火点は不燃領域率50%未満の地点のため延焼無しとの仮定に基づき、被害想定を行ったことから、炎上出火件数6件、焼失棟数6棟となっている。

しかし、一般家庭や事業所等において、十分な出火防止が行われていないことにより、全壊建物以外から出火する場合や高齢化や地域コミュニティの希薄化、初期消火にあたる人員の不足等により、自助や共助による初期消火ができない場合等のケースが生じた場合には、上記被害想定以上の被害が発生する可能性がある。

特に、道路の幅員が狭い地域や公園等のオープンスペースが少ない地域、木造住宅が多く分布している地域において出火した場合は、延焼が拡大する可能性がある。

(1) 出火の防止

① 一般家庭に対する指導

一般家庭内における出火を防止するため市及び佐倉市八街市酒々井町消防組合は、自主防災組織や自治会・町内会等の各種団体を通じて一般家庭に対し、火気使用の適正化及び消火器具等の普及と取扱い方法について指導を行うこととし、「身の安全を確保した後、火の始末、火が出たら消火」等の地震火災の心得の普及及び徹底を図る。

また、住宅火災による死者数の低減に有効な手段である住宅用火災警報器が市内全ての住宅に適正に設置されるよう努めるとともに、防災製品の活用を推進する。

さらに、復電時等における電気に起因する火災を防止するため、関係機関と連携し、感震ブレーカー等の普及や自宅から避難する際にブレーカーを落として避難するよ

う啓発する等により、出火防止対策を推進する。

② 防火対象物の防火管理体制の確立

佐倉市八街市酒々井町消防組合は、防火管理者設置義務対象の防火対象物には、必ず防火管理者の設置と消防計画の作成を履行させるとともに、小規模防火対象物についても、地震に対する事前対策と発災時の応急対策が効果的に行い得るよう行政指導を強化し、防火管理体制の確立を図る。

なお、平成24年6月の消防法改正により、平成26年4月以降、共同防火管理を実施している建築物等においては、「統括防火管理者」の選任が義務付けられたことから、必ず統括防火管理者の選任がなされるよう指導を行う。

③ 予防査察の強化

佐倉市八街市酒々井町消防組合は、消防法4条の規定による立入検査を強化し、防火対象物の用途、地域等に応じた計画的な立入検査等を実施し、常に当該区域内の防火対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努め予防対策の万全を期する。

④ 危険物施設等の保安監督の指導

県及び佐倉市八街市酒々井町消防組合は、消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者等に対し、自主防災体制の確立、保安要員の適正な配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するよう指導し、当該危険物施設等に対する保安の確保に努めさせるとともに、消防法の規定に基づく立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。また、佐倉市八街市酒々井町消防組合は、佐倉市八街市酒々井町消防組合火災予防条例の規定に基づく少量危険物及び指定可燃物の管理及び取扱いについても、所有者、管理者等に対して必要な助言又は指導を行う。

⑤ 危険物取扱者保安教育の徹底

県は、危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所において、取扱作業に従事する危険物取扱者に対して取扱作業の保安に関する講習を実施する。

⑥ 消防設備士に対する教育の徹底

県は、消防設備士資格取得者に対し、消防用設備等に関する技術の進歩に伴い、これらに対応し得るよう消防設備士の講習を実施する。

⑦ 化学薬品等の出火防止

県及び佐倉市八街市酒々井町消防組合は、化学薬品を取り扱う学校、病院、薬局、研究所等の立入検査を定期的に行い、保管の適正化の指導を行う。

⑧ 消防同意制度の活用

佐倉市八街市酒々井町消防組合は、建築物の新築、改築等の許可、認可、確認の同意時、防火の観点からその安全性を確保するため、消防法第7条及び建築基準法第93条に規定する消防同意制度の効果的な運用を図る。

⑨ 火の使用の制限に関する周知

佐倉市八街市酒々井町消防組合は、住民等に対し、火災に関する警報が発せられた場合における火の使用制限について、周知徹底を図る。

なお、佐倉市八街市酒々井町消防組合火災予防条例における、火災警報発令下での火の使用制限については、次のとおりである。

ア 山林、原野等において火入れをしないこと

- イ 煙火を消費しないこと
- ウ 屋外において火遊び又はたき火をしないこと
- エ 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の附近で喫煙をしないこと
- オ 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて管理者が指定した区域内において喫煙をしないこと
- カ 残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること
- キ 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行なうこと

(2) 初期消火

- ① 市及び佐倉市八街市酒々井町消防組合は、家庭及び職場での初期消火の徹底を図るため、各家庭や職場に対して消火器具の設置を奨励する。
- ② 市、佐倉市八街市酒々井町消防組合及び県は、住民等に対して初期消火に関する知識、技術の普及を図るとともに自主防災組織を指導する。

(3) 延焼拡大の防止

① 消防水利の整備

震災時においては、消火栓は、水道施設の被害等により断水又は大幅な機能低下を被るおそれがあることから、市は、耐震性貯水槽等の整備による消防水利の計画的な整備を図るほか、プールや自然水利等の活用等による消防水利の確保を図る。

② 市街地における空中消火の検討

市街地に同時多発火災が発生した場合に備え、市及び佐倉市八街市酒々井町消防組合は「消防防災ヘリコプターの効果的な活用に関する検討会報告書（平成21年3月）」を基に、市街地における空中消火について検討する。

2. 建築物の不燃化の促進

「第4節 都市の防災機能の強化・ライフライン確保体制の整備」による。

3. 防災空間の確保

「第4節 都市の防災機能の強化・ライフライン確保体制の整備」による。

4. 林野火災予防対策

本市には約4,400haの緑地があり、都市計画区域面積の42%を占めている。このため、県、市及び佐倉市八街市酒々井町消防組合は、関係機関等と協力して、火災危険期を重点に適切な広報等の予防措置を行うほか、消防計画に定めるところにより、予防対策を行う。

(1) 広報宣伝

① ラジオ、テレビ、新聞等の各種広報等による注意喚起

県、市及び佐倉市八街市酒々井町消防組合は、ラジオ、テレビ、新聞、インターネット、佐倉市防災行政無線（同報系（固定系））、広報紙等を利用し、住民等に対する注意喚起を行う。

このほか、市、佐倉市消防団、佐倉市八街市酒々井町消防組合及び県は、各種行事や火災予防運動等を通して、住民等に対する注意喚起を行う。

② 学校教育による指導

県、市及び佐倉市八街市酒々井町消防組合は、各学校において、児童生徒等に対して、自然の保護、森林の保護育成、鳥獣の保護等のために、林野火災の予防が大切であることを理解させるための普及指導に努める。

(2) 佐倉市八街市酒々井町消防組合火災予防条例の規定に基づく火の使用制限

佐倉市八街市酒々井町消防組合は、住民等に対し、火災に関する警報が発せられた場合における火の使用制限について、周知徹底を図る。

(3) 林野等の管理

森林所有者は、下刈、枝打、除伐等の励行を図り、火災の起こりにくい森林の育成に努める。

5. 文化財の保護対策

文化財は貴重な国民的財産であることを十分に認識し、予想される災害に対して、保存のための万全の配慮を行うとともに、良好な状況のもとに文化財を維持管理するよう努める。

特に、文化財建造物は木造建築が多く、火災などの災害を受けやすいため、適切かつ周到な火災予防に関する努力が必要である。

(1) 文化財防災意識の普及と啓発

文化財保護強調週間、文化財防火デー等の行事を通じて所有者、住民、見学者等に対して、文化財防災意識の高揚を図るための啓発活動に努める。

(2) 予防体制の確立

文化財の所有者及び管理者は、火災の発生を未然に防止するため、日頃から適切な防火管理を行う。

管理にあたっては、定期的な巡視と監視を行うとともに、環境を整備し、危険箇所の点検について消防機関から適切な指導を受けるものとする。

また、日常的な措置として、特に文化財の所有者及び管理者が法人等の場合は、防火管理者を定め、消防計画を作成し、自衛消防隊を組織して消火活動の体制を整備しておく等により、予防体制の確立を図る。

(3) 消防用設備の整備、保存施設等の充実

文化財保護対象物を所蔵する建造物及び文化財建造物における消防用設備、避雷設備等の防災設備の設置又は改修を促進するとともに、保護対象物の保存施設の整備・充実並びに警備体制の充実を図る。

特に、消防用設備について、文化財の所有者及び管理者は、消火器、消火設備、動力消防設備、建造物全体を水幕で覆うドレンチャー設備等の消火設備を設置するとともに、自動火災報知設備、漏電火災警報設備の設置により、火災の発生を報知し、迅速な消火活動を行うことができるよう設備の設置・整備に努める。

第8節 消防、救助・救急体制の整備

危機管理室
佐倉市八街市酒々井町消防組合 佐倉市消防団
千葉県 関係機関

《基本方針》

大規模災害・特殊災害等の各種災害時の迅速かつ的確な消防、救助・救急活動を実施するため、高度な技術・資機材等、消防体制及び消防施設の整備拡充に努めるほか、消防職員及び団員に対する教育訓練、消防思想の普及及び市町村相互間の応援体制等の推進を図る。

1. 消防力の充実

大規模火災等に備えて、消防力の充実に努める。

(1) 消防施設等の整備

「消防力の整備指針」（平成12年1月20日 消防庁告示1号）に基づき、必要な施設を整備する。

市は、佐倉市八街市酒々井町消防組合が実施する消防力の増強の実現のため、他の構成市町と連携を図り、十分な予算措置に努める。

また、県は、大規模災害の発生に対処するために、市及び佐倉市八街市酒々井町消防組合が行う消防施設等の整備を拡充するため財政支援を行っていくものとする。

① 消防署等の整備

市街地等における人口を基準として、地域における、地勢、道路事情、建築物の構造等の事情を勘案し、消防署等の合理的な配置、増強を推進する。

佐倉市八街市酒々井町消防組合の庁舎等は、地震災害時において災害応急対策の拠点としての機能を適切に発揮するため、十分な耐震性を有するよう整備するほか、地震災害及び風水害時等において災害応急対策の拠点としての機能を適切に発揮するため、非常用電源設備等を設置する。

また、佐倉市八街市酒々井町消防組合は、大規模な地震災害及び風水害時等において、佐倉市八街市酒々井町消防組合の庁舎が被災により災害応急対策の拠点としての機能を維持することが困難となった場合に備え、他の署所、公共施設等を活用して当該機能を確保する計画の策定に努める。

② 動力消防ポンプの整備

市街地等における人口を基準として、地域における、地勢、道路事情、建築物の構造等の事情を勘案し、動力消防ポンプの合理的な配置、増強を推進する。

③ 消防ポンプ自動車等の整備

佐倉市八街市酒々井町消防組合は、消防ポンプ自動車、はしご自動車、屈折はしご自動車、化学消防車、泡消火薬剤搬送車、救急自動車、救助工作車及び指揮車等を整備する。

④ 通信設備の整備

情報収集伝達能力の強化のため、消防救急無線設備や消防専用電話装置を整備する。

⑤ N B C災害対応資機材の整備

佐倉市八街市酒々井町消防組合は、構成市町の人口規模、その他の地域の実情に応じて、放射性物質、生物剤及び化学剤による災害に対応するための資機材（N B C災害対応資機材）を配置する。

(2) 活動体制の整備

「消防力の整備指針」(平成12年1月20日 消防庁告示1号)に基づき、必要な人員を確保する。

① 消防職員の配置

迅速かつ的確な消防活動を実施するため、消防職員を適切に配置し、初動体制、情報収集体制、通信運用体制、火災防御体制、救助・救急体制、後方支援体制等の整備に努める。

② 消防職員の職務能力向上

消防職員は、訓練を受けること等を通じ、次に掲げる区分に応じた能力を備え、その専門性を高めるとともに、複数の業務の知識、技術及び経験を経ることにより、職務能力を総合的に高めるよう努める。

ア 警防要員

水火災又は地震等の災害の防御等に関する知識及び技術を有し、災害現場における警防活動等を的確に行うことができる能力

イ 予防要員

防火査察（火災の調査を含む。）及び防火管理、危険物、消防用設備等その他の火災の予防に関する知識及び技術を有し、火災の予防に関する業務等を的確に行うことができる能力

ウ 救急隊の隊員

救急医学に関する知識並びに傷病者の観察、応急処置等に関する知識及び技術を有し、傷病者の搬送等の活動を的確に行うことができる能力

エ 救助隊の隊員

救助資機材等の取扱い及び各種災害における救助技術等に関する知識及び技術を有し、人命救助等の活動を的確に行うことができる能力

(3) 消防団の活性化

消防団は、地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在であることから、市及び佐倉市消防団は、活動能力等の向上を図るため、組織の活性化等に努める。

また、佐倉市消防団は、震災時等には常備消防を補完して消火活動を行うとともに、平常時は住民や自主防災組織や自治会・町内会等に対して出火防止、初期消火等の指導に努める。

① 組織の整備・強化

市及び佐倉市消防団は、若手リーダーの育成、青年層等の消防団活動への積極的な参加の促進、女性、事業所の従業員に対する入団促進等によって、消防団員の確保を図り、組織の強化に努める。

なお、消防団員確保のため、市は、次の点について取組みを行う。

ア 事業者の消防団活動に対する理解の促進

1) 消防団協力事業所表示制度の促進

2) 消防団協力事業所等に対する入札における優遇制度の導入

イ 消防団への加入の促進

- 1) 幅広い住民等に向けた広報啓発活動
- 2) 市職員の加入促進
- 3) 大学等に対する働きかけ（学生等の消防団活動に対する評価や修学上の配慮等）
- 4) 大学生等の就職活動用に、消防団活動を積極的に評価する推薦状の発出
- 5) 企業等に対する働きかけ（就職活動において消防団活動を積極的に評価）
- 6) 女性の加入促進

ウ 消防団員の処遇の改善

② 消防施設・装備の改善・強化

市は、消防団機庫の耐震化、消防車両・小型動力ポンプ・車載無線等の資機材の充実強化を図る。

③ 消防団員の教育訓練

市、佐倉市消防団及び佐倉市八街市酒々井町消防組合は、消防団員の防災に関する知識の高度化及び技能の向上を図るために教育訓練を実施する。

2. 広域応援体制の充実

消防組織法第39条の規定により、千葉県広域消防相互応援協定が締結されていることから、市及び佐倉市八街市酒々井町消防組合は、消防相互応援協定締結の消防機関等との連携体制を強化するほか、受け入れ体制の整備に努める。

また、県は、県内の消防力の向上及び市町村間の相互応援能力の向上のため、千葉県消防広域相互応援協定に基づく災害対応に際し出動する消防車両等の整備に対し、市町村の財政事情その他必要に応じ支援を行う。

《千葉県広域消防相互応援協定》

（千葉県下市町村及び一部事務組合 平成4年4月1日締結）

《東関東自動車道及び新空港自動車道消防相互応援協定》

（千葉市、市川市、船橋市、成田市、佐倉市、習志野市、浦安市、四街道市、印旛郡酒々井町、富里市、香取広域市町村圏事務組合、佐倉市八街市酒々井町消防組合、潮来市、鹿行広域事務組合 平成25年4月10日締結）

《成田国際空港消防相互応援協定》

（成田市消防本部、香取広域市町村圏事務組合消防本部、佐倉市八街市酒々井町消防組合、山武郡市広域行政組合消防本部、匝瑳市横芝光町消防組合消防本部、富里市消防本部、栄町消防本部、四街道市消防本部、印西地区消防組合消防本部、成田国際空港株式会社 平成18年5月18日締結）

3. 消防思想の普及

市、佐倉市消防団、佐倉市八街市酒々井町消防組合及び県は、各種行事や火災予防運動、各種講習会等において、消防思想の普及徹底を図る。

4. 消防計画及びその推進

佐倉市八街市酒々井町消防組合は、消防力を地震時においても最大限有効に活用するため、震災の態様に応じた消防計画を樹立し、これに基づく訓練の徹底に努め体制の確立を図るとともに、都市構造、災害態様の変化に応じ、緊急消防援助隊を含め、消防力の増強を図っていく。

なお、佐倉市八街市酒々井町消防組合は、特に次の項目について推進を図る。

- ① 組織計画に関すること
- ② 消防力等の整備計画に関すること
- ③ 調査計画に関すること
- ④ 教育訓練計画に関すること
- ⑤ 災害予防計画に関すること
- ⑥ 警報発令伝達計画に関すること
- ⑦ 情報計画に関すること
- ⑧ 火災警防計画に関すること
- ⑨ 風水害等警防計画に関すること
- ⑩ 避難計画に関すること
- ⑪ 救助救急計画に関すること
- ⑫ 応援協力計画に関すること
- ⑬ 震災時の警防計画に関すること

第9節 応急医療体制の整備

健康こども部
 佐倉市八街市酒々井町消防組合
 千葉県 印旛健康福祉センター 関係機関
 住民・事業所

《基本方針》

市及び県は、災害時に迅速かつ的確な医療が行えるよう、医療関係機関と連携しながら、医療情報の収集伝達体制、医療救護班・歯科医療班（以下「医療救護班等」という。）の整備、災害医療の拠点の確保、医薬品の確保等を図り、災害時の医療体制を整備する。

1. 医療関係機関等との連携強化

市は、県、佐倉市八街市酒々井町消防組合、公益社団法人印旛市郡医師会（以下「印旛市郡医師会」という。）、公益社団法人印旛郡市歯科医師会（以下「印旛郡市歯科医師会」という。）及び佐倉市薬剤師会等と協力し、災害時に通常の医療体制では対応できない多数の患者が発生した場合や、医療機関の被害によって被災地域に医療の空白が生じた場合に、適切な医療が実施できるよう、医療救護体制を平常時から整備する。

(1) 災害医療情報の収集伝達体制の整備

市は、県、佐倉市八街市酒々井町消防組合、印旛市郡医師会、印旛郡市歯科医師会及び佐倉市薬剤師会等との連携のもと、発災時において、以下について情報収集を行い、関係機関への情報提供を行うことができるよう平常時から、情報ネットワークの強化・推進を図る。

- ① 傷病者等の発生状況
- ② 医療施設の被害状況、診療機能の確保状況
- ③ 避難所及び救護所の設置状況
- ④ 医薬品及び医療資器材の需給状況
- ⑤ 医療施設、救護所等への交通状況
- ⑥ その他医療救護活動に資する事項

(2) 協力体制の確立

① 印旛市郡医師会医療関係機関等との協力体制の確立

市は、一時に多数の傷病者等が発生した場合等に対応するため、印旛市郡医師会等と常に協力体制を形成しておく等により、応急医療体制を整備する。

② 県との連携強化

発災時には、県は、県庁に災害医療本部を設置し、各健康福祉センター（保健所）に合同救護本部を設置し、市町村の救護本部、災害拠点病院等の医療機関、関係団体等と緊密な連携のもとに医療救護活動を実施することになる。

このため、市は、県との連携を緊密に保つことにより、発災時における応急医療の迅速かつ的確な実施に努める。

2. 医療体制等の確保

市は、関係機関の協力を得て、災害時における医療体制の整備に努めるほか、市内での

災害医療体制のみで処理不可能な場合に備え、近隣市町村、県、その他の関係機関との連携強化に努める。

また、県は、災害拠点病院や災害医療協力病院等を確保することにより、入院治療を要する傷病者等の受入施設を必要に応じて広域的に確保する。

発災時には、傷病者等に対して、地域における診療機能が一定程度回復するまでの間、市及び県は、緊密な連携のもと、協力して、救護所の設置や医療救護班の派遣等により医療救護活動を行うことになる。

このため、市及び県は、災害により医療機関が喪失、機能停止、又は当該医療機関の診療可能患者数をはるかに超える患者が発生し、現に医療を必要とし、医療を受けられない者がいる場合において、地域における診療機能が一定程度回復するまでの間、医療救護班による応急的な医療と必要な医療が行える医療機関への搬送が実施できる体制等の整備を行う。

(1) 救護所の設置場所の選定等

市は、救護所設置予定場所を事前に調査・検討し、災害の発生・拡大の状況を見て救護所を設置できるよう体制を整備する。

(2) 医療施設の確保

県は、災害時における広域的な地域医療の拠点として、災害拠点病院を確保する。災害拠点病院は、耐震耐火構造とし、電気・水道・ガス等のライフライン途絶時等においても診療機能を維持するための予備電源や予備水源の確保、救急搬送のための臨時ヘリポートの確保等の必要な施設整備を行う。

このほか、災害拠点病院となっていない県立病院においても、これに準じた機能を整備するとともに、職員の動員配備体制を確立し、後方収容機能を果たすものとし、他の医療機関についても県医師会の協力を得て、傷病者や難病患者、人工透析患者の治療、受入にあたる災害医療協力病院等としての確保を図る。

(3) 地域医療連携の推進

県、市、印旛市郡医師会等やその他関係機関は、災害時における医療救護班の受入れ、調整及び医薬品や医療資器材等の応援が迅速に進み、地域医療との連携した医療活動が実施できるよう、平常時から地域の実情に応じた医療体制づくりを推進する。

また、県は、医師等が不足する事態に備え、医療ボランティア等の受入れ及び活動の調整を行うことができる体制の整備を推進する。

(4) 印旛市郡医師会及び印旛郡市歯科医師会による医療救護班等の整備

佐倉市においては、市立病院がないのみならず、職員としての医師の採用も行っていないことから、市としての医療救護活動は、印旛市郡医師会が組織する医療救護班、印旛郡市歯科医師会が組織する歯科医療班に頼らざるを得ない。

このため、印旛市郡医師会及び印旛郡市歯科医師会は、協定に基づき、医療救護班等の編成、派遣方法等に関する計画を策定し、市に提出する。

(5) 搬送体制の整備

市は、災害時における搬送が必要な傷病者等を想定し、車両等を利用した搬送手段について、関係機関との協議に努めるほか、市内の旅客自動車運送事業者等との協定締結の推進に努めるとともに、協定締結後は、相互の連絡体制を定め、平常時から連携強化に努める。

なお、原則として、被災現場から医療施設や救護所等への搬送は、市や佐倉市八街市酒々井町消防組合、住民等が、医療施設や救護所等から後方医療施設までの搬送は、市、佐倉市八街市酒々井町消防組合及び県が関係機関との連携のもとに実施する。

また、市は、市内の医療機関では、入院治療を要する傷病者等を受入することが困難である等、後方医療施設への搬送が必要な場合を想定し、広域医療搬送の手段について、関係機関との協議に努める。

※ 広域医療搬送とは、重傷者のうち、被災地内での治療が困難で、被災地外の医療機関において緊急に治療することが必要な者であり、かつ、搬送中に生命の危険の少ない病態の患者を被災地区外の医療施設まで迅速に搬送し、治療することをいう。

(6) 助産体制等の確保

市は、一般社団法人千葉県助産師会（以下「千葉県助産師会」という。）やその他関係機関の協力を得て、主に次のような妊産婦及び乳幼児に対する支援活動等を実施できる体制の確保に努める。

- ① 妊産婦及び乳幼児に対する健康診断等の巡回相談ならびに心身のケア
- ② 妊産婦及び乳幼児に対する病院・助産院への転送の要否等の決定
- ③ 転送困難な妊産婦及び乳幼児への処置

3. 医薬品等の確保体制の整備

(1) 医薬品、医療資器材の確保

- ① 県及び市は、医薬品、医療資器材の整備確保に努め、医薬品、医療資器材の備蓄拡充や品目の見直しを検討する。
- ② 県は、市町村等から医薬品等の提供について要請を受けたときに、備蓄しているものを提供できる体制を整備する。
- ③ 県は、医薬品、医療資器材等が不足した場合に備え、卸売業者への供給の要請や国、他都道府県への協力要請により調達する体制を整備する。
- ④ 市は、医薬品、医療資器材の調達のため、平常時から佐倉市薬剤師会や関連業者との協力体制の整備に努める。

(2) 血液製剤の確保

県は、災害時において、県内での血液製剤の供給が不足する場合に備え、厚生労働省を通じ、日本赤十字社に支援を要請し調達する体制を確認する。

4. 国民健康保険の一部負担金の減免、徴収猶予

市は、国民健康保険法等に基づき、震災、風水害等の災害により著しい損害を受けた等の特別の理由がある被保険者で、保険医療機関等に一部負担金を支払うことが困難な者に対し、一部負担金を減免、徴収猶予するものとし、実施のために必要な体制等を整備する。

第10節 防災拠点の整備・充実

危機管理室 市民部 健康こども部 都市部
産業振興部 教育委員会
佐倉市八街市酒々井町消防組合
千葉県 関係機関
住民・事業所

《基本方針》

災害応急対応を円滑に行うためには、各種防災施設の整備が重要である。このため、市及び関係機関は、防災活動を実施するための拠点整備に努める。

1. 防災拠点の整備・充実

防災中枢拠点施設である市役所をはじめ、他の防災拠点施設の耐震性の向上、施設の設備充実を図り、災害発生時の防災機能の確保を図る。なお、消防施設の整備については、「第8節 消防、救助・救急体制の整備」に定めるところにより、避難所施設の整備については、「第11節 避難体制の確立及び避難施設等の整備」に定めるところによる。

(1) 防災中枢施設の整備・充実

災害対策本部が設置される市役所庁舎及び災害対策本部設置場所の代替施設として期待されるミレニアムセンター佐倉については、耐震性の確保のほか、情報収集・伝達手段等の整備を進めるとともに、災害対応力の増強を図る。

また、市役所等の自家発電設備等の整備、通信設備等のバックアップ対策の充実を図るほか、迅速な災害応急対策の実施を可能とするためのシステムの構築を図る。

なお、情報収集・伝達手段等の整備については、「第20節 情報収集伝達体制の整備」に定めるところによる。

(2) 防災拠点の整備

① 指定避難所・支部等の防災拠点施設における連絡体制の整備

地域の防災拠点施設となる小・中学校及び各出張所・派出所等と災害対策本部との連絡体制の整備については、「第20節 情報収集伝達体制の整備」に定めるところによる。

② 防災活動拠点施設の整備

地域の防災活動の拠点となる施設、公園・広場の整備に努めるとともに、隣接した避難所、物資の備蓄等の機能を備えた公共施設との連携を図る。特に次の施設については、施設の使用目的を達することができるよう施設の整備及び維持に努める。

ア 応急仮設住宅建設候補地

西志津スポーツ等多目的施設を応急仮設住宅建設候補地に位置付けるものとし、市は、施設の維持に努める。

なお、応急仮設住宅建設候補地として必要な機能については、「第11節 避難体制の確立及び避難施設等の整備」に定めるところによる。

イ 物資集積拠点候補地

佐倉市民体育館を物資集積拠点候補地として位置付けるものとし、市は、施設の維持に努める。

また、その他の公共施設等についても、災害状況に応じて選定するものとし、適宜施設管理者と協議して開設する。その際、選定した集積拠点を県に報告する。

なお、指定管理者制度を導入している施設や民間物流事業者の管理する物流倉庫についても開設の対象として検討し、物資集積拠点に指定された場合、指定管理者や民間物流事業者は、開設及び運営について必要な協力をする。

市は、民間物流業者との「物流倉庫等の借用等に関する協定の締結」を推進する。

ウ 遺体安置所候補地

佐倉市民体育館を遺体安置所候補地として位置付けるものとし、市は、施設の維持に努める。

また、その他の公共施設等についても、災害状況に応じて選定するものとし、適宜施設管理者と協議して開設する。なお、指定管理者制度を導入している施設についても開設の対象とし、遺体安置所に指定された場合、指定管理者は、開設及び運営について必要な協力をする。

エ ヘリコプター臨時離発着場候補地

情報収集や救助・救急活動、救援物資・人員搬送等、災害時に多岐にわたり大きな役割を果たすこととなるヘリコプターを有効に活用するためには、緊急時のヘリコプター臨時離発着場の確保が重要であり、市は、その確保に努める。なお、使用の際に混乱が予想される指定緊急避難場所の臨時離発着場については、避難住民の安全性等を考慮し指定緊急避難場所と臨時離発着場の区別等、所要の措置を講じる。

ヘリコプター臨時離発着場候補地については、次のとおりである。

- | | |
|----------------|-----------------------|
| 1) 市立佐倉小学校 | ヘリコプター臨時離発着場の場所：運動場 |
| 2) 市立内郷小学校 | ヘリコプター臨時離発着場の場所：運動場 |
| 3) 市立志津小学校 | ヘリコプター臨時離発着場の場所：運動場 |
| 4) 市立上志津小学校 | ヘリコプター臨時離発着場の場所：運動場 |
| 5) 市立臼井小学校 | ヘリコプター臨時離発着場の場所：運動場 |
| 6) 市立印南小学校 | ヘリコプター臨時離発着場の場所：運動場 |
| 7) 市立根郷小学校 | ヘリコプター臨時離発着場の場所：運動場 |
| 8) 市立和田小学校 | ヘリコプター臨時離発着場の場所：運動場 |
| 9) 市立弥富小学校 | ヘリコプター臨時離発着場の場所：運動場 |
| 10) 市立千代田小学校 | ヘリコプター臨時離発着場の場所：運動場 |
| 11) 市立井野小学校 | ヘリコプター臨時離発着場の場所：運動場 |
| 12) 市立佐倉中学校 | ヘリコプター臨時離発着場の場所：運動場 |
| 13) 市立志津中学校 | ヘリコプター臨時離発着場の場所：運動場 |
| 14) 市立南部中学校 | ヘリコプター臨時離発着場の場所：運動場 |
| 15) 佐倉城址公園自由広場 | ヘリコプター臨時離発着場の場所：自由広場 |
| 16) 岩名陸上競技場 | ヘリコプター臨時離発着場の場所：陸上競技場 |
| 17) 山王公園 | ヘリコプター臨時離発着場の場所：公園 |

オ その他防災活動拠点候補地

(仮称)佐倉西部自然公園について、災害拠点病院として指定されている東邦大学医療センター佐倉病院や指定避難所のひとつである千葉県立佐倉西高等学校に近いという好立地にあることから、その広大で平坦な多目的広場部分について、応急

救助活動、応急物資集積やヘリポート等として活用できるよう防災機能を付加した整備を図る。

また、岩名運動公園、七井戸公園、山王公園、ユーカーリが丘南公園、寺崎北公園といった規模の大きい公園については、防災活動拠点として活用できるよう防災機能を付加した整備に努めるとともに、防災活動拠点としての規模及び機能を有するよう、市は、その維持に努める。

(3) 市職員等の宿泊施設等の確保

災害対策の第一線で勤務する市職員等の体力・思考力・判断力持続のため、宿泊施設等の確保は必要不可欠である。

このため、市は、市職員等の宿泊施設等について、庁舎内に専用の部屋を確保するほか、市有施設の利用や民間宿泊施設等の借り上げによって対応する。

なお、宿泊施設の候補地としては、佐倉草ぶえの丘、佐倉市立青少年センターや市営住宅が考えられることから、市は、整備及び維持に努める。

ただし、市営住宅については、「第3章 災害応急計画 第18節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理等」に定めるとおり、被災者用応急住宅として、提供することとしており、原則として、被災者用応急住宅としての提供を優先する。

2. 広域応援に関する拠点候補地

(1) 活動拠点等候補地の選定

県等は、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊及び自衛隊の各部隊の支援を円滑に受け入れるための進出拠点・応急対策活動拠点の候補地をあらかじめ選定する。

なお、岩名運動公園、七井戸公園、山王公園、ユーカーリが丘南公園、寺崎北公園といった規模の大きい公園やこれら公園に準じる規模を有する公園等については、大規模災害時の緊急消防援助隊、警察災害派遣隊及び自衛隊の各部隊の活動拠点として利用することが想定されることから、各部隊の活動拠点としての規模及び機能を有するよう、市は、整備及び維持に努める。

なお、千葉県では、平成26年2月に「千葉県防災支援ネットワーク基本計画」を策定し、広域活動拠点や広域物資拠点、広域災害医療拠点といった広域防災拠点の指定を行ったところであり、佐倉市内においては、岩名運動公園が広域防災拠点（自衛隊の後方支援活動拠点）に指定がなされている。

(2) 派遣職員等の宿泊施設等の確保

災害対策の第一線で勤務する派遣職員等の体力・思考力・判断力持続のため、宿泊施設等の確保は必要不可欠である。

このため、市は、派遣職員等の宿泊施設等について、状況を勘案しながら適宜確保するものとし、市有施設の利用や民間宿泊施設等の借り上げによって対応する。

なお、宿泊施設の候補地としては、佐倉草ぶえの丘、佐倉市立青少年センターや市営住宅が考えられることから、市は、整備及び維持に努める。

ただし、市営住宅については、「第3章 災害応急計画 第18節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理等」に定めるとおり、被災者用応急住宅として、提供することとしており、原則として、被災者用応急住宅としての提供を優先する。

第11節 避難体制の確立及び避難施設等の整備

危機管理室 企画政策部 市民部 福祉部 健康こども部
 環境部 産業振興部 土木部 都市部 資産管理経営室
 教育委員会 上下水道部 千葉県 関係機関
 住民・事業所

《基本方針》

緊急に避難する場所としての避難場所や避難施設としての避難所等を選定し、住民等に周知する等の体制の整備に努めるとともに、避難所機能の充実を図る。

1. 避難誘導體制の整備

災害発生時に、安全かつ円滑な避難を行うための体制を整備する。

(1) 住民等の避難体制

① 災害時避難のあり方

地震発生時には、住宅等の倒壊、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、避難は徒歩を原則としつつ、各地域の実情や避難行動要支援者の存在等を踏まえ、自動車での安全かつ確実な避難方法をあらかじめ検討する。

② 避難行動要支援者に対する避難行動支援・住民相互の避難行動支援

阪神・淡路大震災において、倒壊住宅等から救助・救出された方の9割以上が、自助や共助によるものであったことから、避難所等の安全な場所までの避難行動時における公助は、ほとんど期待ができないと推定される。また、日頃の近隣住民の支え合い（住民固有の役割）の延長線上に、災害時における住民相互の避難誘導や避難支援等があることから、自助（家族を含む）・共助を避難行動支援の基本とする。

特に、自ら避難することが困難である避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域において、自治会・町内会等や自主防災組織、民生委員・児童委員は、日頃から避難行動要支援者の居住や生活状況等の把握に努めるほか、避難行動要支援者に係る避難誘導體制の整備に努める。

また、避難行動要支援者自身も、日頃から、積極的に地域活動へ参加する等により、近隣との交流に努める。

③ 避難支援体制の整備への支援

市は、自主防災活動への支援等を通じ、共助による避難支援体制の整備の取組みへの支援に努める。

なお、市では、地域における避難支援体制整備を支援することを目的に、平成27年11月に、地域住民が主体となって避難行動要支援者の把握から支援の確立までを示す参考書として「地域における避難行動要支援者支援の手引き」を作成したところだが、他の自治体や市内における先進事例等の研究を行い、適宜修正を行う。

④ 災害避難時における家庭動物等の飼育管理のための備え

過去の災害において、家庭動物等が飼い主と離れ離れになってしまう事例が多数発生したが、このような動物を保護することは多大な労力と時間を要するだけでなく、その間に家庭動物等が負傷し、場合によっては、衰弱・死亡するおそれもある。また、

不妊去勢処置がなされていない場合、繁殖により増加することで、住民の安全や公衆衛生上の環境が悪化することも懸念される。

このような事態を防ぐために、災害時の同行避難を推進することは、動物愛護の観点のみならず、放浪動物による人への危害防止や生活環境保全の観点からも、必要な措置であることから、市、県及び関係機関は、飼い主を含めた住民に対し、主に以下の点について、啓発に努める。

ア 様々な人が共同生活を送る指定避難所において、家庭動物等を飼育する場合は、動物が苦手な人、アレルギーを持っている人等への特別の配慮が求められ、また、家庭動物等との同行避難とは、指定避難所における家庭動物等との同居を意味するものではないことから、飼い主には、家庭動物等のしつけと健康管理について、次のような備えを行うこと

- 1) ケージやキャリーバッグに入ることを嫌がらないように日頃から慣らすこと
- 2) 人やほかの動物を怖がらないようにしつけること（特に犬の場合、不必要に吠えないようしつけを行うこと）
- 3) 決められた場所で排泄ができるようしつけること
- 4) 各種ワクチン接種を行うこと
- 5) 寄生虫の予防、駆除を行うこと
- 6) 繁殖を防止するため、不妊・去勢手術を行うこと

イ 避難後は、決められた飼育場所で、原則として、飼い主自身が飼育管理を行うこと

ウ 家庭動物等が迷子にならないための対策を行うこと（所有者の明示）

エ 家庭動物用の避難用品や備蓄品を確保しておくこと

オ 避難先や避難ルートの確認等の準備を行うこと

カ 避難を要しないよう住まいの防災対策を行うこと

（2）案内標識等の設置

指定緊急避難場所、指定避難所等への案内標識や誘導標識等の整備に努める。

（3）避難に関する広報

指定緊急避難場所、指定避難所等を明示した地図の作成及び住民等への配布等を行うとともに、日本語の理解が十分ではない外国人対応として、表示の翻訳等に努める。

（4）公的施設等の管理者のとりべき措置

学校、病院、大規模商業施設、集会施設等の不特定多数の人々集まる施設の管理者は、大規模災害を想定した施設利用者の避難誘導計画について定め、従業員等に周知徹底を図る。

2. 指定緊急避難場所、指定避難所等の指定

災害発生時に、安全かつ円滑に避難させるための指定緊急避難場所、指定避難所の整備を推進するほか、避難路となる道路等の安全性の確保に努める。

なお、専ら避難生活を送る場所として避難所と、洪水、土砂災害等からの緊急一時的に避難する避難場所を間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。

（1）避難場所

市は、災害対策基本法第49条の4に基づき、災害の危険が及ばない場所又は施設について、洪水、土砂災害等の災害の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定する。

また、住民・事業所等は、火災の延焼や余震等の二次災害に備えて、安全性が確保されている全ての公園や空き地等を一時的に避難できる場所として活用する。

① 指定緊急避難場所

ア 指定緊急避難場所の指定

災害対策基本法第49条の4に基づき、市は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るための施設又は場所を、洪水、土砂災害等の災害対策基本法施行令第20条の4で定める異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定する。災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設置するものとする。

なお、指定緊急避難場所を指定するにあたっては、市が管理する施設又は場所を除き、当該指定緊急避難場所の管理者の同意を得る。(災害対策基本法第49条の4第2項)

また、指定緊急避難場所については、原則として、避難者等1人あたり概ね3㎡以上の有効面積を確保するほか、災害対策基本法施行令第20条の3で定める基準に適合する施設又は場所を指定する。

1) 管理条件（災害対策基本法施行令第20条の3第1号等）

指定緊急避難場所がその役割を果たすためには、災害が差し迫った状況や発災時において避難者等が緊急的に避難し、身の安全を確保することができる必要があることから、次の管理条件を満たす場所を指定する。

- ・発災時等に避難者等に開放されること（災害対策基本法施行令第20条の3第1号）
- ・避難者等の受け入れの用に供する場所について、物品の設置又は地震による落下、転倒若しくは移動等により避難経路上に障害が生じることがないようにする等、避難上の支障を生じさせないこと（災害対策基本法施行規則第1条の3）

2) 立地条件（災害対策基本法施行令第20条の3第2号）

原則として、異常な現象が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域内に立地していることを条件とする。

なお、災害が発生するおそれがある区域とは、例えば、洪水については水防法（昭和24年法律第193号）の浸水想定区域（水防法第14条第1項）、土砂災害については土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）の土砂災害警戒区域（土砂災害防止法第6条第1項）や土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法第9条第1項）等が該当する。

このため、市は、指定緊急避難場所の指定にあたっては、浸水想定区域や土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域に立地していないか確認するほか、過去の災害履歴等を参考にして、災害が発生するおそれがない区域に存しているか、指定緊急避難場所ごとに確認を行う。

3) 構造条件（災害対策基本法施行令第20条の3第2号ただし書（イ及びロ）等）

指定緊急避難場所は、災害が発生するおそれがない区域内に立地されている

ことが基本となるが、仮に立地条件を満たさない場合であっても、当該施設が異常な現象に対して安全な構造のものであることや、洪水等に係る施設については、想定水位以上の高さに避難をしてきた居住者等を受け入れる部分があり、かつ当該部分までの避難上有効な経路があることという「構造条件」を満たしている場合には、指定緊急避難場所として指定することは可能である。

「異常な現象に対して安全な構造」については、災害対策基本法施行規則第1条の4において、「当該異常な現象により生ずる水圧、波力、振動、衝撃等の事由により当該施設に作用する力によって損壊、転倒、滑動、沈下等を生じない構造であること等」と定められているところである。

このため、具体的には、土砂災害については、土砂災害特別警戒区域内に立地する施設に関しては既に安全な構造に関する基準として建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第80条の3に基づき定められている基準などを基に判断し、また、土砂災害警戒区域内に立地する施設に関しても鉄筋コンクリート造等の極力強固な構造などを備えている場合には、指定緊急避難場所として指定することができるものとする。

このほか、洪水や内水はん濫等については、基本的に堤防等の近傍に立地しておらず、かつ想定水位以上の高さに避難スペースがあるという条件を満たしている場合には、指定緊急避難場所として指定することができるものとする。

4) 地震を対象とする指定緊急避難場所の指定基準（災害対策基本法施行令第20条の3第3号等）

地震については、他の異常な現象とは異なり、地震の揺れはあらゆる地域で発生する可能性があり、災害が発生するおそれがない区域を想定することは困難であることから、当該施設が地震に対して安全な構造を有している場合や、当該場所又はその周辺に人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある建築物、工作物等の物がない場合、指定緊急避難場所として指定する。

「地震に対して安全な構造」の具体的な内容については、災害対策基本法施行規則第1条の5において「建築基準法等に適合するものであること」と定められているところであり、少なくとも施設を指定する場合には、当該施設が昭和56年に定められたいわゆる「新耐震基準」に適合する必要がある。

5) 指定緊急避難場所の周知

市は、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。

6) 誘導標識の設置

市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。また、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

イ 指定緊急避難場所を指定した旨の県知事への通知及び公示等

市は、指定緊急避難場所を指定しようとするときは、災害対策基本法第49条の4第3項に基づき、その旨を県知事に「通知」するとともに、「公示」する。

ウ 指定緊急避難場所の変更等に関する届出

指定緊急避難場所の管理者は、指定緊急避難場所を廃止し、又は指定緊急避難場所の現状に災害対策基本法施行令第20条の5で定める重要な変更を加えようとするときは、災害対策基本法第49条の5に基づき、変更の内容について記載した書面である届出書を市に提出する。

なお、災害対策基本法施行令第20条の5で定める重要な変更とは、次のとおりである。

- 1) 避難者等受入用部分の総面積の10分の1以上の面積の増減を伴う変更
- 2) 改築又は増築による当該指定緊急避難場所の構造耐力上主要な部分の変更
- 3) 指定緊急避難場所の避難者等受入用部分までの避難上有効な階段その他の経路の廃止

エ 指定緊急避難場所の指定の取消し

市は、指定緊急避難場所が廃止された場合や指定緊急避難場所が指定基準に適合しなくなったと認めるときは、災害対策基本法第49条の6に基づき、当該指定緊急避難場所の指定を取り消す。

なお、指定を取り消した場合にあっては、その旨を県知事に「通知」するとともに、「公示」する。

② 一時避難場所

火災の延焼や余震等の二次災害に備えて、住民や帰宅困難者等が一時的に避難できる場所を一時避難場所とし、住民・事業所等は、あらかじめ活用する一時避難場所について、確認するよう努める。

なお、一時避難場所として活用すべき場所については、原則として、浸水や土砂災害等の危険性がなく、安全性が確保されている全ての公園や空き地等を活用する。

また、市は、一時避難場所として活用が見込まれる都市公園の整備等を行う場合には、避難者1人あたり概ね3㎡以上の有効面積が確保できるよう努める。

(2) 避難所

① 指定避難所

市は、災害対策基本法第49条の7に基づき、避難者等が一定期間滞在する場として、指定避難所を指定するものとし、県も指定避難所の確保に協力する。

ア 指定避難所の指定

災害対策基本法第49条の7に基づき、市は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合において、避難のための立退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災者等を一時的に滞在させるための施設を指定避難所として指定する。

なお、指定避難所を指定するにあたっては、市が管理する施設を除き、当該指定避難所の管理者の同意を得る。(災害対策基本法第49条の7第2項)

指定管理者制度を導入している施設についても指定の対象とし、指定避難所に

指定された場合、指定管理者は、開設及び運営について必要な協力をする。

また、指定避難所については、原則として、避難者等1人あたり概ね4㎡以上の有効面積を確保するほか、災害対策基本法施行令第20条の6で定める基準に適合する施設を指定する。

1) 規模条件（災害対策基本法施行令第20条の6第1号）

被災者の保護を適切かつ効果的に行うためには、一定の規模が必要であり、極端に小さな施設は、避難所に適さない。

このため、指定避難所として指定する施設については、想定される被災者の数に対し、十分な面積を有する施設とする。

2) 構造条件（災害対策基本法施行令第20条の6第2号）

指定避難所として使用する必要が生じた場合に、避難者等を滞在させることが可能な状態とするために資機材を移動させる等、多くの手間や時間がかかるような施設は、避難施設としては適当ではなく、比較的速やかに、避難者等を受け入れ、又は生活関連物資を避難者等に配布することが可能な構造又は設備を有することが求められる。

このため、具体的には、多数の避難者等の出入りに適した出入口等を有していることや多数の避難者等が使用できるトイレ、水道等の設備を有している施設を指定する。

3) 立地条件（災害対策基本法施行令第20条の6第3号）

自然災害の発生により既に避難している避難者等が二次的に避難をするような事態をできるだけ避けるため、指定避難所の立地場所は、この種の災害の影響が比較的少ない場所とする必要がある。

このため、具体的には、洪水の浸水想定区域や土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域等、災害が発生するおそれがある区域内に立地している施設を極力避けて指定する。

ただし、当該災害が発生するおそれがある区域の近隣において、他に規模条件や構造条件を満たす適当な施設が存しない場合で、かつ想定される災害による影響が大きいと判断される場合にあっては、この限りではない。

4) 交通条件（災害対策基本法施行令第20条の6第4号）

指定避難所は、避難者等に対して供給する緊急物資の搬入等を行う必要があることから、適当な幅の道路に接している等、車両等による物資の供給や避難が比較的容易に行うことができる場所に立地している必要がある。

このため、車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所に立地している施設を指定する。

5) その他

上記に掲げた各基準のほか、災害対策基本法第49条の7第1項においては、政令で定める基準に適合する「公共施設その他の施設」を指定避難所として指定しなければならないと規定している。

ここでいう「公共施設」としては、学校等の施設を想定しているところであり、避難生活を一定期間送るのには適切ではない公園や広場等、構造物、建築物ではない単なる場所は、ここでいう公共施設には含まれないとされている。

なお、学校等の公共施設を例示している理由は、災害発生時に指定避難所として使用したとしても、広く施設の存在が公に知らされており、住民等に認知されているといった特徴を有することが理由とされている。

以上のことから、学校等の公共施設を優先的に指定避難所として指定する。

また、「その他の施設」としては、公共施設を含め、広く施設一般が想定されている。具体的には、避難者等が避難生活を送るにあたって、その一定の生活環境を確保する観点から、ホテルや旅館等の民間施設も含まれるものとされていることから、必要に応じ、こうした民間施設についても、指定することを検討する。

イ 指定避難所を指定した旨の県知事への通知及び公示等

市は、指定避難所を指定しようとするときは、災害対策基本法第49条の7第2項に基づき、その旨を県知事に「通知」するとともに、「公示」する。

ウ 指定避難所の変更等に関する届出

指定避難所の管理者は、指定避難所を廃止し、又は指定避難所の現状に災害対策基本法施行令第20条の7で定める重要な変更を加えようとするときは、災害対策基本法第49条の7第2項に基づき、変更の内容について記載した書面である届出書を市に提出する。

なお、災害対策基本法施行令第20条の7で定める重要な変更とは、次のとおりである。

- 1) 避難者等の滞在の用に供すべき部分の総面積の10分の1以上の面積の増減を伴う変更

エ 指定避難所の指定の取消し

市は、指定避難所が廃止された場合や指定避難所が指定基準に適合しなくなったと認めるときは、災害対策基本法第49条の7第2項に基づき、当該指定避難所の指定を取り消す。

なお、指定を取り消した場合にあっては、その旨を県知事に「通知」するとともに、「公示」する。

② 福祉避難所及び福祉避難室

市は、避難生活に特別な配慮を必要とする要配慮者に対して、要配慮者の特性に応じ、「福祉避難所」又は「福祉避難室」を設置する。

福祉避難所は、緊急の入院加療等を必要としないものの、避難所での生活において特別な配慮が受けられる等の専門性の高いサービスを必要とする高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者を対象にするものとし、市は、要配慮者が安心して生活ができる体制が整備されている施設について、福祉避難所として、選定又は指定を行う。

また、福祉避難室は、専門性の高いサービスは必要としないものの指定避難所では避難生活に困難が生じる者を対象にするものとし、市は、全ての指定避難所において、設置できるよう設置場所の確認等、体制の整備に努める。

ア 福祉避難所の選定又は指定

市は、「① 指定避難所」に掲げる災害対策基本法施行令第20条の6に定める指定避難所の指定基準のうち1)～4)に適合し、かつ次に掲げる福祉避難所に関する指定基準に適合する施設について、(指定)福祉避難所として、指定を行う。

また、「① 指定避難所」に掲げる災害対策基本法施行令第20条の6に定める指

定避難所の指定基準のうち 1)～4)に適合しない施設や指定を行うことが困難な施設についても、次に掲げる福祉避難所に関する指定基準に適合する場合は、(臨時)福祉避難所として、選定を行う。

民間の社会福祉施設等を福祉避難所として、選定又は指定する場合は、市と当該施設管理者との間で十分調整をし、福祉避難所の選定又は指定に関する協定書を締結することを原則とする。

指定管理者制度を導入している施設についても選定又は指定の対象とし、福祉避難所に選定又は指定された場合、指定管理者は、開設及び運営について必要な協力をする。

なお、妊産婦及び乳幼児については、必ずしも災害対策基本法施行令第20条の6に定める(指定)福祉避難所の指定基準を満たしていない施設であっても福祉避難所機能としては問題がないことから、宿泊施設の客室等を(臨時)福祉避難所として、選定を行うよう努める。

1) 福祉避難所に関する指定基準(災害対策基本法施行令第20条の6第5号)

指定避難所では生活することが困難な高齢者、障害者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられる等、要配慮者の状態に応じて安心して生活ができる体制を整備した社会福祉施設等を(臨時)福祉避難所として、選定又は(指定)福祉避難所として、指定することが求められる。

具体的には、施設がバリアフリー化されている等、要配慮者の利用に適していることや、生活相談員等が配置され、避難所での生活に関して必要に応じて相談等を受けることができる体制が整備されていること等が必要とされている。

このため、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていることや災害発生時において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること、災害発生時において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること等、要配慮者にとって良好な生活環境が確保されている施設を選定又は指定する。

2) 妊産婦及び乳幼児を対象とした(臨時)福祉避難所選定にあたっての留意点

妊産婦及び乳幼児を対象とした(臨時)福祉避難所選定にあたっては、市立保育園の遊戯室や宿泊施設の客室等を候補施設として想定するものとするが、感染症等のリスクの低減、心身への負担の軽減が図れる施設を選定するよう留意する。

また、軽度の傷病処置及び緊急の分べんがあった場合に対応できるよう、助産師、保健師等の看護職が配置できる施設を選定するよう留意する。

イ 福祉避難室等の選定

市は、専門性の高いサービスは必要としないものの一般の避難スペースでは避難生活に困難が生じる要配慮者に対し、指定避難所の施設内において、指定避難所環境と比べて居住性が高い等の要配慮者にとって、良好な生活環境が確保されている部屋を福祉避難室として、あらかじめ選定するよう努める。

なお、一般の避難スペースと比べて居住性が高い部屋とは、要配慮者の特性にもよるが、1階にある移動等が容易な部屋、和室や空調設備のある部屋、個室等が該当する。

また、妊産婦及び乳幼児を対象に、個室等の視覚的、空間的に離れた場所を育児室又はこども避難室として、あらかじめ選定するよう努める。

ウ 福祉避難所を選定又は指定した旨の公表等

市は、(臨時)福祉避難所を選定又は(指定)福祉避難所を指定した場合には、当該施設の情報(場所、受入れ可能人数、提供可能な支援内容、設備内容等)や避難方法について、要配慮者やその家族、地域住民に対し周知を図る。

なお、周知を図る際には、福祉避難所は、災害時に必要に応じて開設される2次的避難所であり、指定避難所のように最初から避難所として利用することはできない旨について、伝える。

ただし、(臨時)福祉避難所の施設管理者から公表について、差し控えるよう要請等があった場合には、この限りではない。(指定)福祉避難所については、災害対策基本法第49条の7第2項の規定により、公示義務がある。)

エ 福祉避難所を選定又は指定の取消し

市は、福祉避難所として選定又は指定している施設が廃止された場合や福祉避難所が指定基準に適合しなくなったと認めるときは、当該福祉避難所を選定又は指定を取り消す。

なお、指定を取り消した場合にあっては、その旨を県知事に「通知」するとともに、「公示」するほか、その旨を要配慮者やその家族、地域住民に対し周知する。

また、選定を取り消した場合で、当該施設を公表している場合にあっては、その旨を要配慮者やその家族、地域住民に対し周知する。

③ その他の避難所(臨時避難所)

市は、指定避難所若しくは(指定)福祉避難所として指定していない、又は(臨時)福祉避難所として選定していないその他の施設について、必要に応じ臨時の避難所として開設するものとし、多数の避難生活者が発生した場合に備え、市所管施設以外の公共施設及び民間施設の管理者との協議等を行い、臨時に開設が可能な避難施設の確保に努める。

受入れにあたっては、指定避難所と同様に、避難所生活者1人あたり概ね4㎡以上の面積を確保することとする。

また、指定管理者制度を導入している施設についても開設の対象とし、臨時避難所に指定された場合、指定管理者は、開設及び運営について必要な協力をする。

なお、市有施設における臨時避難所の候補施設は、次のとおりである。

このうち、佐倉草ぶえの丘及び青少年センター(岩名運動公園内)については、「第10節 防災拠点の整備・充実」及び「第3章 災害応急計画 第4節 自衛隊への災害派遣要請」に定めるとおり、派遣職員等や自衛隊災害派遣部隊の宿泊施設の候補地でもある。当該施設の活用については、原則として、派遣職員等や自衛隊災害派遣部隊の宿泊施設としての活用を優先する。

地区名	候補施設名
佐 倉	佐倉草ぶえの丘 青少年センター（岩名運動公園内）
臼井・千代田	臼井公民館 市民音楽ホール
志津北部	志津市民プラザ 志津コミュニティセンター
志津南部	西部保健センター 西志津ふれあいセンター
根 郷	根郷公民館 南部保健センター
和 田	和田公民館 和田ふるさと館
弥 富	弥富公民館

（3）避難路

指定緊急避難場所、指定避難所への避難が安全かつ円滑に行われるよう、都市計画道路の整備や道路改良等の事業により総合的な避難路の整備を推進するほか、避難路として使用される道路について、安全性の点検等、適切な措置を講じておく。

また、市は、指定緊急避難場所、指定避難所に安全に避難できるよう日頃から住民・事業所に対し、あらかじめ避難路の確認と選択を行うよう周知徹底に努めるものとし、住民・事業所は、避難路の選定にあたっては、次の条件及び地域特性に留意する。

- ① 幅員がおおむね4 m以上の道路及び緑道
- ② 落下物、倒壊物による危険等、避難にあたっての障害のおそれが少ないこと

3. 指定避難所施設の整備等

市及び関係機関は、指定避難所の施設整備に努めるものとし、福祉避難所の施設整備についても、これに準じるものとする。

なお、指定避難所施設と災害対策本部との連絡体制の整備については、「第20節 情報収集伝達体制の整備」に定めるところによる。

（1）指定避難所施設の整備等

指定避難所施設の整備等については、次の点に留意する。

- ① 指定避難所としての使用が予定される施設の耐震性の確保やできる限りの液状化対策の実施に努めるとともに、対象地域の被災住民が避難できる規模を持てるよう施設の整備に努める。
- ② 指定避難所としての使用が予定される施設については、必要に応じ、冷暖房施設、換気や照明等、避難生活の環境を良好に保つための設備（その設備を稼働させるために必要な電源や燃料を含む。）の整備に努める。
- ③ 指定避難所における通信機器等の施設・設備の整備に努める。
- ④ 指定避難所に食糧、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。また、灯油、LPガス等の非常用燃料の確保等に努める。
- ⑤ 市は、本格的な応急給水が行えるまでの間の水を確保するため指定避難所等に防災井戸の整備を行い、その維持に努める。

- ⑥ 指定避難所での生活用水等が確保されるよう、指定避難所に指定されている小中学校の既存プールの維持に努める。
- ⑦ 指定避難所のうち、小中学校については、給食室等を災害時における炊出し場所として利用できるようLPガス等の燃料や調理用水等の整備に努める。
- ⑧ 指定避難所に間仕切りや照明等、避難者等のプライバシー及び安全を確保するための設備の整備に努める。
- ⑨ 家庭動物等の同行避難に備え、避難所における家庭動物等のためのスペースの確保に努める。
- ⑩ 指定避難所の良好な衛生環境を確保するため、市はマンホールトイレの整備に努める。
- ⑪ 福祉避難所については、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に対応するため、要配慮者の日常生活上の支援を行うために必要な消耗品や簡易ベッド等の整備及びおおむね10人の要配慮者に1人の生活相談職員（要配慮者に対する生活支援・心のケア・相談等を行ううえで専門的な知識を有する者）等を配置すること等に努める。
- ⑫ 市は、指定避難所について、施設・設備や周辺地域の状況の変化を調査し、定期的に指定避難所としての適性について検討を行い、避難所機能の整備充実に努める。

(2) 指定避難所の管理

- ① 市は、指定避難所の管理責任者を別途定める。
- ② 市は、指定避難所に備蓄を行った備蓄品について、災害が発生した場合、迅速に使用できるよう、定期的に点検を行い、耐用年数、賞味期限のあるものは随時入換えを行う等、管理の徹底を図る。
- ③ 市は、指定避難所の運営に必要な事項について示した「避難所運営マニュアル」について、避難所配備職員や指定避難所の施設職員に周知徹底するほか、住民や関係機関等に対しても周知に努める。また、必要に応じ、「避難所運営マニュアル」の適宜修正を行う。
- ④ 市は、指定避難所となっている小学校、中学校及び高等学校等について、管理者及び市教育委員会、県教育委員会と使用する施設の区分(屋内運動場、教室等の個別指定や使用順位等)や運営体制等についての協議に基づき、「避難所フロアマップ」の作成及び定期的な修正を行うことにより、災害時における避難所開設や災害復旧期における速やかな教育活動の再開等ができるよう留意する。

4. 広域避難に関する支援要請又は受入れ

県及び市は、市町村や都道府県の区域を越える被災者の広域避難に関する支援要請又は受入れに係る手続を円滑に行う。

(1) 広域避難の調整手続等

① 県内市町村間における広域避難者の受入れ等

1) 他の市町村に対する広域避難受入れ要請

市は、市域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、当該広域避難を要する被災者の受入れについて、他の市町村長に協議する。

なお、県は、被災市町村の要請があった場合には、受入れ先市町村の選定や紹介等の調整を行うほか、運送事業者の協力を得て被災者の移送を行う等、被災市町村を支援するものとする。

2) 他の市町村からの被災者の受入れ

広域避難を要する被災者の受入れ協議を受けた場合には、市は、同時被災等、受入れを行うことが困難な場合を除き、当該被災者を受入れる。

受入れ施設の選定にあたっては、原則として「2. 指定緊急避難場所、指定避難所等の指定」に定める施設から、受入れ可能施設を選定する。

② 都道府県域を越える広域避難者の受入れ等

1) 他の市町村に対する広域避難受入れ要請

県域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、市は県に対し要請を行うものとし、県は被災市町村からの要請に応じ、他の都道府県に対して受入れを要請する等の協議を行うほか、運送事業者の協力を得て被災者の移送を行う等、被災市町村を支援する。

協議先の都道府県の選定に際して必要な場合には、県は国を通じて、相手方都道府県の紹介を受ける。

2) 他の市町村からの被災者の受入れ

他の被災都道府県から千葉県に対して広域避難者の受入れの協議等があった場合には、県は、県内市町村との調整を行い、受入れ先を決定するとともに、広域避難者の受入れを行う市町村を支援する。

当市が受入れ先に決定された場合には、市は、同時被災等、受入れを行うことが困難な場合を除き、当該被災者を受入れる。

受入れ施設の選定にあたっては、原則として「2. 指定避難場所、指定避難所等の指定」に定める施設から、受入れ可能施設を選定する。

(2) 広域避難手段の確保等

市は、災害時において、集団での広域避難が必要な場合を想定し、車両等を利用した広域避難手段について、関係機関との協議に努めるほか、市内の旅客自動車運送事業者等との協定締結を推進する。

なお、協定締結後は、災害発生時における活動協力を円滑に行うため、相互の連絡体制を定め、平常時から連携強化に努める。

また、市は、集団での広域避難を実施する場合には、避難先の情報を把握するものとし、広域避難者の所在の把握に努める。

(3) 広域避難者への支援

県及び市は、東日本大震災での県外避難者の受入れの経験等をもとに、広域避難者への支援を行う。

① 避難者情報の収集・提供等

広域避難が行われた場合、住所地（避難前住所他）の市町村や県では、避難した住民の所在地等の情報把握が重要となる。

1) 他の市町村に対し広域避難受入れ要請を行う場合

県は、避難者から避難先等に関する情報の任意による提供を受け、その情報を避難前の市町村へ提供し、避難者への支援を円滑かつ効果的に行う。

本市の住民が広域避難を行った場合には、市は、広域避難者に対し、避難先等に関する情報を提供するよう呼びかけるとともに、受入先の市町村等に対し、広域避難者からの避難先等に関する情報の受付けについて、協力を要請する。

広域避難者から任意により提供された情報等をもとに、被災者の居所等の把握を行い、所在が確認できる広域避難者に対しては、受入先都道府県、市町村と連絡を密にし、情報、サービスの提供に支障が生じないように配慮するほか、広報紙の送付やインターネット等による情報提供に努める。

2) 他の市町村から被災者を受入れた場合

県は、避難者から避難先等に関する情報の任意による提供を受け、その情報を避難前の県や市町村へ提供し、避難者への支援を円滑かつ効果的に行う。

市は、広域避難者の受入を行った場合には、避難者からの任意による避難先等に関する情報の提供を受け付ける。

② 住宅等の滞在施設の提供

広域避難者の受入を行った場合における公共施設等の受入体制を補完するため、県及び市は、広域避難者に対し、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

5. 応急仮設住宅対策

災害によって住家が滅失し、自らの資力では住宅を確保できない被災者に対し、早期に一時的な居住の安定が図られる体制の整備に努める。

(1) 応急仮設住宅建設候補地の選定

西志津スポーツ等多目的施設を応急仮設住宅建設候補地に位置付けるものとし、市は、施設の維持に努める。

また、西志津スポーツ等多目的施設のみでは、応急仮設住宅建設用地として不足することが想定されることから、その他の都市公園、公共空地等の中から、応急仮設住宅が建設可能な候補地の事前選定に努める。

なお、候補地の選定にあたっては、以下の物理的条件を備えたものとする。

- ① 既成の市街地と同一の生活圏（できれば同一行政区域内）に含まれる位置にあるか、もしくは公共交通機関の手当てが可能で、既成市街地へのアクセスが容易であること
- ② 地震による地盤の液状化のおそれがないこと
- ③ 敷地や周辺道路を含め、土砂災害等、二次的な災害を受ける危険性がないこと
- ④ 敷地の接する道路が、入居者の生活や建設工事の際の資材搬入等に支障のないように整備されていること（最低4 t車が通行可能であること）
- ⑤ 候補地周辺に上水道、電気、雨水排水が整備されている、もしくは容易に整備可能（整備については、道路管理部局・上下水道事業管理者・上下水道指定工事業者・ガス事業者等と事前打合せが必要な場合があるため、必ず確認すること併せて、量水器等、機材の提供等についても打合せること）で、汚水雑排水の放流先が確保できること
- ⑥ 防火対策の為、河川・井戸・消火栓及び防火水槽等の消火水利が確保可能である、もしくは整備可能であること
- ⑦ 敷地およびその周辺の高低差が少ない、もしくは容易に整地可能となること
- ⑧ 建築基準法により制限を受ける場合があるので、防火地域内はなるべく避けること
- ⑨ 候補地1ヶ所につき、10戸（一戸あたり29.7㎡）以上の応急仮設住宅を建設できる敷地を選択することを推奨（建設可能区域面積が1,000㎡以上を推奨）

(2) 市営住宅の一時使用

応急仮設住宅の建設のほか、市は、被災者に対し、一時的な居住地としての市営住宅の提供が行えるよう事前準備に努める。

(3) 民間賃貸住宅の借り上げ

公営住宅の一時提供や応急仮設住宅の建設では十分対応できない場合、県及び市は、関係団体と協力をし、応急仮設住宅の建設に代えて、借り上げにより民間賃貸住宅を提供できるよう事前準備に努める。

(4) 要配慮者に配慮した応急仮設住宅の確保

市は、県と協力して、要配慮者の生活に配慮した構造・設備の応急仮設住宅が確保されるよう努める。

(5) 応急仮設住宅における家庭動物等の受入れ

県及び市は、応急仮設住宅における家庭動物等の受入れができるよう事前準備に努める。

① 応急仮設住宅を建設する場合

原則として、建設した応急仮設住宅の場合、家庭動物等の受入れは可能であるが、応急仮設住宅での家庭動物等の同居においても、指定避難所と同様に人と家庭動物等との距離が近くなるおそれがあり、鳴き声や臭い、衛生害虫等の苦情が出ることが予想されるため、応急仮設住宅における家庭動物等の飼育のルール作りや、飼い主に対する適正な飼育の指導や支援方法等について、あらかじめ検討をしておくものとする。

② 市営住宅の一時提供を行う場合

市営住宅の一時提供を行う場合においては、市営住宅が家庭動物等の飼育を禁止していることから、家庭動物等の受入れは不可となる。

このため、応急仮設住宅の建設に代えて、市営住宅の一時提供を行う場合は、家庭動物等の受入れは不可となる旨を、あらかじめ飼い主を含めた住民等に対し、周知に努める。

③ 民間賃貸住宅の借り上げを行う場合

応急仮設住宅の建設に代えて、借上げにより民間賃貸住宅を提供する場合においては、借上げる民間賃貸住宅における家庭動物等の飼育の可否により、家庭動物等の受入れを判断することになる。

このため、応急仮設住宅の建設に代えて、借上げにより民間賃貸住宅を提供する場合は、家庭動物等の受入れは不可となる場合がある旨を、あらかじめ飼い主を含めた住民等に対し、周知に努める。

第12節 帰宅困難者等対策

危機管理室 市民部 教育委員会
千葉県 関係機関

《基本方針》

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、県内主要駅を中心に、帰宅しようと駅周辺に集まった人々が駅前に滞留した事例が多く見られ、多くの帰宅困難者等が発生した。佐倉市においてもJR佐倉駅や京成佐倉駅を中心に鉄道の不通による帰宅困難者等が発生したところである。

帰宅困難者等に対する行動の基本ルールが十分周知されていなかったことや、駅と市町村との情報連絡体制が不十分であったことにより、都内や県内の一部の駅周辺では混乱も生じた。

本市では、帰宅困難者等の対応として、近隣の避難所の開放を行ったところであるが、災害の規模によっては、帰宅困難者を近隣の避難所に受け入れるという対応のみでは十分な対応を行えない可能性が考えられることから、災害発生時における基本原則（むやみに移動を開始しない）の普及や、交通事業者との情報連絡体制の確立、佐倉市内における各企業の事業所等において従業員等を留めるといった対応を求める等、帰宅困難者等対策の見直しを図ることが必要である。

このため、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会や九都县市首脳会議等における研究・検討を踏まえ、国や周辺都県、市町村等、関係機関との連携・協力体制を確立し、帰宅困難者等対策の推進を図るとともに、住民、事業者は、それぞれの役割に応じた対策に努める。

1. 帰宅困難者等

(1) 帰宅困難者の定義

震災発生時の外出者のうち、地震の発生により交通機関の運行が停止した場合に、自宅までの距離が遠く、徒歩による帰宅が困難な人を「帰宅困難者」とする。

また、自宅までの距離が近く、徒歩による帰宅が可能な人を「徒歩帰宅者」とし、「帰宅困難者」及び「徒歩帰宅者」の両方を含めて「帰宅困難者等」とする。

(2) 帰宅困難者の発生予想数

「平成26・27年度千葉県地震被害想定調査報告書」によると、千葉県北西部直下地震において、通勤や通学により自宅を離れている際に被災し、千葉県内すべての公共交通機関が停止した場合、県内での帰宅困難者(県民以外を含む)は最大約73万6千人と予測されている。

2. 一斉帰宅の抑制

(1) 「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底

帰宅困難者対策においては、一斉帰宅行動の抑制が最も重要であるため、県及び市は、広報誌、ホームページ、ポスター等の様々な媒体を活用して「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図る。

(2) 安否確認手段の普及・啓発

一斉帰宅行動を抑制するためには、家族等との安否確認手段が確保され、かつ周知されていることが必要である。このため、県及び市は、災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板(web171)、ツイッター・Facebook等のSNS等の通話に頼らない安否確認手段について、平常時から体験・活用を通じて、発災時に利用してもらえよう広報・啓発を行うとともに、企業や学校等の関係機関における家族等との安否確認手段のルール化を促進する。

(3) 帰宅困難者等への情報提供

企業、学校等の関係機関において従業員や児童生徒等を待機させる判断をすることや、個人が望ましい行動を取るためには、地震情報、被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況等の情報を適切なタイミングで提供することが必要である。

このため、県及び市は、「むやみに移動を開始しない」ことの呼びかけ、地震に関する情報、被害情報、一時滞在施設の開設状況等について、テレビ・ラジオ放送やホームページ、メール配信サービス、SNS等を活用した情報提供、指定避難所や駅周辺に所在する公民館等の市有施設、一時滞在施設等における情報の掲示等のほか、関係機関と連携して、駅周辺施設等における情報の掲示等についても検討・実施していく。

また、県及び市は、エリアメール、緊急速報メールや駅周辺のデジタルサイネージ※等を活用した情報提供方法についても、検討・実施していく。

※ デジタルサイネージ

デジタルサイネージとは、屋外、店頭、公共空間、交通機関、コンビニエンスストア等、一般家庭以外の場所において、ネットワークに接続したディスプレイ等の電子的な表示機器を使って情報を発信するもの。

(4) 企業、学校等の関係機関における施設内待機のための対策

「むやみに移動を開始しない」という基本原則を徹底するため、県及び市は、企業、学校等の関係機関に対し、従業員や児童生徒等を安全に待機させるための耐震診断・改修、家具の転倒・落下・移動防止等の環境整備、従業員等との安否確認手段の確保・家族との安否確認手段の周知等の対策を要請する。

また、施設内待機方針や安否確認手段の従業者への周知、飲料水、食糧、毛布等の備蓄について、企業は自ら準備に努めることとし、学校については、自ら準備に努めるほか、市や家庭、地域と連携協力して準備に努めることとする。

3. 帰宅困難者等の安全確保対策

(1) 一時滞在施設の確保と周知

県及び市は、主に駅周辺に所在する公民館等の所管する施設から耐震性等の安全性を考慮したうえで、駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者等を一時的に受け入れるための一時滞在施設の指定に努める。

民間施設についても、市は、当該事業者と協議を行い、事前に協定や覚書等を締結する等により、一時滞在施設の指定に努めるとともに、一時滞在施設の指定後は、相互の連絡体制を定め、平常時から連携強化に努める。

なお、指定済み一時滞在施設及び市有施設における一時滞在施設指定の候補施設とし

ては、次のとおりである。

近隣駅名	候補施設名
J R 佐倉駅	印旛合同庁舎（県有施設 指定済み）
京成佐倉駅	ミレニアムセンター佐倉
臼井駅	臼井公民館 市民音楽ホール
ユーカリが丘駅	志津コミュニティセンター
志津駅	志津市民プラザ 西志津ふれあいセンター

また、県及び市は、一時滞在施設の指定を行った場合には、一時滞在施設の周知を図るとともに、施設における情報提供や物資の備蓄のあり方についても検討する。

災害発生時において、一時滞在施設を開設した場合にあっては、帰宅困難者等に対する備蓄食糧や備蓄資機材の提供に努めるものとし、備蓄がなされていない施設については、物資の集積拠点等からの輸送等により提供できるよう体制を整備する。

(2) 大規模集客施設や駅等における利用者保護

大規模集客施設や駅等における利用者保護のため、県及び市は、あらかじめ大規模集客施設や駅等の関係機関との情報連絡体制の整備を図り、震災の発生時に適切な待機や誘導が行われるよう要請する。

また、大規模集客施設や駅等を管理する事業者は、平常時から利用者の保護に係る方針を定めておくとともに、震災発生時の施設内待機に係る案内や安全な場所への誘導手順についてもあらかじめ検討しておくよう努める。

なお、震災発生時の施設内待機に係る案内や安全な場所への誘導手順の検討にあたっては、避難行動要支援者や外国人旅行者等への配慮にも努める。

(3) 企業、学校等の関係機関における訓練実施の要請

県及び市は、企業・学校等の関係機関に対し、従業員や顧客、児童生徒の混乱防止、誘導訓練、情報の収集伝達訓練、安否の確認及び情報発信訓練等、帰宅困難者等の発生を想定した訓練の実施を要請する。

4. 帰宅支援対策

(1) 災害時帰宅支援ステーションの確保と周知

県は、九都県市首脳会議における協定締結事業者の確保と併せて、県内で店舗を営営する事業者との協定締結を進め、災害時帰宅支援ステーションを確保する。

また、県及び市は、災害時帰宅支援ステーションの認知度向上のため、事業者と連携して、ホームページや広報誌等を活用した広報を実施する。

(2) 搬送手段の確保

県は、障害者、高齢者、妊婦又は乳児連れ等の自力での徒歩が困難な特別搬送者について、関係機関と臨時バスやタクシー等の確保に向けた検討を行い、搬送手段を確保するよう努める。

5. 関係機関と連携した取組み

(1) 千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会

県は、市町村や交通事業者、大規模集客施設事業者や経済団体等の関係機関の参画を得て設立した「千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会」を中心に、個人で準備・行動できることの普及・啓発を図るとともに、関係機関との連携を図りながら対策を検討・実施する。

また、市は、「千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会」にて決定された事項等について、本市の帰宅困難者等対策への反映や協力を努める。

(2) 駅周辺帰宅困難者等対策協議会

大量の帰宅困難者等の発生が予想される駅周辺においては、各駅周辺の地域事情等に鑑みた、実効性の高い対策を検討・実施していくことが必要である。

このため、必要に応じ、市は、県や関係機関の協力のもと、駅周辺帰宅困難者等対策協議会の設立について検討する。

なお、駅周辺帰宅困難者等対策協議会を設立した場合においては、情報連絡体制の確立、一時滞在施設の確保、帰宅困難者等の安全確保、安全確保後の徒歩帰宅支援等のテーマを中心に対策を検討・実施していく。

第13節 要配慮者の安全確保対策

危機管理室 企画政策部 市民部 福祉部
健康こども部 教育委員会
千葉県 関係機関 住民・事業所

《基本方針》

東日本大震災においては、死者の多くを高齢者が占め、また、障害者が一般の人に比べて高い割合で犠牲になったことが推察される等、高齢者や障害者等の災害時に支援を要する人々の犠牲が多く、また、避難生活においても特別な配慮が必要となっている。

また、平成25年6月21日付けにて、災害対策基本法が改正され、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（避難行動要支援者）の名簿の作成等について新規に規定がされたほか、災害対策基本法の改正を受けて、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成18年3月）を全面的に改定したものとして、平成25年8月には、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」が示されたところである。

以上のことを踏まえ、県及び市町村等は、高齢者や障害者のほか、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等を含めた要配慮者の安全確保体制の整備を図る。

なお、支援対策の整備にあたっては、佐倉市地域福祉計画等と連携がとれるよう調整を行う。

1. 福祉のまちづくり（交流と支え合いの地域づくり）の推進

要配慮者対策とは、地域福祉とも不可分であることから、要配慮者対策を進めるにあたっては、福祉のまちづくり（交流と支え合いの地域づくり）を推進することが必要不可欠である。

（1）地域福祉ネットワークづくり

市は、住民、自主防災組織、自治会・町内会等の地域や関係機関・団体の協力のもと、日ごろの見守り・声かけ活動や、地域の中での支え合い、助け合いのある環境づくりに努める。

また、地域や関係機関・団体のネットワーク化によるひとり暮らし高齢者等の孤立・孤独死防止、虐待防止のための、見守りネットワークづくりを検討する。

（2）地域での交流

住民一人ひとりが自分たちの住む地域のことに関心を持ち、地域でのニーズや生活課題を把握し、その解決に向けて知恵を出し合い、地域住民が協力して、具体的な支え合い活動に結びつけていくことが重要となっている。

そのため、住民等は、日頃からのあいさつや自然な声かけを行い、近隣とのつきあいを深めるよう努める。

自主防災組織、自治会・町内会等をはじめとした各種団体は、自分たちが住む地域社会への関心が高まるよう活動の実施や地域での交流する場や機会を設けるよう努める。

また、市や社会福祉協議会等は、自主防災組織、自治会・町内会等をはじめとした各種団体の活動や地域での交流に対して支援を行うほか、高齢者や障害者等の積極的な社

会参加の促進と地域住民相互間のコミュニティ強化等、誰もが住みよい福祉のまちづくりの推進を図る。

(3) 福祉意識の啓発等

人は、互いに関わり合い、助け合い、地域を形成し、社会で共存しながら暮らしている。高齢者や障害者等がその人らしく暮らしていくためには、当事者や家族だけではなく、近隣や地域をはじめ、ボランティアや障害者関係団体、行政機関、教育機関等、多くの人たちの理解とつながりが重要となる。

子どもの頃から福祉への関心が持てるよう小・中学校等では高齢者や障害者等への理解を深めるための教育の実施が大切である。また、多くの人々が福祉への関心を高め、福祉への関わりを持てるよう福祉意識の啓発や福祉への理解を広める必要がある。

このことから、市は、福祉意識の啓発や福祉への理解を広めることを目的とした学校教育及び社会教育の実施とその充実を図る。

(4) 高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できる施設等の整備の推進

千葉県福祉のまちづくり条例に基づき、病院、劇場、集会場、展示場、百貨店、共同住宅、事務所、学校等の不特定多数の者が利用する建築物、公共交通機関の施設、公園等の公益的施設について、施設等の建築主は、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるように、施設等の整備に努める。

2. 在宅の要配慮者に対する対応

市及び住民等は、避難行動要支援者の把握に努め、災害発生時等に迅速な対応がとれるよう備えるものとし、県は、これを支援する。

また、市は、在宅の状態にない、病院や社会福祉施設等に入院・入所している避難行動要支援者に関しても可能な限り把握するよう努める。

(1) 避難行動要支援者名簿の整備

市は、避難行動要支援者の把握に努め、災害発生時等に迅速な対応が取れるよう備えることとし、避難行動要支援者の特性に応じて、避難行動要支援者名簿を整備し、管理する。

① 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

主として生活の基盤が自宅にある者のうち、次の基準のいずれかに該当する者を避難行動要支援者とし、避難行動要支援者名簿に掲載する。

【避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲の基準】

①	要介護認定者	要介護認定区分 3、4 又は 5	
②	障害者	視覚障害	1 級又は 2 級
		聴覚障害	2 級から 6 級
		上肢機能障害	1 級又は 2 級
		下肢機能障害	1 級又は 2 級
		体幹機能障害	1 級、2 級又は 3 級
		乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち上肢機能障害	1 級から 6 級

①	障害者	乳幼児以前の非進行性の脳病変による移動機能障害	1級から6級
		呼吸器機能障害	1級又は3級
		心臓機能障害	1級又は3級
		精神障害	1級
		知的障害	㉠又はA
		障害支援区分4、5又は6	
②	高齢者	避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲の基準①に該当しない65歳以上の要支援・要介護認定者で一人暮らし又は高齢者のみ世帯に属する者のうち、本人等からの申出があった者で、市長が避難支援等の必要を認める者	
④	難病患者等	難病患者等のうち、重症患者の認定を受けている者のうち、本人等からの申出があった者で、市長が避難支援等の必要を認める者	
⑤	乳幼児	保護者等からの申出があった者で、市長が避難支援等の必要を認める者	
⑥	妊産婦	本人等からの申出があった者で、市長が避難支援等の必要を認める者	
⑦	外国人	日本語による意思疎通に支障があり、本人等からの申出があった者で、市長が避難支援等の必要を認める者	
⑧	その他	上記避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲の基準には該当しないが、日中高齢者のみ世帯等、上記避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲の基準に準じる程度に、災害発生時等において自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者のうち、本人等からの申出があった者で、市長が避難支援等の必要を認める者	

② 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

避難行動要支援者名簿は、福祉部が保有する情報、福祉部が千葉県知事から取得する情報、及び自ら避難行動要支援者名簿への掲載を求める支援希望者から収集した情報を取りまとめ、作成する。

③ 避難行動要支援者名簿の更新に関する事項

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市は、避難行動要支援者名簿について、年1回更新を行う。

なお、自ら避難行動要支援者名簿への掲載を求める支援希望者の登録受付自体は、随時実施するが、その際、避難行動要支援者名簿への反映は、直近の更新時となる旨を説明するよう留意する。

④ 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿の記載事項は、次のとおりとする。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他の連絡先

カ 避難支援等を必要とする事由

(2) 避難行動要支援者の名簿情報の提供

市は、避難支援等の実施に必要な限度で、名簿情報提供の同意が得られた者の名簿情報を、あらかじめ避難支援等関係者に提供することができる。

また、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときには「災害対策基本法第49条の11第3項」を根拠として、その同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に名簿情報を提供することができる。

① 避難支援等関係者

名簿情報を提供する避難支援関係者は、次のとおりとする。

また、下記避難支援関係者のうち、“ア”から“サ”までは、同意を得られた避難行動要支援者の名簿情報を平常時から提供することができるものとする。

ただし、名簿情報は、下記全ての団体等に、一律に提供するものではなく、避難支援等に取り組むことを目的に、これらの団体等からの申し出があった場合に、提供するものとし、また、市は、名簿情報の受取りを強制してはならないものとする。

なお、佐倉市教育委員会については、佐倉市の機関のひとつであるが、災害対策基本法第49条の10及び第49条の11における「内部」とは、地方自治法第158条第1項の規定により市町村長の権限に属せられた事務を分掌させるために設けられた「内部組織」を指しており、このため、市の機関であっても、教育委員会等は、「内部」に含まれない（平成25年8月19日付け内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（総括担当）等通知）とされていることから、外部に相当する避難支援等関係者と位置付ける。

ア 佐倉市教育委員会

イ 佐倉市上下水道事業管理者（上下水道部）

ウ 千葉県警察

エ 佐倉市八街市酒々井町消防組合

オ 佐倉市消防団

カ 民生委員法（昭和23年法律第198号）に規定する民生委員

キ 社会福祉法人佐倉市社会福祉協議会

ク 介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）に規定する地域包括支援センター

ケ 災害対策基本法に規定する自主防災組織

コ 自治会・町内会等

サ 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）に規定する区分所有者の団体

シ 災害発生後に派遣された自衛隊の部隊

ス 災害発生後に派遣された緊急消防援助隊をはじめとする他の地方公共団体からの応援消防機関

セ 災害発生後に派遣された警察災害派遣隊をはじめとする他の都道府県警察からの応援部隊

ソ 災害発生後に避難行動要支援者の安否確認を実施することを目的とした障害者団体

等

② 平常時における名簿情報の外部提供

ア 名簿情報提供に係る同意の確認

1) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲の基準①及び②に該当する者

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲の基準①及び②に該当する者については、避難行動要支援者名簿に登録された旨を通知すると同時に、避難支援等関係者に名簿情報を提供することについて、原則として、郵送により同意を確認する。

なお、避難行動要支援者本人に判断能力が欠けている場合にあつては、親権者や法定代理人等からの同意を得るものとする。

また、同意の意思については、変更の申出がない限り、名簿の更新時に自動継続とする。

2) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲の基準③から⑧に該当する者

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲の基準③から⑧に該当する者については、避難行動要支援者名簿への掲載希望登録時に、避難支援等関係者に名簿情報を提供することについて同意を得るものとする。

なお、避難行動要支援者本人に判断能力が欠けている場合にあつては、親権者や法定代理人等からの同意を得るものとする。

避難支援等関係者への名簿情報を提供することについて同意を得ることができない者については、原則として、避難行動要支援者名簿への掲載希望登録は受け付けることができないものとする。

また、同意の意思については、登録解除の申出がない限り、名簿の更新時に自動継続とする。

イ 避難支援等関係者への名簿情報提供手続き

平常時における名簿情報の外部提供は、「(2) 避難行動要支援者の名簿情報の提供 ①避難支援等関係者」に掲げる避難支援等関係者のうち、“ア” から“サ” までについて、避難支援等に取り組むことを目的に、提供の申し出を行い、かつ、名簿情報の提供及び適正管理に関する覚書を締結した団体等（以下「平常時覚書締結団体等」という。）に対し、行うものとする。

市は、名簿情報の提供及び適正管理に関する覚書を締結後、平常時覚書締結団体等に対し、実際の避難支援等に活用され得ない情報については除外する等、避難支援等の実施に必要な限度で、名簿情報を提供するとともに、平常時覚書締結団体等に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求める。

ウ 名簿情報の適正管理

名簿情報の取扱いについては、個人単位では守秘義務を課すことにより秘密保持を図ることとされている（災害対策基本法第49条の13）ところであるが、名簿情報が不用意に外部漏えいする危険性を最小化するためには、このような個人単位での措置はもとより、名簿情報を受け取る団体等においても、名簿情報を取り扱う役員、職員又は構成員を必要最小限に限定するなど、名簿情報の管理に関し組織単位で適切な措置を講じられることが求められる。

このことから、市及び平常時覚書締結団体等は、名簿情報の漏えい防止のために

必要な措置を講じる等、個人の権利利益の保護に必要な措置を講じなければならないものとする。

1) 市における名簿情報の適正管理

市内部における避難行動要支援者名簿情報の管理については、佐倉市個人情報保護条例及び情報セキュリティポリシーの遵守を徹底する。

また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

2) 平常時覚書締結団体等における名簿情報の適正管理

平常時覚書締結団体等における避難行動要支援者名簿情報の管理については、次のとおり名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならないものとし、市は、平常時覚書締結団体等における名簿情報の適正な管理を促進するため、必要に応じ、平常時覚書締結団体等を対象とした研修を実施する。

なお、名簿情報として直接的に知り得る情報に加え、名簿情報を利用した避難支援等の活動に携わる中で知り得た非公知の情報である家庭環境、人種、国籍、門地、信条等も秘密保持義務が課せられることから、これら情報についても、漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。

- ・組織の内部で名簿情報を取り扱う者を限定すること
- ・組織の代表者や名簿情報を取り扱う者が変更となった場合には、後任者又は新規に名簿情報を取り扱うこととなった者に確実に名簿の引継ぎを行うとともに、名簿情報の適正管理について、周知徹底を図ること
- ・組織の代表者や名簿情報を取り扱う者が変更となった場合には、その都度、市に報告すること
- ・必要以上の名簿情報の複製を禁止すること
- ・名簿情報を複製した場合には市に報告すること
- ・名簿情報（複製した名簿含む）の保管場所及び方法を指定すること
- ・平常時は鍵のかかる金庫等に保管する等の名簿情報（複製した名簿含む）の流出防止を実施すること
- ・名簿情報（複製した名簿含む）の取扱状況を定期的に市に報告すること
- ・使用後又は名簿が不要となった場合は、名簿情報（複製した名簿含む）を市に返却すること
- ・名簿情報（複製した名簿含む）を避難支援等以外の目的のためには使用しないこと（避難支援等に関係のない第三者に名簿情報を漏らすことを含む。）

③ 災害発生時等における名簿情報の外部提供

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合であって、避難行動要支援者の生命・身体を保護するために特に必要があると認めるときは、市は、災害対策基本法第49条の1第3項の規定に基づき、避難行動要支援者本人の同意を得ることを要せず、名簿情報を外部提供することができる。

ア 避難支援等関係者への名簿情報提供手続き

災害発生時等における名簿情報の外部提供は、「(2) 避難行動要支援者の名簿情報の提供 ①避難支援等関係者」に掲げる避難支援等関係者のうち、避難支援等に取り組むことを目的に、提供の申し出を行い、かつ、名簿情報の提供及び適正管理

に関する覚書を締結した団体等（以下「災害発生時覚書締結団体等」という。）に対し、行うものとする。

なお、緊急を要する場合においては、口頭での申し出の受付及び名簿情報の提供を行い、事後速やかに名簿情報の提供及び適正管理に関する覚書を締結する。

ただし、緊急を要する場合に限り、「(2) 避難行動要支援者の名簿情報の提供 ① 避難支援等関係者」に掲げる避難支援等関係者のうち、職務として避難支援等に携わる消防機関や警察機関、自衛隊等の職員については、地方公務員法等において秘密漏えいに関する罪が設けられており、仮にこれらの者が名簿情報を外部に漏えいした場合には、これらの法令に基づき所要の罰則が課せられることから、これら機関に名簿情報の提供を行う場合には、名簿情報の提供及び適正管理に関する覚書に準じる簡易な書面に代えることができるものとする。

また、緊急を要する場合であっても、市は、災害発生時覚書締結団体等に対し、実際の避難支援等に活用され得ない情報については除外する等、避難支援等の実施に必要な限度で、名簿情報を提供するものとともに、災害発生時覚書締結団体等に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求める。

イ 名簿情報の適正管理

災害発生時等における名簿情報の外部提供についても、災害発生時等であれば無条件に認められるものではなく、また、平常時における名簿情報の外部提供同様に名簿の適正管理が求められるほか、名簿情報の取扱いについては、個人単位での守秘義務が課せられることになる。

このことから、平常時における名簿情報の外部提供同様に、市及び災害発生時覚書締結団体等は、名簿情報の漏えい防止のために必要な措置を講じる等、個人の権利利益の保護に必要な措置を講じなければならないものとする。

④ 秘密保持義務

避難行動要支援者名簿に記載された名簿情報は、避難行動要支援者に関する心身の機能の障害や疾病に関する情報等といった極めて秘匿性の高い秘密を含むものであることから、災害対策基本法第49条の13では、秘密保持義務について規定がなされている。

秘密保持義務を果たすため、市及び名簿情報の提供及び適正管理に関する覚書を締結した団体等は、「(2) 避難行動要支援者の名簿情報の提供 ②平常時における名簿情報の外部提供 ウ名簿情報の適正管理」及び「(2) 避難行動要支援者の名簿情報の提供 ③災害発生時等における名簿情報の外部提供 イ名簿情報の適正管理」に定めるところにより、平常時、災害発生時等に関わらず、名簿情報の適正管理を行わなければならない。

ア 義務の対象者

災害対策基本法第49条の13による秘密保持義務が課せられる対象者については、第49条の11第2項又は第3項の規定により、市から名簿情報の提供を受けた者又は名簿情報の提供を受けた団体の職員等であって、実際に名簿情報を取得した者となる。

つまり、秘密保持義務が課せられる対象者とは、市から直接、名簿情報の提供を受けた法人や団体ではなく、これら法人や団体において、実際に名簿情報を取り扱

う役員又は職員に対して、義務が課せられる。また、自主防災組織や自治会・町内会等においては、実際に名簿情報を取り扱う構成員に対して、義務が課せられる。

また、災害対策基本法第49条の13による秘密保持義務は、名簿情報を活用した避難支援等を行う立場にあった間はもとより、これらの立場を退いた後についても引き続き課せられることから、名簿情報を取扱う者は、この点についても、十分に理解しておかなければならない。

なお、秘密保持義務は、平常時における提供名簿情報と災害発生時等における提供名簿情報のいずれの名簿情報を取得した者にも課せられるものであるが、災害発生時等において、避難支援等の応援のために緊急的に名簿情報の提供を受けた住民等については、災害対策基本法第49条の13による秘密保持義務は課せられないとされている。

イ 義務の内容

災害対策基本法第49条の13に基づく秘密保持義務の内容は、市から直接又は間接に名簿情報の提供を受けた個人について、名簿情報の提供によって知り得た避難行動要支援者に関する秘密を将来にわたり正当な理由なく他者に漏らさないことである。

1) 義務が課せられる期間

「(2)避難行動要支援者の名簿情報の提供 ④秘密保持義務 ア義務の対象者」に記載したとおり、秘密保持義務は、名簿情報を活用した避難支援等を行う立場にあった間はもとより、これらの立場を退いた後についても引き続き課せられるものである。

つまり、名簿情報を受けとった以降、一生涯に渡り、課せられ続けることとなる。

2) 義務の対象となる秘密

秘密保持義務の対象となる「秘密」とは、一般に『非公知の事項であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値するものをいう。』と解されており（最判昭和52年12月19日）、災害対策基本法に定める避難行動要支援者に関しては、心身の機能の障害に関する情報や疾病その他の健康状態に関する情報等が典型的に該当するものと考えられる。また、名簿情報として直接的に知り得るこれらの秘密に加え、名簿情報を利用した避難支援等の活動に携わる中で知り得た非公知の情報である家庭環境、人種、国籍、門地、信条等も秘密に該当しうる。

ウ 秘密保持義務の違反

市から直接又は間接に名簿情報の提供を受けた個人が、名簿情報それ自体及び名簿情報を利用した避難支援等の活動に携わる中で知り得た非公知の情報を正当な理由なく他者に漏らした場合、秘密保持義務違反となる。

1) 秘密保持義務違反の内容

具体的には、一般的な名簿情報等の漏洩はもとより、市及び避難行動要支援者名簿に掲載された者の関知しない者に独断で名簿情報を提供すること、名簿情報を避難行動要支援者に対する避難支援等とは関係のない事業等に転用することが秘密保持義務違反に該当する。

2) 義務違反による罰則等

災害対策基本法それ自体において、罰則規定は設けられていない。

しかし、名簿情報を提供先として想定される者のうち、職務として避難支援等に携わる消防機関や警察機関、自衛隊等の職員については、地方公務員法等において秘密漏えいに関する罪が設けられており、これらの者が名簿情報を外部に漏えいした場合には、これらの法令に基づき所要の罰則が科せられる。

なお、自主防災組織や自治会・町内会等の構成員等、職務としてではなく善意に基づき無償で避難支援等に携わる者については、名簿情報の受領については、災害対策基本法をはじめとする法令において、基本的に守秘義務違反に対する罰則規定は設けられていないが、名簿情報が漏えいし、民法709条に基づく損害賠償訴訟が提起された場合には、災害対策基本法第49条の13による秘密保持義務違反が不法行為責任の認定根拠となり得ることから、秘密保持義務違反がないよう十分な留意が必要である。

エ 秘密保持義務の適用除外

災害対策基本法第49条の13による秘密保持の対象となるのは、名簿情報の提供を受けたことによって直接又は間接に知り得た秘密である。

つまり、災害対策基本法に基づく名簿情報の提供を受ける以前から地縁関係等を通じて同様の事実を既に知っていた場合や災害対策基本法に基づく名簿情報の提供を受けず、自主防災組織や自治会・町内会等で独自に収集し、作成した名簿等の情報は、災害対策基本法第49条の13による秘密保持の対象とはならない。

ただし、自主防災組織や自治会・町内会等で独自に収集し、作成した名簿等の情報も、プライバシー情報であることから、適正管理に努める必要がある。

(3) 避難支援体制の整備

① 基本的な考え方

大規模な災害が発生した場合には、行政による避難支援は困難となる。そのため、市は、家族、近隣の者、自主防災組織、自治会・町内会等、避難行動要支援者の身近にいる人がまずは避難支援にあたるよう、日頃から住民等に対する啓発を行う。

② 避難支援体制構築の取組み

災害時における情報伝達や救助、避難誘導等といった避難行動要支援者の避難支援の実施には、自主防災組織や自治会・町内会等の地域コミュニティによる共助による取組みが重要となる。

このため、自主防災組織や自治会・町内会等は、避難行動要支援者の避難支援体制構築の取組みに努める。

なお、避難行動要支援者の避難支援を実施するための体制づくりにあたっては、男女双方の意見を取り入れたうえで、救助体制の中に女性を位置付ける。

また、市は、自主防災活動への支援等を通じ、これら共助による取組みへの支援に努める。

なお、市では、平成27年11月に、地域住民が主体となって避難行動要支援者の把握から支援の確立までを示す参考書として「地域における避難行動要支援者支援の手引き」を作成したところだが、他の自治体や市内における先進事例等の研究を行い、適宜修正を行う。

③ 避難情報等の情報伝達

市は、避難行動要支援者について、その状態や特性に応じた情報伝達体制の確立に努めるとともに、災害発生時等には、速やかに避難情報等の伝達を図る。

特に、情報伝達漏れを防ぐためにも有効であるメール配信サービスについて、市は、登録を行うよう避難行動要支援者本人や家族、避難支援等関係者に対し、周知に努める。

④ 安否情報の収集等

避難行動要支援者は、避難準備・高齢者等避難開始等を確実に受信できていない場合も多いことから、避難支援等関係者は、避難してこない者を戸別訪問する等により積極的に安否確認を行う必要がある。

積極的な安否情報の収集については、避難支援等関係者のうち、特に近隣の者、自主防災組織、自治会・町内会等といった避難行動要支援者の身近にいる人による実施が期待されることから、避難支援等関係者のうち、特に自主防災組織や自治会・町内会等の地域コミュニティは、あらかじめ安否情報の収集体制について、整備に努める。

なお、佐倉市では、ひとり暮らし等の高齢者に関する情報を、緊急時の対応や各種在宅福祉サービスを提供することを目的に、民生委員の協力を得て、「高齢者台帳」を作成していることから、特に民生委員については、必要に応じ、「高齢者台帳」も活用する。

⑤ 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者の避難支援にあたっては、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提である。

このため、避難支援等関係者において、避難支援等関係者の避難支援の実施の責任を有する者は、避難支援等関係者の避難支援に従事する役員、職員又は構成員の安全の確保に十分に配慮しなければならないものとする。

また、市は、避難行動要支援者に対し、災害時の避難行動支援が必ず保障されるものではないこと、避難行動支援の実施について、避難支援等関係者に法的な責任や義務はないことについて、周知を図る。

(4) 避難行動要支援者避難支援プラン（個別計画）等の策定

避難行動要支援者避難支援プラン（個別計画）等の作成は、地域の協力のもと、避難行動要支援者と避難支援等関係者間において作成するものとし、市は、作成にあたっての必要な支援を実施する。

避難行動要支援者避難支援プラン（個別計画）等の作成にあたっては、災害が発生する危険性の高い地域に居住する避難行動要支援者から重点的・優先的に進めるよう努める。

なお、避難行動要支援者避難支援プラン（個別計画）は、避難行動要支援者本人及び周囲の人（避難支援等関係者等）が、避難行動要支援者本人に必要な支援内容を認識するための手段であることから、他の方法により支援内容の確認ができていて、又は避難行動要支援者及び避難支援等関係者といった当事者間で、支援内容の共通認識ができていれば、個人情報漏洩防止のためにも、あえて避難行動要支援者避難支援プラン（個別計画）等を作成する必要はない。

ただし、避難行動要支援者避難支援プラン（個別計画）等を作成していない場合、災害発生時において避難支援等関係者が不在等のときに、必要な支援内容が不明となる可

能性があることから、緊急連絡カード等を作成し、避難行動要支援者本人等が所持することも検討する。なお、市では、75歳以上の者、又は65歳以上で特に必要な者に対し、平成25年度から「佐倉市救急医療情報キット」を配布していることから、これを活用することも検討する。

(5) 防災設備等の整備

県及び市は、ひとり暮らしや寝たきり高齢者、障害者等の安全を確保するための緊急通報システムや文字放送受信装置等の普及に努めるほか、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び火災報知器等の設置の推進に努める。

また、市は、聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うためのメール配信サービスへの登録の普及に努める。

(6) 避難施設等の整備

市は、避難所内への要配慮者用スペースの確保について考慮するとともに、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所の指定や、社会福祉施設等の福祉避難所として開設が可能な施設を選定するように努める。

なお、福祉避難所の指定等については、「第11節 避難体制の確立及び避難施設等の整備」に定めるところによる。

また、県は、福祉避難所等での受入れが困難な在宅の要配慮者や被災した施設の利用者等を市町村の域を越えて受け入れる拠点の整備に努めるほか、市は、他市町村等との協力関係の構築に努める。

県及び市は、要配慮者が避難生活を送るために必要となるトイレ、車椅子、簡易ベッド等の高齢者用備品や障害特性に応じた障害者用備品の整備に努める。また、ミルク、ほ乳びん等の乳児用備品、授乳に配慮するための設備等の整備に努めるほか、食物アレルギー対応食品についても確保に努める。ただし、個別の事情による医薬品等については、要配慮者本人や家族、支援者等で備えることとする。

このほか、市は、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成25年8月 内閣府（防災担当）」や「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン（平成28年4月 内閣府（防災担当）」、関係団体の意見等を参考とし、要配慮者や女性に十分配慮した構造・設備の確保に努めるほか、要配慮者や女性に十分配慮した部屋割りを行う等の避難所運営が実施できるよう体制整備に努める。

(7) 防災知識の普及、防災訓練の充実

県及び市は、要配慮者本人や家族、社会福祉施設等に対し、パンフレットの配布等、広報を充実し災害に対する基礎知識等の理解を高めるとともに、地域の防災訓練等やコミュニティへの積極的参加を呼び掛けるよう努める。

(8) 在宅避難又は応急仮設住宅での生活を送る要配慮者への支援

県及び市は、在宅避難又は応急仮設住宅での生活を送る要配慮者に対する健康相談や生活支援のため、共助の取組みや健康福祉センター（保健所）、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者による地域のネットワークによる取組みを促進する。

また、電源を必要とする医療機器を使用している在宅難病患者等に対し、災害に備えた補助電源の準備や停電時の入院受入れ等について、日頃から主治医や訪問看護ステーション等と相談するよう周知する。

3. 社会福祉施設等における対策

県及び市は、社会福祉施設等において、防災対策が講じられるよう、施設等に対する指導に努める。

(1) 施設の安全対策

社会福祉施設や老人保健施設等の管理者は、災害時に施設自体が倒壊・破損したり、火災が発生したりすることのないよう施設や危険物を常時点検する等、施設そのものの災害に対する安全性の確保に努める。

また、電気、水道等の供給停止に備えて、入所者等が最低限度の生活維持に必要な飲料水、食糧、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧や施設入所者の酸素療法等の治療等に必要な非常用自家発電機等の防災設備の整備に努める。

(2) 組織体制・計画等の整備

社会福祉施設や老人保健施設等の管理者は、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、施設関係者緊急連絡体制、市や県へのライフライン等の被害・復旧状況報告体制等を盛り込んだ非常災害に関する具体的計画を作成しておく。

(3) 地域社会との連携

社会福祉施設や老人保健施設等の入所者は、自力での避難が困難である者が多く、災害発生時の避難にあたっては、施設職員だけでは不十分である。このため、市との連携のもとに、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及び自主防災組織や自治会・町内会等との日常の連携が密になるよう努め、災害時に地域からの入所者等の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行う。

(4) 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設や老人保健施設の管理者等は、施設の職員や入所者等が災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を高めるための防災学習を定期的実施する。

また、施設職員や入所者等が、災害発生時等の切迫した状況下においても適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者等の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

4. 外国人に対する対策

(1) 防災知識の普及・防災訓練の充実

県及び市は、言語、生活習慣、防災意識が異なり日本語の理解が十分でない外国人について、災害発生時等に迅速かつ的確な対応ができるよう、次のような条件、環境づくりに努めるとともに、様々な機会をとらえて防災対策の周知に努める。

- ① 多言語による広報の充実
- ② 指定緊急避難場所、指定避難所の標識等の災害に関する表示板の翻訳
- ③ 外国人を含めた防災訓練・防災教育

(2) 外国人に対する対応

県は、災害時における日本語の理解が十分でない外国人向けの語学ボランティアの派遣制度について、各市町村からの迅速な派遣要請が可能となるよう、平常時から各市町村に対し、派遣制度の周知を図るとともに、語学ボランティア及び災害時外国人サポーターの養成に努める。

また、市は、避難所等に日本語の理解が十分でない外国人向けの語学ボランティア等の派遣ができるよう、平常時から公益財団法人佐倉国際交流基金やボランティア等との連携に努める。

このほか、日本語理解が十分でない外国人が、自身の情報（氏名、国籍、連絡先、既往歴等）を伝える手段（ツール）について今後検討していく。

第14節 緊急輸送体制の整備

危機管理室	土木部	都市部
資産管理経営室		
千葉県	関係機関	

《基本方針》

災害発生時における避難・救助をはじめ、物資の供給、諸施設の復旧等広範な応急対策活動を広域的に実施するため、緊急輸送体制の整備に努める。

1. 輸送手段の整備

市、県及び関係機関は、陸上輸送、航空輸送、水上輸送等、緊急時に確保可能な輸送手段を把握する。

また、平常時から災害時に備えて関係機関、民間団体等との協定締結等による協力体制の推進に努める。

2. 陸上輸送体制の整備

災害応急活動を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送道路の選定や効率的な陸上輸送を行うための事前対応に努める。また、新たに緊急輸送道路が選定、又は変更された場合は、その路線名及び区間について、住民や関係機関等への周知に努める。

(1) 緊急輸送道路の選定

① 県選定の緊急輸送道路

県が選定している佐倉市に係る緊急輸送道路は、次のとおりである。

県選定の緊急輸送道路については、機能別に1次及び2次路線に分類し、1次路線は、隣接都県との連携強化、広域的な緊急輸送等に資する高速道路、一般国道及び主要な県道や港湾・空港等に通じる主要な市町村道等となり、2次路線は、1次路線を補完し市町村役場等を相互連絡する県道等となっている。

ア 1次路線

高速自動車国道：東関東自動車道水戸線

一般国道：国道51号、国道296号

イ 2次路線

主要地方道：千葉八街横芝線

主要地方道：佐倉印西線

② 市選定の緊急輸送道路

市は、県の選定する1次路線及び2次路線を補完するほか、ヘリコプター臨時離発着場、市内の防災備蓄倉庫、緊急医療機関や活動拠点候補地等を連絡するため、必要に応じ、市道等の緊急輸送道路としての選定に努める。

(2) 緊急通行車両の事前届出

市所有の車両については、緊急通行車両の事前届出を行う。

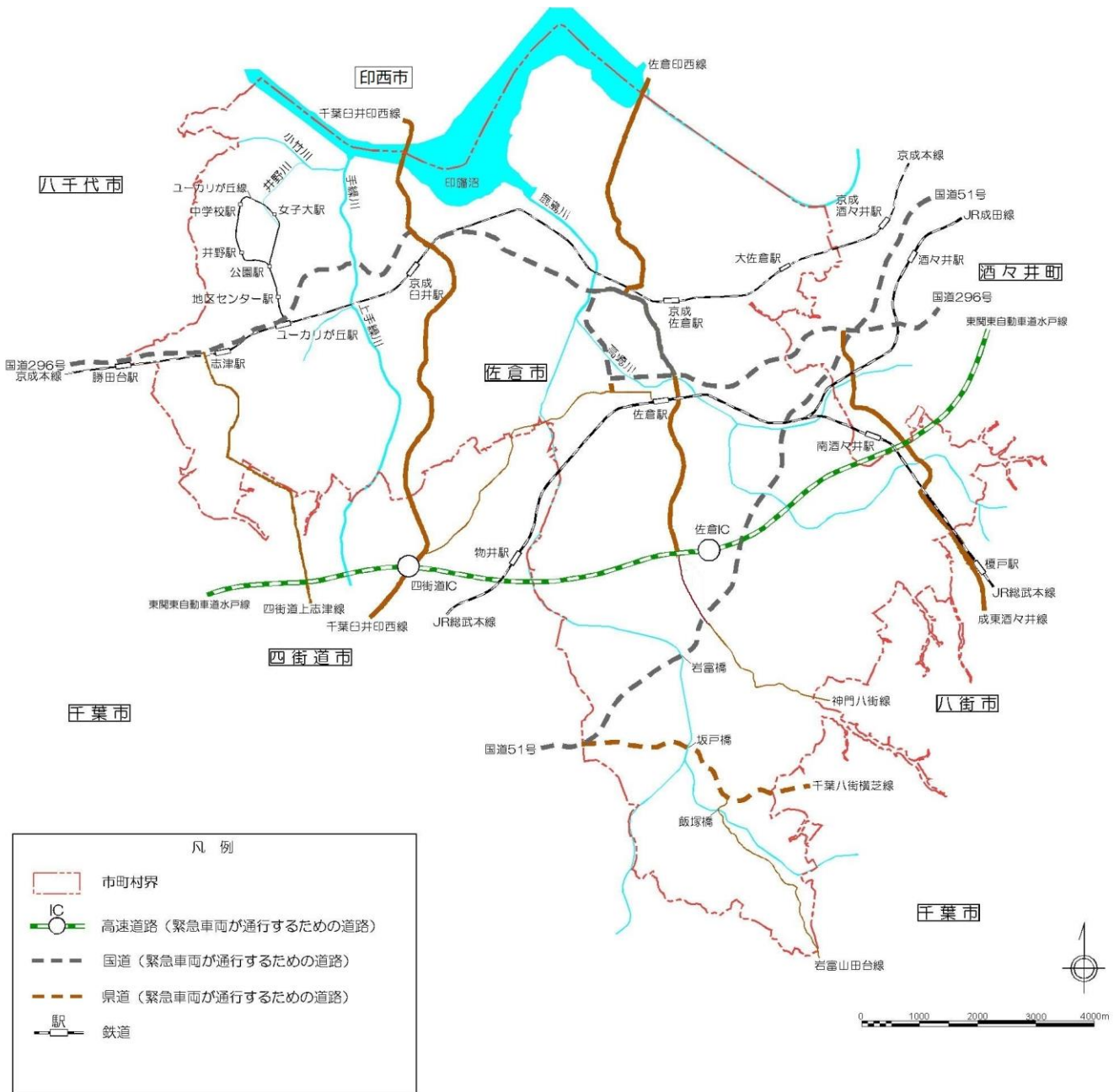
(3) 備品等の整備

三角コーン、通行禁止等の看板等、必要な備品の整備に努める。

(4) 道路障害物除去対策の検討

- ① 障害物を除去する道路の優先順位及び障害物除去方法の検討を推進する。
- ② 関係機関や道路管理者と、災害時のための対処方法の協議に努める。
- ③ 建設用重機を所有する民間団体や業者等との協定締結を推進する等により、災害時の協力体制の確立に努める。

【千葉県緊急輸送ネットワーク（佐倉市内）】



■ 緊急輸送道路（1次路線・2次路線）

1次・2次路線	道路区分		名称
1次路線	国道	高速自動車国道	東関東自動車道東京水戸線
		一般国道	国道51号
			国道296号
2次路線	県道	主要地方道	千葉八街横芝線 佐倉印西線

3. 航空輸送体制の整備

情報収集や救助・救急活動、救援物資・人員搬送等、災害時に多岐にわたり大きな役割を果たすこととなるヘリコプターを有効に活用するためには、緊急時のヘリコプター臨時離発着場の確保が重要であり、市は、その確保に努める。

特に、使用の際に混乱が予想される指定緊急避難場所の臨時離発着場については、避難住民の安全性等を考慮し指定緊急避難場所と臨時離発着場の区別等、所要の措置を講じる。

4. 水上輸送体制の整備

災害時において、印旛沼を利用した水上輸送が実施される場合に備えて、物資等の積み降ろしが可能な緊急時の船着場の確保について検討を行う。

5. 交通混乱の防止対策

(1) 災害時の応急点検体制の整備

道路管理者は、平常時から緊急輸送路の安全性を十分に監視、点検するとともに、災害時の通行支障に関する情報収集体制や応急点検体制の整備に努める。

(2) 災害時避難のあり方等の周知徹底

緊急輸送体制確保のため、災害時の避難にあたっては、極力車両を使用しないことや緊急時においては、応急対策活動のため一般の交通を規制することがあることを広報等によって周知徹底に努める。

(3) 交通規制・管制体制の整備

交通安全施設の整備等、県公安委員会及び警察が行う交通規制・管制体制の整備に協力する。

6. 公共交通機関

公共交通機関各社は、災害発生時においても円滑な交通手段を確保するため、事業継続計画（BCP）の策定等、平常時から体制を整備するよう努める。

(1) 各鉄軌道会社（東日本旅客鉄道株式会社、京成電鉄株式会社、山万株式会社）

災害発生時における乗客の避難、災害発生直後の被害状況及び安全点検を行うための人材の確保、応急復旧のための資機材の確保に努める。

(2) 一般乗合旅客自動車運送事業者

市内に路線を有する一般乗合旅客自動車運送事業者は、災害時においても可能な限り運行が確保されるとともに、利用者の安全確保及び混乱防止が図れるよう事前準備に努める。

第15節 備蓄・物流体制の整備

危機管理室 福祉部 健康こども部
 上下水道部 教育委員会
 千葉県 関係機関 住民・事業所

《基本方針》

県及び市は、住民や自主防災組織、自治会・町内会等、事業所等に対し、「自らの命は自らで守る。自らの地域はみんなで守る。」という自助・共助の考え方を基本に、平常時から、災害時に必要な物資の備蓄を推進するよう働きかけるとともに、災害による住家の全壊、全焼等により、水、食糧、その他生活必需物資の確保が困難な住民に対して、必要な物資を供給するため、災害発生直後から被災者に対して円滑に必要な物資等の供給が行えるよう、備蓄・調達並びに物流に係る体制の整備を図る。

1. 備蓄意識の高揚

各家庭や事業所等における食糧・飲料水等の備蓄を推進するため、県及び市は、救援が途絶した状況にも対応できるよう、3日分～1週間分程度の食糧、飲料水、その他生活必需物資を非常時に持ち出しできる状態で備蓄すること等、住民の備蓄意識の高揚を図るための普及啓発を推進するとともに、事業者に対しても、災害発生に備えて、従業員、利用者等が事業所等の施設内に一定期間待機するために必要な水、食糧等の備蓄について普及啓発を推進する。

また、自主防災組織等における炊き出し用機材や救助用機材等の整備を促進する。

なお、高層集合住宅等は、停電等により、エレベーターが使用不能となった場合、著しく住民生活が困難となることから、管理組合等において共同備蓄を進めるほか、管理組合等は、各家庭における備蓄の推進について啓発に努める。備蓄の数量については、エレベーターが使用可能となるまでの日数も考慮し、より多くの食糧、飲料水、その他生活必需物資の備蓄に努める。

2. 市における備蓄・調達体制の整備

市における備蓄及び調達は、自助・共助により賄われる備蓄物資等を補完する目的で行われるものである。ただし、市は、基礎的な地方公共団体として、避難生活が長期化した場合等において、一義的に被災者への食糧・生活必需物資等の供給を行う責務を有していることから、様々な事態に的確に対応できるよう、物資の備蓄・調達体制の整備に努める。

また、災害対応業務の継続のため、市の災害対応職員を対象とした備蓄についても検討を行う。

(1) 飲料水の確保

災害時において、被災者1人あたり1日3リットル以上の飲料水供給を確保できるよう、防災井戸の設置、貯水槽の設置、応急給水用資機材等について整備増強を行う。

- ① 災害発生時において迅速な給水活動を実施するために、市の水道水源の維持に努めるとともに、災害時の給水拠点として整備を図る。

② 次のような非常用飲料水確保のための整備を促進する。

- ア 防災井戸の設置
- イ 指定緊急避難場所・指定避難所への飲料水用耐震性貯水槽設置
- ウ 学校等のプールの維持

③ 給水車による応急給水体制の整備を図る。

④ 給水車、給水タンク、臨時給水栓、非常用飲料水袋、ろ水器等の応急給水用資機材等の整備・充実を図る。

(2) 食糧及び生活必需物資の備蓄・民間業者等との協定締結の推進・県との連携強化

生命維持や生活に最低限必要な食糧・その他生活必需物資や避難所運営に必要な資機材を中心とした備蓄に努める。なお、備蓄物資の選定に際しては、地域特性や要配慮者・女性の避難生活等に配慮する。

また、消費期限が短い等の備蓄に適さない物資や、大量に必要となるもので全てを備蓄することが困難な物資、発災からの時間の経過とともに必要となる物資については、調達による確保に努めるものとし、民間業者等との協定締結の推進に努めるとともに、協定締結後は、相互の連絡体制を定め、平常時から連携強化に努める。

なお、千葉県では、「災害時の緊急物資等に係る備蓄・物流の基本指針」を策定し、当該指針に基づき、円滑な「支援物資の管理供給体制」を構築することを目的とした「災害時における物流計画」を策定していることから、市は、平常時から県との連携強化を図るとともに、支援を受けるための体制の整備に努める。

① 重要物資の確保

- ア アルファ米、クラッカー
- イ 要配慮者等を考慮した食糧
- ウ アレルギー対策用食品
- エ 粉ミルク
- オ ほ乳瓶
- カ 毛布
- キ 紙おむつ（乳幼児用・大人用）
- ク 生理用品
- ケ 簡易トイレ、携帯トイレ

② その他用品の確保

- ア 精米、即席麺等の主食
- イ 野菜、漬物、菓子類等の副食
- ウ 被服(肌着等)
- エ 炊事道具・食器類（鍋、炊飯用具等）
- オ 光熱用品(LPガス、LPガス用品、簡易コンロ、乾電池、懐中電灯等)
- カ 日用品(石鹸、タオル、ちり紙、歯ブラシ、ラップ等)
- キ 医薬品等(常備薬、救急セット)
- ク 要配慮者用介護機器、補装具、日常生活用具等(車椅子、トイレ、盲人用杖、補聴器、点字器等)

(3) 備蓄体制の整備

① 防災備蓄倉庫等の整備

災害が発生した場合、各地域において迅速に備蓄品が使用できるよう、分散備蓄のための防災備蓄倉庫の整備・維持に努める。また、福祉避難所、一時滞在施設等の施設についても備蓄設備の整備を検討する。

② 備蓄品の管理

災害が発生した場合、迅速に備蓄品を使用できるよう、定期的に備蓄品の点検を行い、耐用年数、賞味期限のあるものは随時入換えを行う等、管理の徹底を図る。

(4) 市の災害対応職員を対象とした備蓄

① 備蓄品目

発災直後の生命維持や生活に最低限必要な食糧・飲料水・その他生活必需物資を対象とする。

品目の選定に際しては、ある程度の長期保管に耐え得るものとする必要があることから、原則として、5年以上の消費期限又は耐用年数を有するものに限定する。

ア 食糧（主食）

発災初期に生命維持のために最低限必要な物資として、加熱調理が不要な長期保存用のクラッカーやアルファ化米等の備蓄に努める。

イ 飲料水

市は、被災者等に対する本格的な応急給水が行えるまでの間の水を確保するため、指定避難所等に防災井戸の整備を行っているところであるが、市の災害対応職員についても、当該防災井戸を使用する。

ウ トイレ（携帯トイレ）等

上下水道の使用が不可能な場合であっても、災害対応業務の継続が必要なことから、既存の便器に装着して使用する携帯トイレの備蓄に努める。

なお、災害対応業務の継続のため、必要に応じ、毛布等の備蓄に努める。

② 備蓄目標量の算定にあたっての基本的考え方

ア 食糧は、1人あたり1日1食程度を供給するための備蓄に努める。

市による備蓄量を補完するため、平常時から市の災害対応職員は、自助による食糧・飲料水の備蓄に努めることとし、その意識啓発に努める。

イ 携帯トイレについては、一人あたり1日5回分の使用を想定した備蓄に努めるほか、平常時から市の災害対応職員は、自助による携帯トイレの備蓄に努めることとし、その意識啓発に努める。

3. 県における備蓄・調達体制の整備

県は、市町村が甚大な被害を受け、備蓄した物資の提供や調達が困難になった場合等に備え、広域地方公共団体として市町村を補完する立場から、物資の備蓄・調達体制の整備等に努める。

(1) 生命維持や生活に最低限必要な食糧・飲料水・その他生活必需物資・資機材を中心とした備蓄に努める。備蓄目標の設定に際しては、民間からの調達を組み合わせるうえで、市町村を補完する立場から、備蓄量等を算定することにより、計画的な備蓄物資の整備を図る。

なお、備蓄物資の選定に際しては、要配慮者や女性の避難生活等に配慮する。

- (2) 備蓄品目の選定等に際しては、情報の寸断等により、ニーズの把握が困難な状況となる被災市町村に対して、要請を待たずに物資の供給を行う、いわゆる「プッシュ型」支援を想定し、物資の備蓄状況や集積拠点等について、県・市町村間の情報共有を図る。
- (3) 被災地に物資を迅速に提供するため、平常時から備蓄物資に係る県・市町村間の情報共有を図るとともに、県内11か所の備蓄拠点による分散備蓄や民間の営業倉庫への保管委託を行うことにより相互補完による効果的な物資の支援体制を図る。また、民間物流事業者との連携による輸送体制の構築に努める。
- (4) 消費期限が短い等の備蓄に適さない物資や、大量に必要となるもので全てを備蓄することが困難な物資、発災からの時間の経過とともに必要となる物資については、調達による確保に努めるものとし、関係事業者等との協定締結のさらなる推進に努める。

4. 県及び市における災害時の物流体制の整備

民間からの調達や国や他都道府県からの支援により供給される大量の物資を迅速に目的地へ届けるためには、円滑な物流体制を構築することが重要であり、県及び市は、平常時から体制整備に努める。

(1) 県における物流体制

大規模災害時において、県は、市町村の要請等に基づき、又は災害の状況に応じ要請を待たずに、備蓄、民間からの調達又は国や他都道府県への要請等により必要な物資を確保し、市町村の指定する拠点まで物資を輸送する役割を果たす必要がある。

このため、「災害時における物流計画」に基づき、千葉県倉庫協会、千葉県トラック協会等民間物流事業者と連携し、在庫管理及び払出し体制、輸送車両・機材・ノウハウの提供等、速やかに支援物資の管理供給体制を構築のうえ、「千葉県防災支援ネットワーク基本計画」で定めた広域物資拠点（一次物資拠点）において支援物資を円滑に受入れ、市町村物資拠点（二次物資拠点）へ迅速に輸送を行う。

(2) 市における物流体制

市は、指定した拠点へ搬入される物資を避難所等へ輸送し、避難者等へ供給する役割を果たす必要がある。

そのため、佐倉市民体育館を物資の集積拠点候補地として選定するとともに、大量な物資の仕分けや避難所等への輸送について、民間物流事業者等と連携する等の体制整備に努める。

第16節 防災用資機材の整備・調達

危機管理室 市民部 土木部
 上下水道部
 佐倉市八街市酒々井町消防組合
 千葉県 関係機関
 住民・事業所

《基本方針》

災害が発生した場合に、応急復旧を迅速かつ的確に実施するため、平常時から防災用資機材の整備充実に努めるとともに、関係機関、団体等が保持している防災用資機材についても災害時に速やかに調達・活用できるよう、連携体制の整備に努める。

1. 防災用資機材等の整備

災害時における応急活動用資機材の整備充実にについて、防災活動拠点の整備と関連づけて整備充実を図る。なお、消防資機材等の整備については、「第8節 消防、救助・救急体制の整備」に定めるところによる。

また、災害時の自主防災組織の円滑な活動に必要な防災用資機材の整備充実にも努める。

(1) 防災用資機材の整備・点検

市及び関係機関が保有する災害対策に必要な応急活動用資機材及び救助・救出用資機材、並びにこれらを保管する施設については、定期的な点検を実施するとともに、備蓄の維持に努める。

また、自主防災組織や自治会・町内会等、住民、事業所は、日常生活用具等で、災害時においても活用可能な資機材の把握・点検に努める。

① 防災用資機材等

応急活動用資機材、救助・救出用資機材及び消火活動用資機材について、消防施設、防災中枢施設、その他防災拠点等の整備と関連づけて整備充実を図るほか、住民等による災害時の初期消火、救助・救護活動にも活用できるよう、他の公共施設についても救助・救急用資機材、初期消火活動用資機材の整備を検討する。

また、被害の状況に応じて必要となる防疫・衛生用資材の確保に努める。

② 水防用資機材等

水防用資機材の充実強化を図るとともに、二次災害等被害の拡大防止に資する資機材の整備充実を図る。

③ 防災特殊車両等

災害対策に必要な車両等の整備充実を図る。

(2) 保管施設・資機材の分散化

市は、災害時の初期防災・救助・救護活動に活用できるよう、指定避難所、消防団機庫等の必要な場所に防災・救助・救護用資機材を整備する等により、資機材の保管施設について分散化を図るとともに、福祉避難所等の施設についても整備を検討する。

また、自主防災組織への補助制度等を推進し、地域での防災用資機材等の整備を推進する。

(3) 自主防災組織に対する防災用資機材の貸与

市は、自主防災組織に対し、災害時の自主防災組織の円滑な活動に必要な防災用資機材の貸与を行う。また、自主防災組織は、市より貸与を受けた防災用資機材の定期的な点検を実施するとともに、その維持に努める。

2. 調達・活用の体制

(1) 資機材調達の連携

① 関係機関等との連携

関係機関、団体等が保持している防災用資機材についても、災害時に速やかに調達・活用できるよう、関係機関等と協定を締結する等により、あらかじめ連携体制の整備に努める。

② 資機材提供先との協定

調達が必要な資機材について、関係業者との協定の締結による確保に努めるとともに、協定締結後は、相互の連絡体制を定め、平常時から連携強化に努める。

(2) 資機材の点検

市及び関係機関等は、災害応急対策に万全を期するため、車両、水防資機材、救助用資機材等の定期的な点検を行う。

第17節 廃棄物等処理体制の整備

環境部 土木部 都市部 上下水道部
 佐倉市、酒々井町清掃組合 印旛衛生施設管理組合
 千葉県 関係機関
 住民・事業所

《基本方針》

災害時には、住宅等の倒壊、火災、水害等により多量の障害物やごみが排出される等、生活上、様々な面で不都合が生じてくる。このため、処理施設の耐震性等の防災対策を実施するとともに、障害物の除去を含めた廃棄物処理活動が迅速に行われるよう処理体制の整備を推進する。

1. 災害廃棄物処理計画等の整備

市は、千葉縣市町村震災廃棄物処理計画策定指針及び千葉縣市町村災害廃棄物処理マニュアル策定ガイドラインに基づき、災害廃棄物処理計画及び災害廃棄物処理マニュアルの適宜見直しに努め、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理体制の確立を図る。

(1) 実施機関等

- ① 市は、廃棄物処理に係る災害時応急対策、道路・河川等へ倒壊・落下・流出等による障害物が発生した際の除去に係る災害時応急対策を定めておくものとする。
- ② 災害等により大量の廃棄物が発生し、市及び佐倉市、酒々井町清掃組合で処理が困難な場合や廃棄物処理施設が被災し使用不能になった場合の対策として、「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき、援助協力を要請することから、協定の運用に係る体制を整備する。
- ③ 建築物の解体に伴うがれき等の大量発生が予想されることから、県の「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定」に基づき、県を通じ、民間事業者の協力を求めることから、協定の運用に係る体制を整備する。
- ④ 県は、市がその責務を十分果たせるように、市町村災害廃棄物処理計画策定に関する助言、災害廃棄物処理に関する情報提供等の必要な技術的援助を行うとともに、都道府県間及び市町村間における広域支援体制の整備に関し、必要な指導・助言その他の支援を行う。
- ⑤ 市長は、環境大臣に廃棄物処理特例地域として指定された場合には、災害廃棄物の処理の代行を国に要請することができる。

(2) 組織体制の整備

災害廃棄物対策組織として、被害状況を把握し、県、他の市町村、関係団体等と連携を図りながら、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理にあたることができるようにするため、市は、ごみ処理、がれき処理及びし尿処理に関する各担当を配置する。

(3) 災害廃棄物の処理体制の確保

① 発生量の推計

市は、原則として、「千葉縣市町村震災廃棄物処理計画策定指針」で定めた推計方法

によって発生量を推計し、処理体制の確立を図る。

② がれき

がれきは、膨大な量が発生することから、いったん一時集積場所に保管し、可能な限り効率的な分別・選別、性状に応じた中間処理、再生利用等により減量化し、最終処分量を低減したのち、最終処分場等において適正に処分する。このため、一時集積場所等における保管、分別、中間処理、リサイクルを実施するための体制を検討しておくこととする。

③ 粗大ごみ

粗大ごみは、平常時に比べ増大することから、災害時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討しておくこととする。

④ 生活ごみ

生活ごみは、衛生、防疫に十分配慮するとともに、災害時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討しておくこととする。

⑤ 適正処理が困難な廃棄物に関する処理方針

一般家庭から排出されるものは、適切な処理方法を住民等に広報するとともに相談窓口を設置するものとし、事前に広報・相談体制を整備する。

⑥ 一時集積場所の確保

膨大な量が発生するがれきを適正に処理するためには一時集積場所を使用することが有効であることから、市は、原則として、「千葉県市町村震災廃棄物処理計画策定指針」で定めた推計方法によって必要面積を推計し、設置場所について、事前に候補地の選定に努める。

(4) し尿に関する処理体制の整備等

① し尿に関する処理方針

災害により水洗便所が使用できなくなる可能性があること等から、発生量を適正に予測するとともに、衛生、防疫に十分配慮して処理するための体制を整備する。

また必要に応じ、「大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定」に基づき、民間業者の協力を求めることから、協定の運用に係る体制を整備する。

② 仮設トイレの確保及びマンホールトイレの整備

断水や公共下水道施設の損壊等を原因として、水洗トイレが使用できなくなる等により、大量の仮設トイレの設置が必要となることから、県及び市は、広域での相互応援体制について検討しておく。また、指定避難所の生活環境を確保するため、市は、仮設トイレの調達を迅速かつ円滑に行う体制の整備や仮設トイレの管理に必要な資機材等の備蓄・調達に努める。また、マンホールトイレの整備に努める。

③ 公衆トイレ等の整備

避難者や帰宅困難者に対しては、指定避難所や駅周辺に所在する公民館等の市有施設、一時滞在施設等において、断水や公共下水道施設の損壊等がない限り、トイレを提供することが求められることから、各施設管理者は、各施設に設置されているトイレの維持管理に努める。

また、市は、公衆トイレの整備・維持に努める。

なお、公衆トイレの整備にあたっては、断水や公共下水道施設の損壊等に対応でき

る機能を持たせるよう努める。

2. 廃棄物等処理施設における災害対応力の強化

佐倉市、酒々井町清掃組合及び印旛衛生施設管理組合は、災害によるごみ・し尿処理施設の機能の低下、停止を防止するため、ごみ・し尿処理施設・設備の強化と保全に努める。

(1) ごみ・し尿処理施設の耐震化等

処理施設の耐震化等の整備を図る。

(2) 機能の確保

県内市町村等との相互応援措置等による代替処理方策の確保を図る。

また、非常用自家発電設備等の整備、機器冷却水等の確保及び廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄、収集車両・人員の確保に努める。

3. 障害物の除去

(1) 住宅関連障害物の除去

障害物の除去については、原則として、障害物が発生している土地、建物の所有者又は管理者が実施する。

ただし、災害により障害物が住居又はその周辺に運びこまれたことにより日常生活が営み得ない状態にあり、住家の被害程度が半壊又は床上浸水であり、かつ自らの資力により障害物を除去できない場合、市は、応急的な障害物の除去を実施し、災害救助法が適用された場合は県が行い、市はこれを補助することとなる。このため、実施に係る体制を整備する。

また、障害物の除去に関し、必要な人員、車両や機材等を確保するため、関係機関等と協定等を締結することにより体制の整備を図る。

(2) 道路関係障害物の除去

道路上の障害物の除去は、死体等の特殊なものを除き、道路管理者が行う。

また、道路管理者は、災害対策基本法第76条の6に基づき、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、その管理する道路について、区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うことができ、運転者がいない場合や対象となる車両のパンクや燃料切れ等により運転者による車両の移動が困難な場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うことができる。

道路関係障害物の除去にあたっては、災害の規模・障害の内容等により、関係者及び関係機関と密接な連絡を取り、協力して交通の確保を図ることから、各道路管理者は、実施に係る体制を整備する。

このほか、障害物の除去に関し、必要な人員、車両や機材等を確保するため、関係機関等と協定等を締結することにより体制の整備を図る。

(3) 河川・水路関係障害物の除去

河川・水路の機能を確保するため、管理者は、河川・水路における障害物を除去するほか、必要に応じ、しゅんせつするものとし、各管理者は、実施に係る体制を整備する。

また、障害物の除去に関し、必要な人員、車両や機材等を確保するため、関係機関等と協定等を締結することにより体制の整備を図る。

4. 処理負担

道路・河川等への障害物以外の災害廃棄物の処理及び、処理費用については、当該廃棄物が存在する土地、建物の所有者ないし管理者が負担する。ただし、費用に関し、その負担がきわめて大きい場合、状況に応じ、処理施設における処分費用の減免措置等を検討する。

防災活動ないしは住民活動に障害となる道路・河川等への障害物の処理に関しては、状況に応じ、応急公用負担を適用する

第18節 営農対策の推進

産業振興部 土木部
千葉県 関係機関

《基本方針》

市及び関係機関は、災害による農業用施設等への被害発生に備え、必要な対策を講じるよう指導を行う。

1. 指導及び助言

市及び関係機関は、地域の特性に鑑み、農地及び農業用施設の災害対策に関し、指導及び助言を行うよう努める。

2. 広報活動による啓発

市及び関係機関は、地域ごとに広報活動を行い、農地及び農業用施設の災害対策に関する啓発を行う。

3. 農地・農業用施設

(1) 農地・農業用施設の災害の防止

農地、農業用施設等における洪水、土砂災害、たん水等の災害を防止するため、印旛沼土地改良区や鹿島川土地改良区等の関係機関は、農業用排水施設等の整備を進めるとともに、地震災害時における農業用排水施設等の耐震性の向上、低・湿地地域の排水対策、降雨等による農地の浸食対策等について総合的に農地防災事業を推進する。また、緊急時の消防水利等として活用するため、水路等の整備・維持に努め、地域の総合的な防災安全度を高める。

(2) 集落の安全確保

市及び関係機関は、集落の安全確保を図るため、避難路、避難地、延焼遮断帯となる道路、緊急時に消防用水等として取水できる農業用排水施設及び災害時の情報伝達を行うために必要な情報基盤施設の整備・維持に努める。

第19節 ボランティア・NPO活動環境の整備

各部 佐倉市社会福祉協議会 千葉県 関係機関

《基本方針》

大規模震災時において、災害応急対策の実施には多くの人員を必要とするため、市は、佐倉市社会福祉協議会と協力し、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策を実施する。

佐倉市社会福祉協議会は、発災時に迅速な受入ができるよう佐倉市災害ボランティアセンターの開設・運営についてのマニュアル作成や訓練の実施等により体制を整備する。

また、市及び佐倉市社会福祉協議会は、災害時にボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう、必要な環境整備を図る。なお、環境整備にあたっては、県、日本赤十字社千葉県支部、千葉県社会福祉協議会、その他ボランティア・NPO活動推進機関と相互に連携し、推進していくものとする。

1. 受入体制の整備

(1) 佐倉市災害ボランティアセンターの設置準備

市と佐倉市社会福祉協議会は、災害時における円滑なボランティア活動等を推進するため、双方の協力体制と佐倉市災害ボランティアセンターの開設・運営に関して、必要な事項を定めた「災害時におけるボランティア活動に関する協定」を締結している。

このため、当該協定に基づき、佐倉市社会福祉協議会は、一般分野のボランティアを受け入れるため、災害時に備えた佐倉市災害ボランティアセンターの機能を整備するものとし、市は、佐倉市社会福祉協議会に対して整備に関する必要な支援を行う。また、平常時より互いに協力し、登録ボランティア及び関係機関・地域各種団体等との協力体制の確立を図る。

なお、佐倉市災害ボランティアセンターの設置場所や活動拠点については、市と佐倉市社会福祉協議会が協議のうえ、用意する。

(2) 専門分野のボランティア等の受入れ体制の整備

市は、災害時における行政機関等への応援要請及びその受入れ体制の整備と併せ、専門分野のボランティア・NPOの受入れ体制の整備を図る。なお、専門分野のボランティア・NPOについては、関連する市の各担当部門が受入れ体制を整備する。

(3) 派遣調整方法等の整備

専門分野のボランティア等は、公的資格や特殊技術を持つ者であり、災害支援、目的及び活動範囲が明確であるほか、組織化されている場合もあり、平常時より関連する市の各担当部門との連携を行うことで、派遣調整を行うことが容易になることが期待される。

一方、一般分野のボランティアについては、災害発生と同時に、被災地域外からの自然発生的なボランティアの場合、組織化された集団ではない場合が多く、組織的な行動を行うことや個々の組織や個人をコーディネートすることが困難である。このため、佐

倉市災害ボランティアセンターにおいて受付を行うことを原則とし、ボランティア等が被災地に直接入る前に派遣調整を行う方法等について整備しておくものとする。

(4) 活動用資機材の用意

ボランティアが活動に必要な資機材については、ボランティア自身の自己調達を基本とするが、市及び佐倉市社会福祉協議会においても、用意を行うよう努める。

(5) 食事、宿泊場所等

ボランティアについての食事や宿泊場所等については、ボランティア自身の自己調達を基本とする。

(6) 保険の付与

ボランティア活動に伴う事故や損害の発生に対処するため、ボランティア活動を行うにあたっては、ボランティア自身において、ボランティア保険等に加入することを活動の条件とする。

(7) ボランティアへの配慮

市は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしている NPO・NGO 等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体活動を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティア活動を行っている者の生活環境について配慮する。

2. ボランティアの活動分野

ボランティアの協力を得て実施する活動内容は次のとおりとする。

(1) 専門分野

- ① 救護所での医療救護活動
- ② 被災建築物応急危険度判定
- ③ 被災宅地危険度判定
- ④ 外国語の通訳、情報提供
- ⑤ 災害情報や安否情報、生活情報の収集整理、広報
- ⑥ 被災者への心理治療
- ⑦ 高齢者や障害者等の要配慮者の看護、情報提供
- ⑧ その他専門的知識、技能を要する活動等

(2) 一般分野

- ① 避難所の運営補助
- ② 炊き出し、食糧等の配布
- ③ 救援物資や義援品の仕分け、輸送
- ④ 高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の支援
- ⑤ 被災地の清掃、がれきの片づけ等
- ⑥ 避難所や仮設住宅における生活支援（心理面での支援を含む。）
- ⑦ その他被災地における軽作業等

3. ボランティア意識の啓発等

常に災害時におけるボランティア活動の重要性を明らかにし、ボランティア活動の主体となる意識の保持を訴えるとともに、災害時には積極的な参加を呼びかける。

(1) 平常時におけるボランティア意識の啓発

毎年1月17日の「防災とボランティアの日」及び1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」を中心に実施される啓発活動等を通じ、住民にボランティア意識の醸成を図るほか、毎年9月1日の「防災の日」及び8月30日から9月5日までの「防災週間」を中心に実施される啓発活動等を通じ、ボランティア活動の重要性を広報する。

また、各種住民活動等の様々な機会を通じて、防災分野を含め「共助」の精神に基づく住民相互の助け合いや地域におけるボランティア活動の重要性についての住民の理解と活動への参加の促進を図る。

(2) 災害時における参加の呼びかけ

大規模な災害が発生した際には、インターネットやテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関や県、市及び佐倉市社会福祉協議会に加え、各ボランティア団体やNPO法人、日本赤十字社各支部等の関係団体を通じて、広くボランティアの参加を呼びかける必要がある。

東日本大震災においては、特にホームページやブログ等のネットでの情報公開により電話等による問合せを少なくできたことから、インターネットを利用した参加の呼びかけのための体制を整備する。

4. 災害ボランティアセンター運営スタッフ等の養成

一般分野でのボランティア活動を組織的かつ効果的に進めるため、その活動を支援する災害ボランティアセンターの運営スタッフ等には、調整能力など高い専門性が必要である。

そこで、各種研修会や講習会を通じて、普段から災害ボランティアセンターの運営スタッフ等の養成を進める。

5. 日本赤十字社千葉県支部防災ボランティア養成・研修

日本赤十字社千葉県支部は、災害時の救援活動に参加・協力するボランティアを養成するため、研修・訓練を実施する。

また、大規模災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、ボランティアの受付、連絡調整等を行う防災ボランティアリーダー（コーディネーター）の養成を進める。

第20節 情報収集伝達体制の整備

危機管理室	総務部	企画政策部
資産管理経営室	教育委員会	
佐倉市八街市酒々井町消防組合		
千葉県	千葉県警察佐倉警察署	関係機関
住民・事業所		

《基本方針》

大規模震災時には、通信の途絶や輻輳等が予想されるため、県、市及び防災関係機関は、情報収集伝達手段として、防災通信網の整備充実を図り、応急対策における情報伝達を迅速に進める。

また、訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努める。

1. 情報収集システムの整備・充実

市は、民間企業、報道機関、住民、事業者等からの災害関連情報等の収集や住民等への情報発信を図るため、衛星携帯電話、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等の多様な通信手段の整備拡充に努める。特に、災害時に孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の住民と市との双方向の情報連絡体制を確保すること等に留意する。

また、上記通信施設や非常用電源設備を整備するとともに、その保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所への設置等を図る。

(1) 千葉県防災行政無線の活用

県では、防災情報の迅速・確実な受伝達と通信の高度化を図るため、防災行政無線を整備し、運用している。

市は、市に設置された千葉県防災行政無線を活用し、防災情報の迅速・確実な収集を行う。

【千葉県防災行政無線の概要】

① 無線設備設置機関

県庁と地域振興事務所、土木事務所、農業事務所（一部）、健康福祉センター（保健所）、教育事務所等の県出先機関及び市町村、消防本部、気象官署、自衛隊、病院、ライフライン機関等の防災関係機関257機関に無線設備を設置している。

② 通信回線

ア 地上系通信回線

県庁、地域振興事務所、土木事務所等の県出先機関、市町村及び消防本部、銚子地方气象台の間を光専用線回線又は多重マイクロ無線で結んでいる。

イ 衛星系通信回線

県庁、地域振興事務所、土木事務所、農業事務所（一部）、健康福祉センター（保健所）、教育事務所等の県出先機関、市町村、消防本部、自衛隊、病院、ライフライ

ン機関等の防災関係機関との間を衛星系通信回線で結んでいる。

ウ 移動系通信回線

県内に整備した10箇所の基地局を通じて、県庁と県内全エリア内の移動局との通信が可能な全県移動系回線を整備し運用している。

③ 通信機能の概要

ア 個別通信機能

防災無線設備設置機関は、相互に一般加入電話が輻輳した場合でも利用可能な専用回線による電話、ファクシミリ、データ伝送による通信が行える。また、消防庁や地域衛星通信ネットワークを整備した他都道府県等とも同様に、相互に通信が可能である。

イ 一斉通報機能

一斉受令端末が設置されている機関には、県庁からファクシミリ、音声及びデータ伝送による一斉通報が行える。

ウ 映像伝送機能

県庁及び衛星通信車から衛星系通信回線を利用して、衛星系通信回線による無線設備を設置した県内の機関及び地域衛星通信ネットワークを整備した他都道府県に対し災害現場の映像等を伝送することができる。

④ 災害時等に対する設備対策

ア 回線帯域制御機能

発災時等における通信の輻輳に対処するため、地上系光ファイバー回線に回線帯域制御機能を備えており、重要な通信を優先して伝送することができる。

イ 機器監視制御

県庁防災行政無線統制室において、全局の運用状態を常時コンピュータで集中監視・制御している。

ウ 通信回線の2ルート化

県庁と土木事務所等の県出先機関、市町村及び消防本部等の間は、衛星系通信回線と地上系通信回線により通信回線を2ルート化しており、情報伝達の確実性を図っている。

エ 予備電源の配備

停電に備えて、全局に予備電源装置（発動発電機、無停電電源装置、直流電源装置等）を配備している。また、県庁においては、津波発生時にも有効に稼働するよう電源装置の移設を行う。

オ 衛星通信車（ちば衛星号）の配備

衛星系通信回線を利用した映像送信機能のほか、電話、ファクシミリによる個別通信機能を有した衛星通信車を配備しており、災害現場における情報収集や通信機能が停止した機関の代替無線局として活用できる。

カ 可搬型地球局の配備

災害現場や通信設備が停止した機関に搬送して、衛星系通信回線による電話及びファクシミリによる通信ができる可搬型地球局を県庁、地域振興事務所及び西部防災センターに配備している。

キ その他の設備の配備

災害発生時、既設通信回線が使用できなくなった場合の代替手段として、県災害対策本部の支部となる地域振興事務所等に衛星携帯電話等を配備する。

ク 通信訓練の実施

県防災行政無線が設置されている機関において、機器等の熟知及び災害発生時における円滑な操作を図るため、定期的に通信訓練を実施する。

⑤ 運用体制

ア 県防災行政無線統制室は、災害時における迅速、的確な情報の受伝達と全局の機器の運用状態の監視・制御のため、職員等による24時間体制をとっている。

イ 県は、通信機器等を、大雨等による水害に対処できるよう地域の状況を勘案のうえ設置し、また、災害時の通信確保を図るため通信運用マニュアル等を作成し、各局を指導している。

⑥ 機器の保守体制

県は、通信機器の定期的な保守点検を行い、性能の維持及び障害の未然防止を図っている。

なお、機器に障害が発生した場合は、速やかに復旧処理にあたる体制をとっている。

(2) 千葉県防災情報システムの活用

県では、災害時における県庁と県出先機関、市町村等の間での被害情報、措置情報の収集、処理の迅速化共有化を図るとともに、気象情報等の防災に関する各種情報を関係機関や県民に提供して、的確な防災対策に資するため、「千葉県防災情報システム」を整備し、運用している。

市は、市に設置された千葉県防災情報システムを活用し、防災情報の迅速・確実な収集を行うほか、被害情報等の報告を迅速に実施する。

なお、市に設置された千葉県防災情報システムが被害を受ける等により使用が困難となった場合には、印旛地域振興事務所や印旛土木事務所等に設置されている千葉県防災情報システムの使用を要請するほか、市長は、災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定により警察通信施設を使用することから、千葉県警察佐倉警察署に協力を要請する。

【千葉県防災情報システムの概要】

千葉県防災情報システムは、災害に係わる情報の収集、処理、分析を迅速かつ的確に行い、災害時における防災関係機関との調整、意思決定等を支援するシステムである。

県庁、地域振興事務所及び土木事務所等の県出先機関及び市町村等の防災関係130機関に情報の入力・検索・表示機能を備えた専用端末を設置し、電気通信事業者の光回線を利用してオンラインによる被害情報等報告及びこれらの情報の共有を行っている。併せて、防災ポータルサイトを通じて県民に対する防災に関する情報発信を行っている。

① 被害情報処理機能（防災情報システム）

専用端末を設置した各機関で把握した被害情報等を、各機関の担当者が専用端末により直接データベースに登録することで、県災害対策本部への被害情報報告と専用端末を設置した各機関との情報共有を同時に行う。

② 実況監視処理機能

気象 A S P サービスから提供される気象情報を専用端末装置等に表示する。

また、緊急を有する情報についてはポップアップ（警告音、回転灯）により通知を行う。

③ 地図情報

電子化された基本地図上に各防災関係機関が入力した災害危険箇所・区域、避難場所及び公共施設等の各種防災情報や被害情報等を表示し、それらの情報を共有する。

④ 物資管理情報システム

県及び市町村で管理する防災用資機材、非常用食糧、医薬品、生活必需物資等の備蓄物資情報を管理する。

⑤ 県民への情報発信機能

防災ポータルサイトを通じて気象情報、被害情報、避難所に関する情報等を発信する。また、希望者あてに「ちば防災メール」を配信し、防災に関する各種情報を発信する。

⑥ 報道機関への緊急情報発信機能

各防災関係機関が入力した避難準備・勧告・指示情報、避難所情報、災害対策本部設置情報を、「Lアラート」を通じて各報道機関へ発信する。

(3) 民間気象情報サービスシステムの導入

市では、平成5年度より民間気象情報サービスシステムを導入し、気象情報収集の強化を行っているほか、防災担当職員等への気象情報や震度情報等の配信による職員参集体制の強化に努めている。引き続き、災害発生時に備えた気象情報等の収集体制の維持・充実を図る。

2. 情報収集伝達体制の強化

災害発生時間にかかわらず、災害応急活動が迅速かつ的確に実施できる情報収集伝達体制の整備を図る。

(1) 勤務時間内の情報の収集及び伝達

県等から伝達された情報や民間気象情報サービスシステム等から収集した情報について、佐倉市イントラネットや電話、庁内放送、使送によって職員に伝達する。

(2) 勤務時間外の情報の収集及び伝達

県等から伝達された情報や民間気象情報サービスシステム等から収集した情報について、危機管理室長又は危機管理室職員が受理し、あらかじめ定められた方法によって、市長、副市長及び各部の部長に伝達する。

なお、住民等からの通報については、その第一報を警備員が受信するケースがほとんどであることから、緊急情報の伝達マニュアルを定め、警備員より危機管理室長又は危機管理室職員に対し、緊急情報を伝達する体制を整備する。

(3) 災害情報共有化の推進

災害情報を各部で共有することにより、災害応急対策を迅速かつ的確に実施することを目的に、地図情報システムの構築を検討する。

3. 通信手段の整備

災害発生時の情報通信体制を確保するため、平常時から通信手段の整備を図るとともに、保安管理の徹底を行う。

(1) 通信手段の確保・多様化

市は、災害に関する情報連絡等について、有線電話、携帯電話設備等を常時維持するため、整備及び保守管理を行うとともに、災害に備え、機器の転倒防止、予備電源の確保を図る。

また、携帯電話等の整備充実、メール機能の活用等を図り、非常時の職員への連絡体制の強化に努めるとともに、情報収集の機動力の向上に努める。

(2) 情報基盤の整備・充実

市は、災害時の応急対策における職員への情報伝達手段を確保するため、職員全員に業務用として配付しているパソコン及び庁内ネットワーク等、情報基盤の整備・充実を図るとともに、これら情報基盤に被害が発生した場合における復旧体制の整備を図る。

(3) 防災行政無線等の整備・充実

市は、災害時における情報の収集・連絡活動を迅速かつ的確に行うとともに、災害時に必要な情報を住民等に伝達する手段として、防災行政無線の整備及び保守管理を行うとともに、災害に備え機器の転倒防止、予備電源の確保を図る。

① 防災行政無線等の整備

ア 佐倉市防災行政無線（移動系）の整備

災害時の有線電話の途絶時等における各種情報の収集、災害対策活動に必要な指示・伝達等を速やかに行うため、今後とも防災行政無線（移動系）の整備・充実を図る。

なお、平成28年度に防災行政無線（移動系）のデジタル化を行ったことから、これの維持管理に努める。

また、施設整備に代わる手段についても研究を行う。

イ 佐倉市防災行政無線（同報系（固定系））の整備

災害時の有線電話の途絶時等における各種情報の住民等への伝達を速やかに行うため、今後とも防災行政無線（同報系（固定系））の整備・充実を図る。

なお、市では、平成23年度に防災行政無線（同報系（固定系））のデジタル化を実施したことから、今後の新規の防災行政無線（同報系（固定系））子局の設置については、デジタル方式の無線設備とするほか、既存のアナログ方式の無線設備についても、デジタル方式の無線設備へ更新する。

また、市では、防災行政無線（同報系（固定系））の聞き取りにくい地域への対策として、防災ラジオの導入を進めているが、現時点では、防災ラジオは、デジタル方式の防災行政無線（同報系（固定系））に対応していないため、これに代わる手段の研究を行う。また、防災ラジオの今後の活用方法についても研究を行う。

② 無線従事者の養成

防災行政無線局等の運用を実施するため、職員に陸上特殊無線技士の資格を取得させることにより、無線従事者を養成する。

(4) 全国瞬時警報システム（Jアラート）の整備

緊急地震速報や気象特別警報、土砂災害警戒情報、弾道ミサイル発射情報等の対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を、住民等に対し迅速に伝達するため、平成22年度に全国瞬時警報システム（Jアラート）の整備を行ったところであり、市は、システムの維持・管理に努める。

(5) アマチュア無線関係団体等との連携

アマチュア無線による通信は、災害時に一般加入電話等が使用できない場合の代替通信手段として効果があることから、県及び市は、ボランティアによるものであることを配慮のうえ、必要に応じて、アマチュア無線関係団体に災害情報の収集伝達について協力を要請する。

このため、県及び市は、平常時からアマチュア無線関係団体との連携強化に努める。

4. 指定避難所における連絡体制の整備

- (1) 災害発生時において、現地の被害情報を迅速に収集するために、指定避難所ごとに防災行政無線（移動系）又は携帯電話、PHSを整備する。
- (2) 指定避難所の運営要員のみならず、現地の被害情報等の収集・伝達要員として、指定避難所に避難所配備職員を配置する。
- (3) 避難所配備職員は、地震災害発生時において現地の被害情報等を収集し、支部への報告を行う。

なお、支部への報告が困難な場合や緊急を要する場合は、災害対策本部へ直接報告を行う。

- (4) 臨時避難所が開設された場合は、指定避難所に準じた対応を行う。
- (5) 福祉避難所が開設された場合は、災害対策本部と直接通信を行う。

このため、福祉避難所に指定された施設においては、あらかじめ通信手段の確保に努める。

- (6) あらゆる通信手段が途絶した場合には、使送による情報伝達を行う。

5. 支部の整備

地震災害発生時において、地域ごとの被害情報を集約することを目的に、地区ごとに各指定避難所からの情報を収集、整理し、災害対策本部へ報告を行うため、支部を整備する。

- (1) 災害により有線電話が不通又は使用が困難な状況に備え、防災行政無線（移動系）や携帯電話、PHSの整備を行う。
- (2) あらゆる通信手段が途絶した場合には、使送による情報伝達を行うものとし、その手段として自転車を配備する。
- (3) 各地区の被害情報等の集約・収集・伝達要員として、支部に支部配備職員を配置する。
- (4) 臨時避難所が開設された場合は、避難所と同様に各臨時避難所からの情報を収集、整理し、災害対策本部へ報告を行う。

6. 災害広報体制等の整備

- (1) 災害時の広聴体制の整備

住民等から寄せられる被害情報や災害応急対策状況に関する問い合わせ、要望、意見等に対して適切に対応できるよう、専用電話や専用FAX、相談窓口の設置等の広聴体

制の整備に努める。

(2) 住民等への情報提供体制

市は、次のような手段によって、住民等への情報伝達を行うものとし、災害発生時において確実に情報伝達を実施できるよう平常時より体制の整備を行う。

また、県や関係機関と連携して、駅周辺のデジタルサイネージ※等を活用した情報提供方法についても検討する。

① 佐倉市防災行政無線（同報系（固定系）、広報車等による情報伝達

市は、災害が発生した場合や災害の発生のおそれがある場合、佐倉市防災行政無線（同報系（固定系））や広報車等により、住民等へ各種情報の伝達を速やかに行う。

なお、緊急地震速報や気象特別警報、土砂災害警戒情報、弾道ミサイル発射情報等の対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報については、全国瞬時警報システム（Jアラート）を活用し、佐倉市防災行政無線（同報系（固定系））の自動起動を行う。

② メール等の文字情報による情報伝達

市は、佐倉市防災行政無線（同報系（固定系））の聞き取りにくい地域への対策及び避難行動要支援者対策として、株式会社広域高速ネット二九六（ケーブルネット296）による緊急情報の放送を行うほか、エリアメール、緊急速報メールやメール配信サービス、ホームページ、SNS等による情報提供を行う。

なお、メール配信サービスにおいては、全国瞬時警報システム（Jアラート）と連動させることにより、緊急地震速報や気象特別警報、土砂災害警戒情報、弾道ミサイル発射情報等の対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報について、自動的に提供を行う。

③ 臨時災害FM放送局の開設

「臨時災害FM放送に関する協定」に基づき、株式会社広域高速ネット二九六の協力のもと、大規模な災害発生時に、早急に開設の許可を得て、災害情報、被災地の生活に必要な情報等を伝達する。

なお、市は、臨時災害FM放送局の開設が許可された場合、株式会社広域高速ネット二九六による放送準備が整い次第、佐倉市防災行政無線（同報系（固定系））、メール配信サービス、市ホームページ、SNS等により、住民等に対し、臨時災害FM放送局の周波数を周知する。

④ 指定避難所等における情報伝達

指定避難所となる学校等において、指定避難所が開設された場合には、避難所の入り口付近等の避難者の目につきやすい場所に、掲示板等を設置し、確実な情報伝達の確保に努める。

なお、臨時避難所又は福祉避難所が開設された場合にあっても、開設された施設において、同様の対応に努める。

また、駅周辺に所在する公民館等の市有施設において掲示板等を設置することにより、確実な情報伝達の確保に努めるほか、関係機関と連携して、駅周辺施設や一時滞在施設における情報の掲示等についても検討する。

⑤ 災害情報共有システム（Lアラート）を利用した情報伝達

災害情報共有システム（Lアラート）とは、ICTを活用して、災害時における避難情報等の配信を簡素化・一括化し、テレビ、ラジオ等の様々なメディアを通じて、

地域住民に迅速かつ効率的に提供することを実現するもので、一般財団法人マルチメディア振興センターが運営するものである。

市は、避難情報等や避難所情報、災害対策本部設置情報について、災害情報共有システム（Lアラート）に情報を送信することにより、テレビ、ラジオ等の様々なメディアを通じて、地域住民に情報を提供しよう努める。

※ デジタルサイネージ

デジタルサイネージとは、屋外、店頭、公共空間、交通機関、コンビニエンスストア等、一般家庭以外の場所において、ネットワークに接続したディスプレイ等の電子的な表示機器を使って情報を発信するもの。

(3) 住民等への情報提供手段の周知・啓発

情報を確実に入手するためには、情報の提供を待つのではなく、自ら積極的に情報収集に努める必要がある。

また、生活スタイル等の多様化が進んだ現在において、全ての住民等に対し、情報提供をできるシステムを構築することには限界があることから、市は、情報提供手段について、平常時より次のような周知・啓発に努める。

① 災害時はテレビ・ラジオ等で自ら情報の入手に努めること

また、停電時に備え、ラジオの用意に努めること

② 佐倉市防災行政無線（同報系（固定系））は、基本的に屋外にいる住民等に対する情報伝達手段であり、屋内にいる住民等に対して十分な情報伝達を行うことは困難であるため、エリアメール、緊急速報メールやメール配信サービスを受信できる環境を整えておくこと

特に、市のメール配信サービスは登録が必要であることから、登録を行うこと

③ ホームページやSNS等による情報収集手段の整備に努めること

④ 「共助」の精神に基づく住民相互の助け合いや自主防災組織や自治会・町内会等との連携による情報の伝達体制の整備に努めること

また、住民一人ひとりには、日頃からのあいさつや自然な声かけを行うほか、積極的に地域社会参加を行い、地域住民相互間のコミュニティの強化に努めること

7. 安否情報提供体制の整備及び安否確認手段の周知・啓発

(1) 安否情報提供体制の整備

家族等から被災者の安否情報の照会があったときは、個人情報保護条例の規定にかかわらず、災害対策基本法第86条の15及び災害対策基本法施行規則第8条の3の規定に基づき、被災者等の権利利益を不当に害するおそれがない範囲内で家族等に回答できることとされていることから、市は、災害発生時において、安否情報の収集及び提供を行うための体制の整備に努める。

なお、災害対策基本法第86条の15及び災害対策基本法施行規則第8条の3の規定に基づき、安否情報の提供を行う場合、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める必要があることから、これら機関との連携体制の強化に努める。

また、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け、加害者から追跡されて危害を受け

るおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう、個人情報管理を徹底する必要があることから、体制の整備にあたっては、この点について、徹底されるよう留意する。

(2) 安否確認手段の周知・啓発

災害発生後、家族等の安否を確認するための電話が集中し、通信機能の麻痺が予想される。

このため、県及び市は、災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板(web171)、ツイッター・Facebook等のSNS等の通話に頼らない安否確認手段について、平常時から体験・活用を通じて、発災時に利用してもらえるよう周知・啓発を行うとともに、企業や学校等の関係機関における家族等との安否確認手段のルール化を促進する。

第21節 防災活動組織の整備

各部 佐倉市全職員 千葉県 関係機関

《基本方針》

市及び関係機関は、大規模災害の発生時における迅速な自らの初動体制や、国・県・他市町村等からの広域応援を受けるための体制を構築するため、平常時から県、県内市町村や防災関係機関との連携を密にするとともに、災害対策本部事務局機能の強化など、体制整備を行う。

また、大規模地震等の発生時には、住民の生命・財産を守り、生活の早期復旧を図ると同時に、行政サービスの提供を維持する必要があることから、行政機能の確保など体制整備に努める。

1. 活動組織体制の整備

市は、防災対策を総合的かつ計画的に推進するため、平常時から防災に係る活動組織体制の整備・充実を図るとともに、災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう職員の配備体制・勤務時間外における参集体制の整備を図る。

(1) 災害対策本部の活動体制の整備

市は、大規模災害に迅速かつ円滑に対応した体制を整備するため、災害対策本部事務局体制を整備し、災害対策本部事務局内における役割分担について、明確化する。

また、マニュアルの作成や災害対策本部設置訓練、図上訓練等の実施により、体制の充実に努める。なお、訓練等の実施検証の結果、必要となる場合には、適宜体制の見直し等を図る。

(2) 災害復旧・復興本部の活動体制の整備

市は、迅速かつ柔軟に復旧・復興支援業務の実施を目的として、災害対策本部を閉鎖後に、災害復旧・復興本部に移行するものとし、災害復旧・復興本部事務局体制を整備し、災害復旧・復興本部事務局内における役割分担について、明確化する。

(3) 災害発生時の各部の活動組織体制

災害発生時の各部の活動組織体制については、「第3章 災害応急計画 第1節 活動組織設置・組織動員」に定めるところによる。

2. 動員体制の整備・充実

(1) 職員の配備基準

配備基準・人員については、「第3章 災害応急計画 第1節 活動組織設置・組織動員」に定めるところによる。

(2) 職員動員体制

災害発生時間にかかわらず、災害応急活動が迅速かつ的確に実施できる情報収集伝達体制の整備を図る。

① 情報の収集及び伝達

勤務時間内においては、県等から伝達された情報や民間気象情報サービスシステム

等から収集した情報について、佐倉市イントラネットや電話、庁内放送、使送によって職員に伝達する。

勤務時間外においては、県等から伝達された情報や民間気象情報サービスシステム等から収集した情報について、危機管理室長又は危機管理室職員が受理し、あらかじめ定められた方法によって、市長、副市長及び各部の部長に伝達する。

なお、住民等からの通報については、その第一報を警備員が受信するケースがほとんどであることから、緊急情報の伝達マニュアルを定め、警備員より危機管理室長又は危機管理室職員に対し、緊急情報を伝達する体制を整備する。

② 主要防災職員への早期情報伝達

災害対策本部員等の主要防災担当職員に対し、勤務時間外における情報伝達の迅速化を図るため、携帯電話等を携帯させる。

③ 現地情報収集担当職員の配置

指定避難所の運営要員のみならず、現地の被害情報等の収集・伝達要員として、指定避難所に避難所配備職員を配置する。また、各地区の被害情報等の集約・収集・伝達要員として、支部に支部配備職員を配置するとともに、その役割を周知徹底する。

④ 各部の情報伝達

勤務時間外に職員を緊急に参集させる必要がある場合に備え、各部長は、常に所属職員の住所・電話番号等の把握に努め、速やかに連絡が取れる体制を整備するとともに職員に周知徹底を図る。

⑤ 参集場所の周知

迅速な初動活動を確保するため、あらかじめ職員に参集場所を指定するとともに周知徹底を図る。

⑥ 初動活動期の参集可能職員の把握等

各部長は、公共交通機関が途絶した場合に備え、所属職員の代替交通手段を調査し、参集に要する時間の把握に努める。

また、職員に対し、公共交通機関が途絶した場合であっても、代替交通手段により参集することが義務である旨を周知徹底する。

3. 行動マニュアル等の作成

(1) 職員行動マニュアルの作成

災害時において、迅速かつ的確な災害応急対策が実施できるよう、佐倉市地域防災計画に基づいた「災害時の職員行動マニュアル」を作成する。

また、佐倉市地域防災計画の修正、各種の防災訓練、その他防災計画の改訂等をふまえ、随時「災害時の職員行動マニュアル」の改訂・修正を行う。

(2) 部局別マニュアル等の作成

各部局は、佐倉市地域防災計画に定められた各役割に基づき、部局ごとに「災害時の行動マニュアル」等を作成し、必要に応じ適宜見直しを行う。

4. 関係機関等との連携体制の整備

(1) 県、他市町村等との連携体制

市は、災害時において、市単独では十分な応急対策及び復旧対策を実施することがで

きない場合においては、災害対策基本法第67条第1項による市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、県及び他市町村との連携及び協力体制を確立する。

(2) 関係機関・民間団体等との連携体制

関係機関、防災上重要な施設の管理者、その他民間団体等は、災害応急対策組織の整備・充実を図る。

また、市は、関係機関、防災上重要な施設の管理者、その他民間団体等との連携及び協力体制の確立に努める。

(3) 自衛隊との連携体制

大規模災害時に自衛隊との連携を円滑に行うため、平常時から連絡体制の強化や派遣の要請手続きの明確化など、自衛隊との連携体制の整備に努める。

5. 職員の育成

防災体制の強化と合わせて、災害対応力の向上を図るため、職員への防災教育の充実に努める。

(1) 職員の防災教育

市職員の防災意識の高揚を図るため、次の事項について防災知識、個人の役割分担等に関する研修を実施する。

- ① 災害時における災害対策本部の一員としての立場と心構え
- ② 災害対策活動の概要
- ③ 災害時の役割の分担
- ④ 災害時の指揮系統の確立
- ⑤ 災害対策活動を確実に実施するための職員個人としての災害への備え
- ⑥ その他必要な事項

6. 学校等における防災体制の確立

各学校は、災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう平常時から防災体制の確立を図る。

なお、幼稚園についても、学校に準じ、平常時から防災体制の確立を図る。

(1) 防災教育の一層の充実

今後の地震発生確率の観点から、現在、幼少期の住民は、将来何らかの大地震に遭遇することが、ほぼ確実視されることから、幼少期からの防災教育の実施は、必要不可欠である。

このため、児童生徒等が災害や防災についての基礎的・基本的な事項を理解し、災害時には自らの判断のもとに適切に対応し避難できる力を養うことを目的に、学校は、東日本大震災の教訓を生かし、学校と地域が連携した防災訓練などの体験活動を通じて、自ら安全な行動がとれること（自助）や、他者や地域の防災に貢献できること（共助）等、防災意識の高揚に努める。

防災教育の推進にあたっては、防災教育を新たに位置付けた「学校教育指導の指針」等に基づき、各学校において、児童生徒等の発達段階に応じた指導を行うとともに、自らの安全確保はもとより、他者や地域の防災に貢献しようとする態度を身につける、状況に応じた判断力を身につける等、防災意識及び思考力の向上を図り、より具体的で継

続的な指導を展開する。

なお、実際の学習指導においては、防災教育のための専門の時間を確保するよう努めるが、防災教育のための専門の時間を確保することが困難な場合には、各教科指導の中に防災教育の要素を取り入れるといった工夫を行うことで、確実に防災教育を実施する。

(2) 防災体制の確立

① 校長は、学校の立地条件などを考慮したうえ、学校安全計画を策定、実施するとともに、危険等発生時対処要領を作成し、周知しておくものとする。

② 校長は、災害の発生に備えて次のような対策及び措置を講じる。

ア 計画的に防災にかかわる施設、設備の点検整備を図る。

イ 児童生徒等の避難訓練、災害時の事前指導及び事後措置、保護者との連絡方法を検討する。

ウ 教育委員会、警察署、消防署、保護者等への連絡体制を確立する。

エ 配備体制を定めるとともに、勤務時間外における学校職員等の連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知する。

なお、配備体制の基準については、「第3章 災害応急計画 第1節 活動組織設置・組織動員」に定めるところによる。

オ 通学が広範囲となる県立高等学校等においては、交通網の途絶により帰宅できなくなる場合を想定し、学校・地域の実情に応じて、必要な防災備蓄を推進するよう努める。

7. 保育園等における防災体制の確立

各保育園、各学童保育所等は、災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう平常時から防災体制の確立を図る。

(1) 防災教育の一層の充実

保護者も含め、発達段階に応じた防災意識の高揚に努める。

(2) 防災体制の確立

① 保育園長、学童保育所等の所長は、災害時の応急保育計画を策定し、その実施方法等について、周知する。

② 保育園長、学童保育所等の所長は、災害の発生に備えて次のような対策及び措置を講じる。

ア 計画的に防災にかかわる施設、設備の点検整備を図る。

イ 園児等の避難訓練、災害時の事前指導及び事後措置、保護者との連絡方法を検討する。

ウ 勤務時間外における所属職員等の連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知する。

エ 保育時間内に災害が発生した場合において、保護者の引き取りが困難となった場合を想定した園児の保護についての対策を検討する。

第22節 防災訓練

各部 佐倉市全職員 関係機関 住民・事業所

《基本方針》

市は、佐倉市地域防災計画等の習熟、連携体制の強化及び住民の防災意識の向上を図ることを目的として、総合防災訓練、その他災害別防災訓練等の実施に努める。

また、災害対策本部、支部、避難所等の非常登庁配備体制を確立し、迅速かつ効果的に災害応急対策に着手することを目的として、職員の非常登庁訓練をはじめとする組織動員訓練を実施する。

このほか、各地域の自主防災組織、自治会・町内会等及び各事業所等は、地域住民や従業員等の一人ひとりの防災力を高めることや組織力を強化し、災害発生時において、組織が災害時に円滑かつ的確に活動できるようにすることを目的に、実践的な防災訓練を積極的に実施する。

1. 総合防災訓練等の実施

(1) 市民防災訓練

市は、災害時における防災活動の迅速かつ的確な実施を図るため、総合防災訓練として、自衛隊、関係機関、住民、事業所等の参加を得て、毎年一回、市民防災訓練を実施する。

(2) 消防訓練

災害状況に応じた消防計画の習熟を図るため、非常召集、通信連絡、火災防御技術、救助等の訓練を実施する。

2. 組織動員訓練等の実施

(1) 非常登庁訓練

① 訓練内容

ア 非常参集訓練

避難所配備職員、支部配備職員、本部付き職員等は、災害により交通機関等が機能しないことを想定し、徒歩もしくは自転車で指定の参集場所に集合する。

イ 資機材点検等

避難所配備職員は、発電機始動訓練、浄水訓練、その他の資機材点検等の訓練を実施する。

ウ 情報収集・伝達訓練

避難所配備職員、支部配備職員、本部付き職員は、災害により有線電話が不通又は使用が困難な状況を想定し、携帯電話、PHS又は防災行政無線無線（移動系）を使用し、情報収集・伝達訓練を実施する。

② 実施方法・時期

年度ごとに実施要領を策定し、それに基づき、年1回、実施する。

③ 対象者

避難所配備職員、支部配備職員、本部付き職員を対象とする。また、学校職員等にも参加を依頼し、相互に協力をしながら訓練を実施する。

(2) その他訓練

災害対策本部運営訓練、交通機関等が機能しないことを想定した所属への登庁訓練、物資輸送訓練、給水・給食に関する訓練、その他の実動訓練及び各種図上訓練については、実施要領を策定し、実施に努める。

また、市は、土砂災害等に関する避難訓練について、実施要領を策定し、実施に努める。なお、避難訓練の実施にあたっては、ハザードマップ等を活用するとともに、実践的な訓練となるよう工夫し、広く住民の参加が得られるよう努める。

このほか、市は、効果的な災害応急対策の実施に資するため、県が実施する各種訓練等に参加又は協力することにより、県、他市町村、防災関係機関等との連携強化に努める。

3. 地域防災訓練の実施等

(1) 住民

- ① 自主防災組織、自治会・町内会等、その他関係機関・団体は、地区ごとに避難誘導、救出・救助、安否確認訓練、図上訓練、避難所の開設・運営訓練、その他の防災訓練の実施に努め、地域住民等へ防災訓練に積極的に参加するよう求めることにより、災害に対する意識啓発を図り、初期消火、避難誘導、救助・救護活動等の災害対策に関する実践的かつ効果的な知識、技能等を発揮できるよう努める。

また、住民は、これらの防災訓練への積極的な参加に努める。

なお、市は、自主防災組織、自治会・町内会等、その他関係機関・団体からの防災訓練等の協力依頼に対して、積極的に協力し、防災意識の高揚を図る。

- ② 自主防災組織、自治会・町内会等、その他関係機関・団体は、先進的な取り組みを実施している団体等の事例を参考にして、避難行動要支援者に配慮した避難誘導及び救出・救助や安否確認訓練の実施に努める。
- ③ 自主防災組織や自治会・町内会等、住民は、初期消火、救急・救護活動に必要な資機材を独自に用意するよう努めるほか、日常生活用具等で、災害時においても活用可能な資機材の把握・点検に努める。

(2) 事業所

- ① 事業者は、事業所ごとの定例的な防災訓練を推進するとともに、従業員等が災害対策に関する知識、技能を習得できるよう防災訓練等に参加する機会の確保に努める。
また、地域と連携・協力することにより、避難誘導、救護活動等の自主防災力の向上に努める。
- ② 事業者は、初期消火、救急・救護活動に必要な資機材を独自に用意するよう努めるほか、日常生活用具等で、災害時においても活用可能な資機材の把握・点検に努める。

第23節 業務継続計画等の策定

各部 関係機関

《基本方針》

市は、大規模地震等が発生した場合においても、住民等の生命、身体及び財産を守り、生活の早期復旧を図るとともに、行政サービスの提供を維持する必要がある。このため、市における業務継続計画（災害時に優先されるべき業務の継続及び通常業務の早期復旧を図るために必要な手段、体制等を事前に定めておく計画をいう。）の策定に努めるとともに、策定後は、必要に応じて、計画の検証及び必要な見直しに努める。

また、各事業所等は、災害発生時においても事業継続を確保するため、事業継続計画の策定に努め、策定後は、必要に応じて、計画の検証及び必要な見直しに努める。

1. 業務継続計画（BCP）の策定

（1）業務継続計画の策定

業務継続計画（BCP）を策定し、必要な措置を講じることにより、業務立ち上げ時間の短縮や発災直後の業務レベルの向上といった効果があり、より高いレベルでの業務継続を行える状況に改善することが可能となる。

このため、市は、大地震が発生した場合においても住民等の生命、身体及び財産を守り、生活の早期復旧を図るとともに、行政サービスの提供を維持することにより、住民生活等への影響を最小限とすることを目標に、業務継続計画を策定する。

なお、業務継続計画の策定にあたっては、職員が災害により死亡又は重度の負傷を負うことも想定し、担当職員以外の職員が当該業務に従事することになった場合でも、一定の行政サービスが提供できるよう業務の優先化、マニュアル化等についても検討する。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

（2）業務継続計画と地域防災計画の位置付け

地域防災計画は、災害対策基本法に基づいて、県、市町村及び防災関係機関が実施する防災対策（災害予防対策、災害応急対策、災害復旧対策）に係る業務内容を定める計画である。

これに対し、業務継続計画は、災害時に人員等の資源が制約された状況下における市の非常時優先業務を定める計画である。

このため、地域防災計画が実施すべき防災対策に係る業務内容を示した計画であることに対し、業務継続計画は、その時点における、実行可能な非常時優先業務を示した計画となる。

【業務継続計画と地域防災計画の概念図】



(3) 策定に係る重要6要素

業務継続計画の策定等に当たっては、特に以下の重要6要素について定める。

- ア 市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- イ 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- ウ 電気・水・食料等の確保
- エ 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- オ 重要な行政データのバックアップ
- カ 非常時優先業務の整理

(4) 業務継続計画の検証及び見直し

業務継続計画とは、災害発生時であっても利用できる資源（ヒト、モノ、情報及びライフライン等）の集中投入により、実行可能な非常時優先業務を示した計画であることから、利用できる資源（ヒト、モノ、情報及びライフライン等）の拡充や非常時優先業務の変更等に伴い、適宜、見直しを図る必要がある。

このため、市は、利用できる資源（ヒト、モノ、情報及びライフライン等）の拡充、具体的には、職員の動員体制の強化や防災拠点の整備・充実、ライフライン等の災害対応力の強化等を推進するとともに、非常時優先業務の検証を行い、その時点における最適な業務継続計画となるよう、適宜、見直しを図る。

2. 事業継続計画（BCP）の策定

(1) 事業継続計画の策定

災害発生時に、事業の停止に追いこまれた場合、財物への直接の被害や事業が停止している間の利益の損失のみならず、取引先や顧客を失う大きな原因となり、ひいては事業からの撤退を余儀なくされることになりかねない。

また、事業の停止は、自らの損失に留まらず、取引先や顧客の事業停止へと影響が連鎖する可能性がある。

危機が発生したときに、事業所等に対して問われるのは、その事業所等が危機に直面した時であったとしても事業を遂行（継続）するという社会的使命を果たせるかどうか、である。特に、鉄軌道事業者や公益社団法人千葉県医師会（以下「千葉県医師会」という。）、一般社団法人千葉県歯科医師会（以下「千葉県歯科医師会」という。）、一般社団法人千葉県薬剤師会（以下「千葉県薬剤師会」という。）といった指定地方公共機関は、確実に事業を遂行（継続）することが求められる。

このことから、各事業所等は、自身の被害の局限化という観点に留まらず、個々の事業形態・特性などを考えたうえで、事業所等の存続の生命線である「事業継続」を死守するための行動計画である事業継続計画（BCP）の策定に努める。

(2) 事業継続計画の見直し

事業継続計画の策定後は、その時点における最適な事業継続計画となるよう、適宜、見直しを図る。